

平成24年第1回平群町議会

定例会会議録(第3号)

招 集 年 月 日	平成24年3月13日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 (開 議)	3月13日午前9時0分宣告(第3日)	
出 席 議 員	1番 井戸太郎	2番 戎井政弘
	3番 奥田幸男	4番 森田勝
	5番 植田いづみ	6番 山口昌亮
	7番 高幣幸生	8番 窪和子
	9番 山田仁樹	10番 下中一郎
	11番 繁田智子	12番 馬本隆夫
欠 席 議 員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	岩崎万勉
	副 町 長	山中淳史
	教 育 長	森井恵治
	会 計 管 理 者	瓜生浩章
	総 合 政 策 課 長	今村雅勇
	総 務 財 政 課 長	西本勉
	税 務 課 長	経堂裕士
	住 民 生 活 課 長	城光良
	健 康 保 険 課 長	水谷隆英
	福 祉 課 長	塚本敏孝
	経 済 建 設 課 長	植田充彦
	経 済 建 設 課 参 事	岡田守男
	監 理 課 長	上田武司
	教育委員会総務課長	岡田仁
	上 下 水 道 課 長	森岡博續
	総 合 政 策 課 主 幹	太田正治
	総 務 財 政 課 主 幹	西谷英輝
	住 民 生 活 課 主 幹	中村九啓
	健 康 保 険 課 主 幹	山口繁雄
	福 祉 課 主 幹	太田育代
	経 済 建 設 課 主 幹	北川晃生
	経 済 建 設 課 主 幹	寺口嘉彦
	教育委員会総務課主幹	松村嘉容

	教育委員会総務課主幹	村 社 仁 史
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 任	西 脇 洋 貴 森 田 アイ子 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

一般質問発言順序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
1	3番	奥田 幸男	1 シニアの肺炎球菌予防接種の勧誘と公費助成 2 県道椿井王寺線と椿井交差点改良について	
2	12番	馬本 隆夫	1 生駒市との行政連携の充実を 2 (仮称) 平群駅前東線拡幅状況は	
3	4番	森田 勝	1 土地開発公社から買い戻した土地等の利活用について 2 西山間部での農地造成等について 3 説明責任を果たす町政の執行について	
4	6番	山口 昌亮	1 再生可能な自然エネルギーの推進について 2 原発の「安全神話」ふりまく文科省「放射線副読本」の使用中止を	
5	8番	窪 和子	1 ~震災から1年~避難所となる学校施設の防災機能の強化を 2 コミバスを利用しやすいダイヤ見直しを 3 不妊・不育症治療への公費助成を	
6	5番	植田いずみ	1 学校図書館への司書配置について 2 公共交通の整備・拡充について	
7	9番	山田 仁樹	1 鳴川路線と平群西線交差点の交通安全対策 2 小学校再編成につい	
8	7番	高幣 幸生	1 平群町内の古文書等を町の活性化・防災に使えるように。 2 新コミバスの利用状況と町のコミバスについての見直しを。	

一般質問発言順序

発言順序	議席番号	氏名	質問要旨	頁
9	1番	井戸 太郎	1 長期的にみた英語教育の基礎作りについて 2 平群駅前開発について 3 容積率の緩和について	
10	11番	繁田 智子	1 幼保一体化について 2 役場庁舎の管理について 3 西山間地域における町づくりについて	

平成24年第1回（3月）
平群町議会定例会議事日程（第3号）

平成24年3月13日（火）
午前9時開議

日程第1 一般質問

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成24年平群町議会第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおり一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されておりますので、順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号3番、奥田君の質問を許可いたします。奥田君。

○3 番

おはようございます。

1番目、シニアの肺炎球菌ワクチン予防接種の勧誘と公費助成についてであります。

私は、最近、マスコミの広告によって知りました。日本人の死因の4番目が肺炎で、しかも亡くなる方のうち95%は65歳以上であり、肺炎の最も多い原因菌は肺炎球菌であります。抗生剤が効きにくく、耐性菌による肺炎が増加していると聞いております。今年もインフルエンザが流行しているのでなおさらのこと予防接種が肝心であります。インフルエンザワクチンは公費助成があるが肺炎球菌ワクチンはありません。一度の接種で5年以上も効果があることで、経費は7,000円ぐらいで少し高いが割安であります。肺炎球菌の接種率は外国と比べると日本が相当低く10%と知りました。これが原因で大病になり、健康保険がますますかさみ、保険料の支出がますます増加するため、ほかの自治体も65歳過ぎたら肺炎球菌をとワクチンの予防接種の勧誘とともに公費助成が増加していると聞いております。平群町も検討していただけたらどうでしょうか。

2番目、県道椿井王寺線及び椿井交差点の改良の進捗についてであります。

椿井王寺線については以前と変わらず、対面交通も困難で、歩道もあるのかないのか、そのまま危険であります。以前は登記関係がふくそうして手間取っているため遅れていると聞いておりましたが、そのほかにどのような原因で

遅れているのか、完成はいつになるのかお尋ねします。

また、椿井交差点については、今年度に設計が完了し、翌年度には着工すると説明があったが、どのようになっているのかお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの奥田議員さんの御質問にお答えをいたします。

昨年、他の議員さんからも同様の質問をいただきましたが、肺炎球菌性の肺炎は成人肺炎の25から40%を占め、特に高齢者での重篤化は問題になっております。ワクチン接種により肺炎球菌感染症の80%を抑えることができると言われており、インフルエンザワクチンと両方接種することが肺炎や死亡などを抑えると考えられています。この点は議員お述べのとおりでございます。

ただ、現時点におきまして、肺炎球菌ワクチンは予防接種法で言う任意接種となっております。個人が選択をして接種をする予防接種ということでございます。

そういった点も踏まえ、町独自の判断はなかなか困難なことから、国や予防接種部会等の専門家集団による見解を裏づけとした助成制度が必要と思われまますので、今後、引き続き国の動向に注視してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長

奥田君。

○3番

前向きな回答と思いますねけれども、小児用の肺炎球菌が公費助成であって、年寄りである、年寄りと言うたら失礼かな、65歳以上の肺炎球菌は公費助成がないということは余りにも不公平だと思いますので、次年度、また、あるいは将来にわたってシニアの肺炎球菌ワクチンを要望していただくようお願いしておきます。

これで終わります。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、2点目の県事業の関係の御質問にお答えをいたします。

まず、県道椿井王寺線でございますが、椿井王寺線につきましては、平群町域と三郷町域におきまして、現在、鋭意用地買収に向けた交渉が行われている

ところであります。

現時点の状況でございますが、12件の家屋調査に着手をされております。そのうち平群町内で土地が1件、家屋が3件、それと三郷町内で土地家屋セットで2件の契約締結を終えておるとい状況であります。

北信貴ヶ丘の地域におきましては、地図訂正の作業を進めているところであります。整理のついたところから用地交渉に着手をし、協力の得られる箇所から用地買収を行うと聞いておるところでございます。

それと、事業完了の時期でございますが、用地買収の対象となる家屋も多く、全体の完了時期につきましては現時点では公表はできませんが、一定区間のまとまった用地が確保できた区域につきましては、部分的に工事を先行して実施をしていただきまして、段階的に事業効果が発揮できるような工夫をしながら事業を推進をしていくと聞いておるところでございます。

続きまして、樺井交差点の状況でございます。これはこれまでも御説明を申し上げてまいりましたが、既に土地建物の契約が終わりまして、建物につきましては現在撤去作業中でありまして、今月末には解体撤去が完了する見込みであると聞いておるところでございます。現在、ことしの秋以降の工事の着工に向けまして、警察協議や地元自治会、さらには関係者と協議を重ねておるといことございまして、いずれにしましても、県道樺井王寺線の改良拡幅、それと樺井交差点につきましては、早期の事業着手、完了につきまして、町としても鋭意努力をしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議 長

奥田君。

○3 番

県の事業でありますけれども、事業を早めるためには、町としてはどんな手伝いをできるのか、全くできないのか、その辺はちょっと答えにくいかわりませんが、ひとつよろしくお願ひします。

そして、県道、交差点の事業効果を早めるために部分的に開通すると、非常に案も出していただいておりますので、事業進捗で事業効果ということがやっぱり一番大事やと思います。それで、できるだけ県のほうへ申達していただきたいと思ひます。

ちょっとだけ、最初の部分だけお答えいただけますか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

再質問でございますけれども、県とどのような連携ができるのかというよう

ことでございます。

これは、当然のことながら、平群町域の事業でございますので、これまでも私どもの町職員と県の職員とともに用地買収並びに地元交渉、そういったところにつきましては進めてまいったということでございます。とりわけ県道樺井王寺線につきましては、自治会であるとか、隣接の地権者であるとか、そういった方々につきましては、引き続きまして、町の職員、県の職員とともに交渉に、一緒になって進めていくと、これは変わりございません。そのようなことで鋭意努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

奥田君。

○3番

非常に前向きなお答えをいただきましてありがとうございます。よろしくお願ひします。

これで終わります。

○議長

奥田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号2番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

改めまして、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告により2点御質問をさせていただきます。明確な御答弁をひとつよろしくお願ひいたします。

1点目は、生駒市との行政連携の充実を。平成22年7月より生駒市との公共施設の相互利用による当町のウォーターパークと生駒市井手山の体育施設きらめきがそれぞれ住民と同様の料金で利用できるようになり喜ばれているところであります。そもそも公共施設の相互利用は、住民の利便性向上と住民相互の交流促進を図るとともに、施設全体の有効利用ができるメリットがあります。各自治体においても、道路網や鉄道網など、インフラ整備などがなされた地域においても、住民の日常生活圏が行政区を越え広域化をしています。また、今日、日本の経済の低迷や人口減少、自治体の厳しい財政状況により、一つの自治体で多様化する住民のニーズに応えるような施設整備や各種施設を単独で行うことは厳しい時代に来ていることは否めません。

昨年3月11日に発生し、多くの尊い人命が奪われた東日本大震災においても、救助、復旧、復興といった被災地支援のためには、地域間の行政連携が必要不可欠であることは明らかになっております。

平群町においても高齢化が進み、人口が減少する中、消防や医療、介護、老人福祉、環境衛生といった住民生活に直結する分野においては、生駒郡や広域7カ町の隣接する自治体との行政連携を推し進めているところであります。

近隣の自治体間の行政連携は第4次総合計画に明記されているところであり、住民による相互的でお互いに恩恵を受け合えるような地域活動化をより一層推し進めることにつながります。

そこで平群町の場合は、住宅開発が進められてきた立地条件や住民の生活圏から見て、人口12万人の隣の生駒市との本格的な行政連携を行うことが急務であるとの考えから、次の点についてお尋ねをいたします。

第1点、今後、平群町と生駒市との間でさまざまな分野の公共施設の相互利用を促進する考えはあるのか。

2点目、単に施設の相互利用のみならず、地方自治法の規定に基づく事務組合による多様なさまざまな施設の共同設備や共同運用を行うよう生駒市と協議を行うべきではないか。

3点目、現在策定中の第5次総合計画において生駒市との行政連携を主要施策として位置づけし、具体的な取り組みを行うべきではないでしょうか。

続きまして、大きく2点目でございます。

(仮称)平群駅前東線拡幅の進捗状況は。現在平群駅前周辺整備事業が行われております。平群の町の中心地のまちづくりを目指し、施行組合において駅周辺整備事業が着手されているところであります。この事業により、平群駅西側の整備を行うことはできますが、現在、平群駅東側である168号線バイパス沿道は都市計画法による線引きが見直され、大型店舗や医療施設が今後ますます充実することが予想され、また、このバイパスを利用して役場や公民館へと行かれる方も増加をします。

私は、昨年6月議会において、旧国道168号線と168号バイパスとを結ぶ幹線道路の拡幅整備が急務であることから、平群駅東側の国道168号線バイパスを結ぶ道路拡幅事業について一般質問を行いました。

現在、この区間については既に一定の拡幅が確保されている箇所や待避所が整備されているところがありますが、日々の通行料も多く、利用者の安全確保のため、道路拡幅は最重要課題であると考えております。

そこで6月議会において、町当局により非常に前向きな答弁をいただいていることを踏まえ、次の点についてお尋ねいたします。

1点目、道路拡幅整備を行うために、事業メニューの調査研究は具体的にどの程度進んでいるのか。

2点目、道路拡幅整備における利用者の実態把握や費用対効果はどのように

把握しているのか。

3番目、道路拡幅整備の具体的な着手時期はいつごろになるか。

以上、大きく2点の質問についていたしました。町当局の明確な御答弁をひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

馬本議員さんの御質問にお答えいたします。

1点目の生駒市とさまざまな分野の公共施設の相互利用を促進する考えはあるのかという御質問についてですが、議員の御指摘のとおり、隣接の生駒市とは地理的にも住民の生活圏の区域としても大変密接しており、ただいま述べられたとおり、一部の施設で生駒市との相互利用を行っておりますが、効率的な行財政運営を進めていく中でも、近隣市町との連携は有効な手段であり、今後も広域行政を進めていかなければならないと考えております。

公の施設の設置については、当該団体の住民の利用に供するためのものであり、原則として他の団体の住民の利用の供することを予定していないということですが、公共施設の相互利用に関して、第一義的には平群町民の利用や利益が損なわれない限りで、平群町と他団体との双方の住民ニーズやメリットがあり、住民相互の交流などが図られるような形であれば基本的には前向きに検討してまいりたいと考えております。

2点目の事務組合など、さまざまな施設の共同施設の設置や共同運営を行う生駒市との協議を行うべきではないかという御質問ですが、現在、王寺周辺広域市町村圏を中心に一部事務組合を組織して共同運営を行っている消防組合事業を初めとする共同運営事業や竜田川流域の関係市町村で構成する協議会や生駒山系に隣接する関係市町村で構成する協議会による事業など、生駒市を含む多くの近隣市町との連携による事業を行っております。

事務組合や共同設置、共同運営という形態については、法令の問題や財政負担などの面で解決しなければならない課題がありますが、また、相手方のあることなので、双方の基本的な考え方や方針の一致が必要ですので、まずは広域連携といった形態で、双方の行政ニーズ、住民ニーズを把握し、可能な分野、可能な事務で調査研究を行ってまいりたいと考えております。

3点目の第5次総合計画において、生駒市との行政連携を主要施策にして位置づけし、具体的な取り組みをとの御質問ですが、第4次総合計画の中でも、広域行政推進といたしまして、王寺周辺広域市町村圏だけでなく、隣接する4市、生駒市、大和郡山市、八尾市、東大阪市との連携強化について記述されて

おります。第5次総合計画に当たり、住民アンケート調査やまちづくり会議、パブリックコメントなどによる住民の皆様から幅広く意見聴取や議会代表、有識者、各種団体代表や公募による住民代表で組織する第5次総合計画審議会に諮問いたしまして、意見等の聴取を行い計画に反映させることや、また、現在、第4次総合計画の検証作業も行っておりますが、広域連携の必要性や課題は大変重要な課題であると認識しており、第5次総合計画においても第4次総合計画の基本方針を踏襲し、生駒市も含む隣接市町との行政連携の推進強化について、議会の皆様からの御意見もいただき、引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、具体的な施策としては、現在、それぞれの分野で実施している広域連携を引き続き継続実施し、その成果やよい点を伸ばしていき、また、そういった近隣市町とのつながりをベースにして、住民ニーズや費用負担などの面を考慮し、可能な分野でさらなる広域連携の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

1点目についての小さい1でございますけれども、基本的に前向きに取り組んでいくということでおっしゃっていただいて、非常に喜んでおる次第でございます。一定ウォーターパークについてちょっと調べさせていただきましたら、平成22年には3万744人、そのうち生駒市の方が5,946人ということでございまして、大体19.3%の方が御利用していただきました。

23年度においては、全体で2万9,621人の入場者がございました。生駒市の方が8,449人、何と28.5%、率でいいますと2,503人の方が増えて、そして、99.2%の増でもございます。

そこで、それは無料、有料ございまして、しかし、有料の方の入場者数を調べますと、22年度におきましては2万3,563名の方が利用され、その中で基本的に生駒市の方が、先ほど言いましたように5,946人、何と25.2%、有料の中、御入場いただいておりますわけでございます。23年度におきましては、有料で2万2,167名、そして8,449人、有料の率で行きますと38%の生駒市の方の御利用がございました。非常に、平群町におきましても、きらめきの施設を御利用させていただく一部をちょっと聞きますと、非常に平群の住民の方も喜んでおられたということも聞きまして、私も非常に喜んでおるところでございます。

先ほどおっしゃっていただきました、基本的に前向きにということで、より一層の御努力をまずお願いを申し上げます。

続きまして2点目でございます。小さい2点目でございます。今後の地方自治法の284条の関係なんでございますが、一部事務組合、それと広域連合というふうに地方自治法の関係で明記されておるわけでございますが、この件について調査研究をしていくという御答弁をいただいたわけでございます。

確かに平群の住民にとって、将来がですよ、生駒市の住民にとってもメリットのある、また大事なことであります。この一部事務組合については非常に政策的な、町としては非常に政策的な大事なことでございます。再度町長から御答弁をひとつよろしくお願ひしたいなと思ひます。

3点目の、今度、第5次総合計画に、明記は一応第4次総合計画には明記をされておるわけでございます。その中に基本方針としてということで、広域市町村圏のみならず、隣接4市、生駒市、大和郡山市、八尾市、東大阪市等の連携を強化し、町の振興、発展を促進するというところで、第4次総合計画に明記されているわけでございます。また、今後は、その第5次総合計画については今村課長は、議会にも諮って、いろいろ検証も、第4次総合計画を検証しながら、また、議会に諮って、位置づけをしていくということで、またひとつその点についてはよろしくお願ひしたいなと思ひます。

1点目、3点目は結構でございます。ちょっと町長、2点目について、一部事務組合とか将来のことを考えて、これはもう平群町にとっては大きな町長としての御政策になるんじゃないかなと、その点、町長はどのようにお考えを持っておられるか。町長の御見解をひとつよろしくお願ひいたします。

○議 長

町長。

○町 長

本当に貴重な御提案をいただいております。

生駒市に限っての御質問かと思ひますが、生駒市とは、御指摘のように、井手山のきらめきと平群町のウォーターパークを相互利用するということをきっかけに、生駒市長とは、それ以前もそうでございますが、現在もそれをきっかけに、非常に良好な関係にございます。特にいろんなところで市長にお会いするわけでございますが、平群町鳥獣被害の協議会、あるいはまた、竜田川流域の廃食用油のバイオディーゼルフェューエルの政策などを通じまして連携を深めているわけでございますが、郡山土木管内、生駒郡4町と生駒市あるいは郡山市が入っておるわけでございますが、そういった場でもよくお会いしますし、いろんな情報交換も現在も行っておるところでございます。

そういったことも含めまして、特に生駒市は隣の市でございまして、電車も同じ電車でございます。新しい住民も、お互い同じような状況で町に入ってきているわけでございます。非常に似たところがあるまち、市であるなというふうに思っております。

そういう観点から、お互いやっぱり行政として弱い部分がある、あるいはまた強い部分もあるということございまして、そういった意味で、お互いの市民、町民がそれによって利便性が向上することであれば、これは本当に前向きに考えていかなければならない。

まずは、いきなり一部事務組合とはなかなか行きませんかでしょうけども、速やかに、私今思いますのは、トップ同士のテーブルを用意できるように生駒市長に働きかけていきたいなというふうに思っております。これは本当に積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞ今後とも御指導御鞭撻くださいますことをお願いしたしまして、答弁とさせていただきます。

○議 長

馬本君。

○12番

前向きな、本当に町長の政策として、私、言うたら、本当に将来の展望を考えた町長の御答弁やと思います。

確かに生駒郡も人口も7万8,000、約8万弱でございます。生駒郡内はね。生駒市は12万の人口の方がおいでになるわけでございます。

町長、今後、だいたい、いま、良好な関係にもあるということで御答弁もいただきました。将来はトップ同士のテーブルに着いてお話したいということでもございます。

町長がいまおっしゃったように、生駒市にとっては弱い部分、また、平群町にとっても弱い部分、いろいろあるということで、いろんな構想を頭に描いておられるんじゃないかなというふうに私は想定をいたします。

そこで、ひとつこの機会を、私のわがままではございませんけども、町長もそういうお考えを持っておられるならば、ひとつその事務をですね、どこかの所管の課に一定の事務を、窓口をつくっていただきまして、役場の職員同士の、まず、協議会、そういう一定の機関を置いてね、定期的に生駒市と協議会をつくっていただいて、最終的には、町長、トップ同士のレベルでテーブルについていただくというふうにしていただくようなお考えはないでしょうか。よろしく申し上げます。

○議 長

町長。

○町 長

それぞれの課題が持っておられると思いますので、そのようにしてまいりたいというふうに思います。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、ありがとうございます。非常に、隣の生駒郡、広域7カ町も非常に大事にしなければならないんですけど、生駒市もいろんな協議会、おっしゃったように、郡山土木協議会とか、いろんな、竜田川の清流の関係で、ほかの関係でいろいろな協議会も、鳥獣の駆除の関係のいろいろな協議会もありますけども、本当に町長自身、前向きに大きな、平群町にとっては大きな私は町長の御答弁であったというふうに認識しております。まず、今後も御努力をひとつよろしくお願い申し上げます。

一つはこれで結構です。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、大きな2点目の（仮称）平群駅前東線の進捗状況につきまして答弁を申し上げます。

本件につきましては、昨年の6月議会で議員から御質問をいただいております。調査研究を行うという旨の答弁をいたしております。その後の経過を申し上げます。

御質問の1点目から3点目までは密接に関連をいたしますので、一括答弁とさせていただきます。

本路線につきましては、ことしの1月に午前7時から午後7時までの12時間の交通量調査を町において実施をしております。調査結果についてですが、車両は平群駅から三里交差点の東行きは936台、三里交差点から平群駅への西行きにつきましては1,336台という結果が出ております。歩行者につきましては、西行き、東行きともに約でございますが300人前後の方々が行われているという結果となりました。

このような状況を把握した上で、本路線の整備につきましては、補助事業のメニューとしての採択の可能性につきまして、県の担当部局と協議をしているところでございます。

県の見解としましては、事業の申請をするのであれば、部分的な拡幅ではなく、この路線全体の道路拡幅、延長で197メートル、それと歩道設置の計画

がセットであるということが採択の条件でありまして、さらにはこの路線の整備に対しまして、関係する地権者の理解と協力をいただけるという旨の確約があれば採択の可能性は高いという回答を得ておるところでございます。

補助メニューの採択以外にも、都市計画道路西線の整合性や踏切部分の改修に伴う統廃合の問題、さらには関係する地権者の事業実施に向けた意向確認など、さまざまなクリアをしなければならない課題があります。このようなことでございます。具体的な整備手法や事業化の検討につきましては、まちづくりやロードネットワークの観点、さらには町の財政状況も踏まえまして、引き続いて調査研究してまいりたいと考えておりますので御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

まず、お礼を申し上げたいと思います。たしか1月の、ちょっと調べましたら、26日の木曜日午前7時から午後7時まで12時間、寒い中、交通量調査をしていただきまして、まず感謝申し上げます。

そこでちょっとお聞きしたいんですけども、一番狭いところで3.6メートル、一番広いところで7メートルございます。待避所は2カ所ございます。先ほど御答弁いただいた交通量、また、通行の歩行者ですね。その道において、この狭隘な道において、課長自身はどのようにまずお考えをされているかということでお聞きを申し上げます。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

ただいま議員から御指摘のありましたように、一番狭い最小幅員で3.6メートルでございます。さらに言いますと、平群1号踏切ですね、これが全幅で3.7メートル、有効で行きますと3.3メートルということですので、対向は不可能であると、そういったことがあります。全長でこの路線は1号踏切からちょうどバイパスのところの三里南交差点ですね、この箇所までが197メートル、約200メートル弱であると。その中で、実際に拡幅できている区域、拡幅といいますのは約7メートルぐらいの退避所なんですけども、その区域が2箇所あるということで、これもただいま議員から御指摘をいただいたわけなんですけども、当然のことながら、その退避所整備ということで、いままで事業を行ってまいったということもございますけども、当然のことながら、これは全体的な何らかの整備が必要であると。そういった中で、着手できるところから

着手して手がけていくという、このようなスタンスで臨んできたということでございます。

全体の整備につきまして答弁をいたしたとおりでございますので、もう少し調査研究をさせていただきたいということでございます。そういったことで御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長

馬本君。

○12番

なぜ課長にどのように御感想をお持ちかということをお聞きしたのか。いま、平群駅周辺整備事業、19メートルの都市計画道路ができます。18年から始まって29年、12年間を予定されて、駅周辺整備事業は着手されているところでございます。この都市計画道路ができたら、より一層交通量が、アクセス道路として旧のバイパス並びに旧の168号線、並びに168号線バイパスのアクセス道路として利用度が高まってくると私は思います。

率直な感想を聞きたかったんですけどね、課長。要するに、197メートルの長さの中で、狭隘な、狭隘やから待避所を2カ所設けられたことはよく理解をするわけですけど、将来の展望を見据え、駅前の都市計画道路へ将来開通することを見据えたならば、交通量調査をしていただく、交通量の。道路の幅員に対する交通量はどのように感じておられるというのは、いまの交通量の計算するとあの道路ではいけない。車の対向もできないところもあるとなればね、いち早く私は着手、調査研究、前も調査研究もという御答弁をいただいて、この1月26日に調査研究をしていただいたわけでございます、交通量の。その交通量の結果を見て、課長自身は、改めてお聞きをいたしますけども、どのようにお考えでございますか。ごく簡単な御答弁で結構でございます。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

当然のことながら、駅の要するに東側の利用者の、これは歩行者、またはドライバーの利用率は高いという判断をしております。したがって改良の必要性は高い。ただ、どのような規格の道路にするか、これにつきましてはもう少し調査をさせていただきたいという、こういうことでございます。

○議長

馬本君。

○12番

御理解いただきましてありがとうございます。

改良せねばならないということの御答弁をいただきました。それに対してどのようなメニュー、補助対象メニューを持っていく、またはどのような絵をかくていくということの調査研究をしていくというふうな前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。一日も早くあこが、歩行者が、また車のドライバーが安全に走行できますことを御祈念を申し上げまして、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

馬本君の一般質問をこれで終わります。

発言番号3番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4番

ただいま議長の許可を得ましたので、通告どおり質問いたします。

まず最初は、土地開発公社から買い戻した土地の利活用についてであります。

町は開発が望めない土地開発公社が長期保有する塩漬け土地を第三セクター等改革推進債19億1,570万を償還期間20年以内、利率5%以内の条件で起債することが今議会初日に可決になり、公社を解散することが決まりました。

しかし、取得金額約15億4,900万の土地が、金利を足しますと、簿価約18億7,000万の土地の略鑑定は約3億5,000万円だったものが、今議会途中で示された正式な鑑定によりますと2億8,800万、坪に直しますと3万2,600円、略鑑定よりも約6,200万安いことが明らかになりました。これによりまして、町の負担といたしますか、住民の負担がさらに多くなったわけでございます。

そこで、町が公社から既に買い戻した土地、来年度買い戻すといえますか、公社の解散によって町が引き取る土地に関連しまして2点お尋ねいたします。

1点目は、町が買い戻した土地などの利活用のごとでございます。

本年度まで、町は、公社から買い戻した土地は本来事業目的があつて買い戻したわけでございます。しかし、いまだ具体的な利活用がなされないことはまことに残念であります。これまで町は利活用のない土地を公社の経営の健全化の名目で、理由で買い戻したことになります。平成19年度以降は、町は既に使っていたふれあい交流センターの土地を買い戻し、平成20年度、21年度は駅周辺整備事業用地のうち駅周事業の区域に含まれている土地を買い戻したもので、使途、使い道がはっきりしております。

また、公社自身も、今年度、バイパス沿いの土地を民間売却して、評価損1,850万を出し、健全化するということの自助努力は一応評価できるものであります。

そこで、平成23年度まで町が公社より買い戻した土地、加えて公社の解散によって町が引き取る土地の民間売却も含めた利活用をいつごろまでに議会にお示しいただけるのでしょうか。

2点目は、長期保有塩漬けに至った経緯と責任のことをございます。

土地開発公社の健全化計画に基づき、公社から買い戻した、また、公社の解散で引き取る土地によって発生する町の負担、住民の負担は先ほども申し上げましたが、第三セクター債による元金償還と利子合計は、町の資料によりますと約20億5,940万、いままで用地先行取得債による元金償還利子合計は13億6,250万、本年度まで、町が公社が金融機関から借入金の利息を補助しておりますが、その金額は約3億2,200万、21年度評価がえによる評価損は4,330万、本年度民間売却によって評価損、約1,850万、用地先行債によって買い戻した土地の評価はわかりませんが、公社の解散によって引き取る土地の評価額は、先ほども申し上げましたように、約2億8,800万を差し引いた額、すなわち公社の塩漬け土地によって町の負担といえますか、住民の負担する額は35億を超え、町民の人口が2万人とすると住民1人当たりの負担額は17万5,000円になります。それ以外には詳細はわかりませんが、土地にさくを設置したり、草刈りをしたり、事務管理などの維持コストを加えますと相当の額になるのではないかと思います。

そこで、町の負担が35億を超えることから、責任の所在を明らかにするには、町職員が解明するのではなく、やはりお金をかけてでも弁護士や不動産鑑定士などの第三者によって責任の所在を明らかにすることが大事で、住民への責任を果たし、そのことによって住民の理解が得られるのではないのでしょうか。

この件につきましては、先の第三セクター債起債の審議の折に、答弁の確認の意味も含めましてお尋ねしております。

次に、西山間部での農地造成等についてであります。

西山間部では、ここ数年、農地等の造成工事が県や町の許認可を受け、あるいは許可を受けずに無許可で不法な造成工事が行われております。中には許可を受けた工事の中でも、中断あるいは途中で放棄していると思われる工事も見受けられます。無許可の不法な造成工事はもってのほかであります。理由はともかく、工事を中断あるいは放棄されたままでありますと、自然環境だけではなく、防災上の観点からいっても危険で、好ましくありません。

そこで、現在、西山間部の造成工事の進捗状況といえますか、町はどのように把握しているのでしょうか。また、不法な工事や中断あるいは放棄している工事について、町はどのように対応しているのでしょうか。この問題につきましては、1年前、平成23年の3月議会で、他の議員の一般質問でも明らかに

なって以降、町の対応とその後着手した工事についてお尋ねします。

福貴のグラウンドの工事は中断して1年以上たちます。櫛原の農園天国の造成工事は、事業主から是正計画を受け取って、これも1年たちます。信貴畑大橋の西側、七倉の農地造成工事は町の土砂条例違反、砂防法違反が明らかになって、これも1年たちます。櫛原の農園天国の南側の造成工事は、町は要請があると認識して、これも一年たちます。新しく造成工事としては、櫛原地区の農地造成は昨年着工したとしておりますが、トラックの走行などでトラブルはないでしょうか。また、信貴畑の旧県道沿いの残土造成工事は、町の土砂条例許可による工事だと思いますが、工事の概要はどのようになっているのでしょうか。そして、福貴畑、明心だと思ふんですけども、造成工事がなされております。どんな法律による工事をしているのでしょうか。そして、それ以外に許認可を受けた造成工事があるのでしょうか。また、町は、無許可や要請と認識している造成工事を掌握しておられるのでしょうか。

3点目は、説明責任を果たす町政の執行についてであります。

本町では、町が保存する公文書を住民に知っていただくことによって、町の仕事やその内容を住民の皆様理解いただき、公正で開かれた町政を執行するため、平成13年4月1日付で町情報公開条例が施行され、住民から求められたものについて情報公開するようになっていることは一応評価できるものであります。

しかし、今日では、住民から求められる情報、求められない情報も問わず、すべて包み隠さずオープンにしないと、住民の理解と納得が得られないのではないのでしょうか。

そこで、山積する町の課題を解決するため、町政の執行に至ったプロセスも含め、住民への説明責任をどのように考えておられるのでしょうか、お尋ねします。

町長は、今議会冒頭、説明責任の大切さを、重要性を声高に言われましたが、今議会で工場等立地促進条例、幼保一体化総合こども園の建設、行政代執行、公社の塩漬け土地の責任解明など、議会への説明責任を果たしていないのに、何が住民説明だと虚しく空虚に思うのは私だけでしょうか。

以上3点質問しました。町長を初め、当局から簡潔明瞭に誠意ある答弁を期待します。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは御質問にお答えさせていただきます。

初めに御質問の土地開発公社の問題についてです。土地開発公社の問題につきましても、この間の公社を取り巻く状況としまして、公社が保有しております土地の時価と公社の帳簿価格に大きな乖離が生じていること、また、保有土地そのものが長期化し、いわゆる塩漬け土地化していることを議会や住民の皆さんのほうにも御説明をさせていただいたところでもあります。

そこで1点目、買い戻した用地の今後の利活用方針をいつごろまでに議会に示すおつもりであるのかという御質問だったと思います。

公社問題におきますここに至るまでの責任問題の検証を中心としたいいわゆる過去の総括につきましても、当然、言うまでもなく重要であるというふうに考えます。しかし、それ以上に、この現実を直視して、未来に向けて今後いかにして、こうした損害を最小限に抑えていく方策を立てて、それを実行していくかということが最も重要なことでないかというふうに考えております。

御指摘いただきましたとおり、こうして町有地として既に関し戻した用地を含め、三セク債を使い、今後さらに多くの町が引き取るようになってくるこれら町有地の処分や利活用がこれからの最も重要な行政課題になってくるというふうに考えています。

保有地の処分及び利活用方針につきましても、平成22年度に策定した公社経営健全化計画において、用地ごとに民間売却、代替地、事業化など、一応の町内部では仕分けをしております。したがって、これをベースにさらに加えて、これら公社用地以外にも町が保有しております遊休資産も随分ございますので、これらも含めて、その処分や利活用について、現在策定を進めております第5次総合計画との整合性も図りながら、総合的に計画策定をしていくつもりであります。

なお、その目標時期としましては、平成24年度内と一定の目途としていきたいというふうに考えております。当然まとも次第、議会のほうにも御報告をしたいというふうに思っております。

次に二つ目の御質問の長期保有、塩漬けに至った責任と住民への説明責任についての御質問でありました。

このことにつきましても、先の議員全員協議会でも御報告させていただきましたが、大きくは二つの側面があるというふうに考えております。一つ目は、当然ながら取得の責任、取得時の責任でございます。御承知のとおり、公社はみずから独自の判断で用地を取得することはなく、町や県からの先行買収依頼に基づいて、金融機関からの融資を受けて用地を取得します。しかし、その際、この先行買収依頼そのものが議会などのチェックが十分に入るものでもないため、その買収要請の妥当性等について、必ずしも十分な協議がなされていなか

ったのではないかと思われる節もあります。

次に、二つ目の責任につきましては、簿価を上昇させた長期保有の責任、いわゆる放置の責任であるというふうに考えております。公社用地の取得はすべて、先ほども申しあげましたように、金融機関からの借入金で賄われており、当然借り入れの期間が長期化すればするほど利息の負担が年々膨らむにもかかわらず、漫然と毎年度多額の債務保証を繰り返すだけで、頓挫した事業の代替策を協議することもなく放置してきたことが公社保有を長期化させ、問題をより複雑化させた要因であるというふうに考えられます。

つまり、公社側からすれば、町からの依頼で用地を取得するだけのこと。一方、町としましても、町はとりあえず公社に取得をさせておけば、町財政に当面直接の影響はないし、議会チェックも薄いといった安易な意識が問題を拡大させたものというふうに分析をしております。

なお、公社問題につきましては、これまでも機会あるごとに住民周知に努めてきたつもりであります。今後も当然積極的な情報開示に努めると同時に、住民説明会等も含め、できるだけ丁寧に住民への説明を重ねていきたいというふうに考えているところであります。また、同時に引き続き現存しております文書類の掘り起こしも可能な限り行いながら、最大限の事実確認の集積に努めてまいりたいというふうに思っています。

そして、もちろんその中から問題となる、例えば重大な瑕疵を伴うような新事実等が出てくるようでありましたら、責任追究もできるかどうか等、専門家の意見も仰ぎながら、また、外部監査の必要性につきましても前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

西本課長、どうもありがとうございます。

いま思えば、右上がりの時代であつても、あんな土地をあんな高く、あんな値段で買ったとは、不思議で私はたまりません。町は高齢化がほかの市町村より進捗は高く、早く、また、人口減少する中、新たな町施設を建てることの財政余力は私はないと思います。活用はかなり難しいのではないかと思うわけですが、そうはいつでも利活用を図る必要がありますので、私は懸賞金でもかけて、住民からアイデアを募集とか、そういうことも考えていただきたい。

しかし、先ほども申しあげましたように、先の幼保一体化施設こども園の建設計画でも明らかになりましたように、土地そのもののポテンシャルがないの

で、また、これも民間売却も非常に難しいというふうに思います。

しかし、町広報誌やホームページなどで広く告示することによって少しでも高く売るといった努力をしていただきたいと思います。

利活用につきましては、24年度中に方針をお示しただけで、非常にありがたいことですが、35億ですね、総額ですね、私の計算では35億ぐらいの町負担、すなわち住民負担になるわけですから、住民は19億何がしの、どう言うんですか、第三セクター債だけの負担だというふうに理解しておられる方も多いと思うんですけども、いままでの町の負担が35億ほどあるわけですので、これはしっかり住民の皆様のご理解と納得を得られるためには、ぜひとも職員だけの調査に終わらずに、ぜひ第三者による調査を求めています。その辺のことについて、もう一度御答弁いただけませんか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

先ほども少し触れましたけども、外部監査、第三者の調査ということも、もともと必要でないというふうには考えておりませんでしたけども、前回の全員協議会の中でも申し上げましたけども、一応、一定、この間、町のほうでも、ある資料については見てきたつもりです。以前にもかなり公社の内容については、町の内部で深く調査研究した、そういった内容のものもございましたので、それ以上のものを外部監査に求められるのかなというふうなのが若干感じとれてます。

それはなぜかといいますと、他町の話であれですけども、他町で出ております外部監査の報告書などを見ておきますと、大体そこらの部分については、町のほうでも内部調査で十分対応できるというふうな内容のものというふうに感じました。

町の代表監査の先生のほうにも御相談もさせていただきまして、当面は、いま早急に外部監査をとって、高額な金額を出して外部監査をするまでもないのではないかというふうなことでしたので、今後しないという話ではありませんけども、する必要性があれば、当然、議会のほうにも御相談をさせてもらいまして、予算をつけてしていきたいというふうには思っております。

○議長

森田君。

○4番

町の職員の調査で十分だという代表監査委員の話でございますが、やはり35億という町の一般会計の半分に値する金額でございますので、これは

ぜひとも第三者による調査を、これは必ずお願いしておきたいと思います。

それとですね、本年度まで買い戻した土地、来年度、公社解散によって買い戻す土地の財産区分ですね。これ、行政財産ですか普通財産ですかお尋ねいたします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

基本的には普通財産という形の区分になってこようかなというふうに思います。物によって精査しなければならないと思いますけども。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。この問題は、町と……。

○議長

森田君、マイクからちょっと手を離してください。

○4番

はい、ごめんなさい。

この問題は、町としても住民としても大変重要な問題でございます。いままでのことを明らかにして、町も議員も住民もオール平群で利活用を図るべきじゃないかと思えます。そういうことを申し上げております。

それでは、次、お願いいたします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、大きな2点目の御質問にお答えをいたします。

西山間部での農地造成の御質問でございます。現在平群町内で稼働中の土砂の搬入搬出を伴う工事につきましては、すべて許可に基づくもの及び承認された是正計画に基づくものであり、許可を得ずに行われていた事業や是正の必要な工事につきましては、すべて停止命令等によりまして現在停止中であります。

今後の対応につきましては、町内部、事業者、土地所有者も含めまして、調査や聴聞などを行い、是正指導を行っているところであります。

稼働中の事業につきましても、基本的には週に複数回、職員で巡回確認を行うとともに、必要に応じまして、現場内での搬入物の確認や現場の責任者に聞き取り調査を行っている状況でございます。

議員がただいま何点か述べていただきました造成工事につきましては、町の

土砂条例の許認可を受けたものや他法令に基づく事業も含まれております。現時点で町が把握している範囲では、冒頭に申し上げましたとおりでありまして、それ以外につきましては指導する事案はないというふうに認識をしております。

質問の中で3項目質問がありましたのでお答えをいたします。

まず櫛原のダンプのトラブルがないかということでございますが、ダンプのトラブルにつきましては、現在私どもは聞いておりません。

2点目、信貴畑の工事概要ということでございますが、これにつきましては、町の土砂条例に基づく許認可ということで、農地造成目的でございます。行為面積が9,492平米、土砂搬入が約2万1,000立米ということでございます。

最後、福貴畑の現場という、どういう許可かという御質問でございます。これは行為面積が500平米未満であるということで、土砂条例には抵触しないというふうに判断をさせていただきました。

奈良県自然環境保全条例の法手続きを経た事業であるという認識をしております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

私が質問したのは、昨年3月議会から、工事が中止されたりとか、問題があった工事についてどのような対応をされているのかということをお尋ねしたわけでございまして、やはり自然豊かな平群町を守るために、例えば福貴のグラウンドにつきましても、工事がそのままにほったらかしというたら表現はよくないんですけども、そのような状態になっておりまして、その他にも私は中止になって草ぼうぼう、土砂がむき出しになっているところが見受けられるわけですけども、その対応についてどのように考えておられるのかですね。

それとですね、櫛原大橋の南側でも、土砂の搬出しているところが見受けられました。これは看板がですね、造園業者と建設業者の看板がかかっております。福貴畑の片福貴墓地の近くでも何か土が盛ったようなところがございますし、福貴の星ノ尾の墓地区でも何か工事をやられているように思うわけなんですけども、その辺についてちょっと御答弁いただけませんか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

議員の一般質問につきましては、7項目に対して、それ以外の造成工事があるかという一般質問、それともう一つは、放置している工事について町はどのように対応しているか。それに対しては、一定、冒頭の答弁で答えさせていただいております。当然のことながら、町の許認可につきましては、町はすべて掌握をしております。それに対してはすべて是正命令であり、いろんな部分で法手続きを行う中で対応しておるということでございます。

ちょっといまおっしゃっていただいたのは若干通告外ではないのかなということで、私ども、そこまでは掌握をしておりますので、答弁は差し控えさせていただきたい。

○議長

森田君。

○4番

いや、私は町として掌握されているのが、パトロールしているわけですから、当然掌握していると思うわけですから、それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども。そんなことは別として、これはきっちり、また別の機会でも報告をぜひともお願いしたいというふうに思います。

櫛原の農地造成については、トラブルもないということで、進んでいるということで、それはありがたいことだと思うんですけども、先ほど申しました件で、きっちり調査もしていただきたい。

それとですね、今議会でも問題になりました信貴畑の土地の野積みの工事ですね、土砂条例違反で、事業主を町が告発して逮捕者が出ましたですね。その方が懲役になり、そういうことが議会でも明らかになったわけですが、当然、公平の観点からいっても、無許可や不法な造成工事、是正指導に従わない事業主や所有者に対してどんなタイミングで町は告発されるのでしょうか。念のために確認いたします。

○議長

いま、森田君の質問の中で、工事のいろんな現場確認等は町のほうでやっております。ただ、告発等の件については通告されておられませんので、答弁のほうは結構です。

はい、森田君。

○4番

1年間たっておりまして、何かいま聞いておりますと、何もしていないような、私には受け取られました。受け取りました。

22年度の12月議会でも、他の議員の一般質問の中で、条例違反の行為が継続していることで、条例改正も含めて検討するというのを町長が言われて

ますし、住民説明会でも言っておられます。

町長はもうお忘れかもわかりませんが、このことは重罪でございます。町長は、いままで、この2年間たつんですかね、1年半なるんですかね。どのようなことに取り組んでおられたんでしょうか。また、土砂条例の難しさというんですかね、その条例の適用について非常に難しいということございまして、これも検討するということになっておったと思うんですけども、町長の姿勢を問われることでございますので、ぜひとも町長から御答弁いただけませんか。

○議 長

町長。

○町 長

平群町のこの緑豊かな自然環境は、平群町の町民みんなの財産であるというふうに考えております。したがって、違法な形で土砂を持ち込むというようなことは決して許されるべきことではないということで、議員述べられてましたように、告発も辞さずということで取り組みを進めております。

土砂条例の改正につきましては、現在、原案ができて、いま、地方検察庁のほうでチェックをしていただいております。6月議会には提案させていただきたいというふうに考えております。今後とも平群の緑を守るために、毅然とした対応をとっていきたいというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。検察庁って、ちょっと意味がわからなかったんですけど、まあそういうことで、条例改正も含めて6月議会ではお示しいただけるということで、非常にありがたいというふうに思っております。やはり公平という観点で、毅然とした態度で臨んでいただきたいことをお願い申し上げます。

それでは次お願いいたします。

○議 長

総合政策課長。

○総合政策課長

それでは3点目の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、町政執行において、住民の皆様の理解や納得の得られるよう、住民への積極的な情報提供を行い、情報共有を図っていくことは、開かれた町政執行を進める上の前提として、最も重要なことであると認識して

おります。先般実施いたしました住民のアンケート調査において、協働のまちづくりを進める上でどのようなことが重要であるかの調査結果では、回答者の46.2%が住民と町と情報の共有化、情報提供、意見交換の場の充実などが高い割合を占めるなど、住民の皆さんが積極的な行政情報の提供を求められていること、また、町として積極的な情報提供に努めているものの、住民意識としてはまだまだ不十分な点があるということがあり、その重要性につきまして認識したところでございます。

情報提供や公開することで事業の執行や関係者の不利益や混乱を生じるおそれのあるような事案など、公開を控えることが適切であるような特段の配慮が必要な場合を除き、基本的には住民生活にかかわる町政の重要事項などについて、企画立案、実施など、それぞれの節目節目の段階でできるだけ速やかに町の方針、考え方などの行政情報をオープンにし、住民の皆さんとの情報共有を図り、御意見をいただき、アンケート調査など、住民ニーズを把握し、計画や意思決定に反映できるよう努め、また、実施段階においても住民の皆様にも参画していただくなど、執行のプロセスが見える形で積極的な情報提供に努め、説明責任を果たし、開かれた町政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

長
森田君。

○4番

今村課長、ありがとうございます。

説明責任につきましては、受ける側によって大きな違いが出るのがよくわかるわけですが、政府の税と社会保障の一体改革、TPPの締結、一票の格差、原発事故による汚染廃棄物の処理など、マスコミの多くは政府の国民への説明責任を果たしていないと言っております。

平群町では、先に申し上げましたように、住民への説明責任の手段の一つとして、町広報誌やホームページがあります。ホームページの運用はどのような基準で運用されているのでしょうか。

といいますのも、トピックスの欄に、福祉計画策定委員会の傍聴の御案内、第3回地域公共交通の開催、障害者福祉関係計画の御意見募集、高齢者介護関係意見募集、住民説明会の実施状況、4月からごみの回収方法の変更、第3回へぐり時代祭りの開催などがホームページに掲載されております。

しかし、逆に、廃棄物減量等審議会の開催、国民健康保険の運営協議会の傍聴は住民にオープンにしておりますが、それにもかかわらずホームページに掲載されておられません。だれが考えてもおかしいのではないのでしょうか。

また、町内一斉放送のことをございますが、規定はあるというふうに聞いておりますが、運用がばらばらではないでしょうか。そのことについて御答弁をお願いいたします。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

先ほども答弁申し上げましたとおり、町といたしましての住民への説明責任を果たし、開かれた町政執行、よりよい町政執行を目指しまして、広報であるとかホームページを中心とした広報媒体に加えまして、例えばいわゆる防災無線等につきましても住民への情報の提供を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

本当にこれからの行政、非常に難しいところに来ておると思うんです。国も平群町も含めてですね、やはりすべてオープンにされることが一番いいんじゃないかというふうに思います。よいことも悪いことも含め、すべてオープンにすることが説明責任を果たせるというふうに思います。

町当局は、今議会でもいろいろ御説明を受けましたけども、やはり何か緊張感が欠ける町政運営をしておるんじゃないかというふうに私には見受けられます。あわせて、今回のことはやはり町職員の人事が滞っているんじゃないかと、そういうことが起因しているんじゃないかというふうに私は思います。

そういうことで、説明責任を果たすには、やはりもう少し人事も交流をされて、みんなが非常に同じテーブルについて業務をしていただきたいことをお願いしまして、私の一般質問は終わります。

○議長

森田君の一般質問はこれで終わります。

10時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時20分)

再 開 (午前10時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号6番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○6 番

通告に基づきまして、大きく2点質問させていただきます。

まず1点目は、再生可能な自然エネルギーの推進についてということで質問いたします。

1年前の東日本大震災と大津波による福島第一原子力発電所の事故は、私たち人類にエネルギーを原子力に頼ることがいかに危険かを改めて教えてくれました。原発はひとたび事故を起こせば大量に放出される放射能を安全に閉じ込めるすべを私たち人類はまだ持っていません。事故から1年のいまでも福島第一原発は放射能を出し続けています。一方、石油など化石燃料を燃やす火力発電は大量のCO₂を生み出し、地球温暖化の大きな原因になっています。

そこで、今、放射能の危険のない、CO₂も出さない再生可能な自然エネルギーへの期待が広がり、全国各地でさまざまな取り組みが行われています。自然エネルギーの自給率を市区町村別に毎年試算している千葉大学倉阪研究室と環境エネルギー政策研究所の研究グループが昨年12月に発表したところによりますと、住民の日常生活と一次産業で消費する電力を地元で生み出す自然エネルギーで100%以上賄っている自治体が全国で52に上っているということです。奈良県内では上北山村が222%になっています。

私は先月初めに高知県の檮原町へ行きました。この町は愛媛県との県境で海拔が220メートルから1,456メートル、この間にあります。また、面積は我が平群町の約10倍、そしてその91%が森林で、人口は3,800人余り、林業のまちです。この檮原町は林業不振の中で、10数年前から環境、これをキーワードにしたまちづくりに取り組んできました。その中心的な施策が、風力や小水力、太陽光などの自然エネルギーを利用した発電です。昨年の震災後、全国から視察が耐えない状況が続いているといいます。

具体的には、1999年に600キロワットの風力発電を2基設置し、年間約2,000万円から4,000万円になる売電料を環境基金として住民の還元、また、町内を流れる川の6メートルの落差を利用した小水力発電は中学校や街灯82カ所の電気に利用されています。太陽光発電は町内22カ所の公共施設に、合わせて443キロワット分の太陽光発電パネルを設置しています。また、一般の個人住宅でも、全個数の6%、109戸の家庭が太陽光発電パネルを設置しています。その発電量は434キロワットにも及んでいます。この

結果、構原町では、町内の使用電力の27%を自然エネルギーで賄っています。

平群町議会では、昨年9月議会で、原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書、これを採択しました。これは国への要望ではありますが、この趣旨を町行政としても酌み取り、町内での自然エネルギー利用を促進すべきだと考えます。

平群町の場合は、小水力や太陽光を利用することが適していると思われます。そこで、竜田川やその支流を利用した小水力発電事業の推進、また、公共施設への太陽光発電パネル設置を具体化すべきと考えます。町長の御見解をお尋ねいたします。

また、同時に、一般住宅でも普及を進めることが重要です。個人住宅への太陽光発電パネル設置については、国の助成制度、また県の助成制度があります。1キロワット当たり国では4万8,000円、奈良県では今年度、新年度から1件につき10万円と聞いています。こういう制度を利用すると同時に、利用しても実際の設置費用は一般的な3キロワットから4キロワットで200万円前後かかります。国や県の助成制度だけでは大変ですので、町としても独自に上乗せをしてはどうか。現に全国的には各地で上乗せをしています。

先ほど紹介した構原町は、独自に1キロワット当たり20万円、4キロワット80万円を限度に助成して、設置を促進してきました。県内では奈良市が1キロワット当たり5万円、上限は10万円、年間250件に助成しています。また、生駒市も1件につき5万円で先着80件に助成しています。大和高田市は1件につき10万円で先着30件に助成しています。このように県内でも行われていますので、平群町でも、財政的な問題はありますが、こういう制度を創設すべきだと考えます。町長の見解をお尋ねいたします。

大きく二つ目は、原発の安全神話を振りまく文科省の放射線副読本、この本の副読本の使用は中止すべきではないか。こういうことで質問させていただきます。

東日本大震災のよる福島第一原発事故を受けて、昨年4月、文科省はこれまでの小中学校で使われてきた原子力発電の安全神話を振りまく副読本の見直しを約束していました。ところが昨年10月に発行された新しい副読本は、放射線は身近にあるものと繰り返し、内部被曝などの危険性を過小評価する異質な内容です。例えば小学生版は、放射線は宇宙や地面、空気、そして食べ物からも出ています。光と同じように放射線も身の回りにありますと書いています。教師用の解説編では、食べ物に含まれるカリウムには放射性物質であるカリウム40が含まれ、カリウムは人間の体にも必要不可欠なものだと補足しています。中学生版では、ここがポイントとの項目で、人類は放射線が存在する中で

生まれ、進化してきました。私たちは日常生活でも放射線を受けていますと説明しています。高校生版のコラムでは、リスクを完全になくしてベネフィット、便益だけを得ることは不可能ですとした上で、医療分野での放射線の危険と便益の関係性を引き合いに出しています。

このように、この新しい放射能の副読本は、放射線は安全だ、このことを強調して、原発事故による放射能汚染でふるさとに帰れない被災者の現実があることへの反省がまるで感じられません。また、この副読本の記述について専門家は、「人体が受ける放射線はできるだけ低くするのが人体を守る原則。自然界の放射線は避けられないし、健康を守るために医療で使用する最低限の被曝もやむを得ないこと、しかし、これと原発事故による放射線は全く違い、不要で有害な放射線は低くするのが鉄則」、このように指摘しています。

また、3人の子どもを持つ福島県二本松市の30代の若いお母さんは、「先も見えず、不安な中で生活している私たちにはあり得ない話。危険だからと友達が福島を離れている現実を知っている子どもたちは、身近にあるものだから安全と言われたら混乱する。放射線のリスクをきちんと伝え、事故を風化させないでほしい」このように話されています。

平群町では既に小学校5年、6年生と中学生全員分を注文したと聞いていますが、このような、いま問題になっている原発事故による放射能汚染の実態に全く触れず、新たな安全神話を振りまく副読本は使用すべきでないと考えます。教育長の見解をお伺いします。

以上、大きく2点について、当局からの明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

御質問1点目の再生可能な自然エネルギーの推進についてお答えいたします。

小水力発電及び公共施設への太陽光パネル設置についてであります。小水力発電は、議員お述べの自然河川を利用したものと上水道や下水道等の施設を利用したものがございます。この設備は、一定の水量を利用したもので、安定的に水位を確保することが必要となること、また、いまはコスト的に非常に割高であることから、町としましては、今後研究してまいりたいと考えています。

また、公共施設への太陽光パネル設置についてですが、平成22年度に設置の中学校を例にいたしますと、20キロワットの発電パネル設置に対して、事業費約2,500万円で、補助として1,170万円があり、活用していると

ころです。このように設置につきましてもは多額の費用が必要で、単独では難しいことから、実施可能な補助制度を調査し、取り組んでまいりたいと考えています。

また、一般住宅への太陽光発電パネル設置に町独自の助成制度をとの御質問についてですが、現在、住宅用太陽光発電システム1キロワット当たりの設置費は、平均で56万5,000円ほどで、国におきましては4万8,000円の補助があります。また、県におきましては、資金の利子補給や無利子融資制度は設けられているところですが、24年度からはシステムの設置1件当たりに対し10万円の補助が行われるよう計画されています。

市町村独自の補助であります。県内で、奈良市、生駒市、高田市の3市が国、県の補助制度に上乘せして実施されている状況でございます。

町といたしましても、住宅への太陽光発電パネルの普及は、CO₂の削減や再生可能エネルギーとして貢献することは承知していますが、財政の厳しい状況であることから、町単独の助成制度を設けるのは難しいと考えています。国や県の補助制度を活用していただくよう啓発してまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

この問題については過去にも質問があったと思うんですが、ただ小水力についてはね、あんまり聞いてませんが、奈良県内では下北山村で早くからやられていて、私も見ていないんですが、日々これは進歩しています。

私、先ほど例に出したのは結構大きい構原川というところで、要するに川がこう蛇行していたのをショートカットしたときに、段差が出来て、8メートルの高低差ができた。隣に中学校があるもんだから、国の補助を得て、これは相当金がかかったみたいですが、それで発電をしたと、こういうことなんですがね。

細かくこれからも調べていきたいとは思っていますが、例えば私住んでいる福貴団地の横、福貴の水が竜田川まで、これは農水路ですが、相当、ほとんど毎日流れているんです。あんまり乾いていることはまずありません。結構どの水が来ているのか、上のほうに、上流に池もありますから、そういうものも含めてだと思っと思うんですがね、あの程度の溝川で発電できる。

これは公共的に大きくということじゃないですけども、そういうこともできますのでね、いま、課長のほうからは検討もという、研究もしていきたいと、検討じゃないね、研究もしていきたいということでしたけれども、大いにそう

いう小さいことも含めて、これからどんどん、いろんな自治体がいろんなことをやってきますし、研究者も自然エネルギーが非常に重要になってくるということで、いろんな研究をされていますのでね。これはちょっと、すぐということじゃないですけども、ぜひ町としても、目のつけどころだというような気もするんです。

例えば、あと、平群には昔水車が檜原にありましたけれども、その水車を何基か回してやるというような発電もありますし、観光としても使えるというようなメリットもありますから、すぐにではないですが、それも、そういうこともできるんだということも含めて、普段からちょっとアンテナを張っていただいてほしいなというふうに思います。

それから、公共施設への太陽光発電パネル設置ですけども、先日、教育委員会から、今、課長の答弁があったように、中学校に20キロワットの太陽光発電を取りつけられて、これが発電しているのが2010年ですから、2年前やから22年ですか、22年の8月からですね。1年間ということになると、2011年が1月から12月までずっと発電してて、その発電量、これはキロワット／アワー、1時間という意味でアワーです。すいませんね、出てこないもんですから。それがですね、2万6,884キロワット／アワーということで、これ、大体普通の家庭で1カ月に使う電気料というのは、うちは24キロワットぐらいで少ないんで、大体30キロワットって言われている。ということは年間360ですよ。これ、中学校のこの20ワットで年間だから、一般家庭75戸分の電力を生み出していることになる。中学校でそれぐらいですから、平群町にはほかにもたくさん公共施設ありますからね、いま、お金の問題でなかなか難しいという話でしたけれども、これについても、例えば耐震で大規模改修するだとか、今度も東小学校や、今年は北小学校がやりますよね。そういうときにちょっと、入札差金も出るわけですから、そういうものも使って、ちょっと太陽光発電をつけるだけでね、いま、中学校のやつは中学校の電力に使っておられるんだと思うんですが、そういうふうにするだけで、やっぱり大分僕は違うと思うんですね。だから、金がないのはわかるんですけども、何かのときに、それだけ単独で、じゃ、やるとなったらもちろん大変ですから、そういう大規模改修するだとか何かのときにそういうものを考えていく。平群町には四つの小学校やプリズムやですね、役場をつけると役場自身が危ないからだめでしょうけども、耐震がちゃんとされているような建物でしたら、そういうものをしていくというのは私は大事だと思いますんで、これもこれ以上答弁求めてもあれですけども、これはちょっと町長にお聞きしたいんですが、そういう形で単独でということじゃなく、そういう大規模工事のときに、計画

的にちょっと太陽光発電パネルを設置する、これ、中学校のときもたしか国の補助事業もあってされたということで、これも大規模改修のときかどうかちょっとははっきり覚えてませんが、相当国から交付金が来たときに、それに乗っかってということは聞いてますが、ちょっとそういうふうなことについては、ちょっと町長のほうからどのように思うか、感想だけでも結構ですから、御答弁いただけますでしょうか。

それから、個人住宅についても、これは奈良県では3自治体ですけれども、やっぱりね、あっちこっちでやられてるんですね。奈良県でも、国でもそうですけど、件数を切るとあつという間になくなるという、それぐらいだから、それぞれ個人の方が、自然環境、また自然エネルギーの問題に関心が強くて、ちょっとでも役に立つならと、それからもちろんみずからの電気代も安くなりますから、そういうことも含めて申し込みが殺到するというふうに聞いてます。

ですから、契約の多ければ多いにこしたことはありませんが、国や県も一定出してますから、町もちょっと出せば、それだけ促進になるという点からいうとね、あんまり金額多くということにはならないにしても、ちょっとしたことでやるべきではないかなと。

これはちょっと話変わりますけれども、きょうの朝の毎日新聞に、生駒市の、さっきから生駒の話出てましたけどね、LED、生駒市、平群町は10年かかってというような、初日のほうでは話でしたけどね、生駒市、ことし、12年度に2万基全部取りかえるという、4億とか3億とか書いてましたけど、財政規模は違うしあんまり言いたくないですが、それは環境に配慮してということを新聞にも書いてました。

だから、これは太陽光ですけれども、そういう点で、やっぱりちょっとでも前へ行くように、金額は少なかってても考えていくべきではないかというふうに思いますんで、その点についても、町長、一言答弁いただけませんかでしょうか。

○議 長

町長。

○町 長

原発事故以来、自然エネルギーに対する国民の関心も非常に高まっているというふうに思います。そういったことから、国においてもいろんな制度変更もあるのではないかというふうに思っております。したがって、そういった国の補助制度なども十分活用しながら、できることなら議員御指摘のように、大規模改修などにその補助制度が当てはまれば使っていきたいというふうに考えます。

財政、非常に厳しい状況でございますので、単独費のみでそういった自然環

境エネルギーを、発電設備を設けるといのはなかなか難しい状況でございます。そういった国の制度を活用するという事で推進していきたいというふうに思っております。

○議長

山口君。

○6番

とりあえずはそういうことで、財政のこともありますけれども、できるだけ計画的に、ちょっとした目利きというか、ちょっとしたことでできるようなこともありますから、いま町長おっしゃったように、単独で難しくても、いろいろな事業に引っかかるようなことがあれば、ぜひ進めていっていただきたい。

この件は結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、大きな2点目の文部科学省配付の放射線副読本の活用について回答を申し上げます。

小中学校指導要領において、指導内容として、放射線について学習する機会には、現在中学校3年生の理科の運動とエネルギーにおいてであります。教科書では1ページ程度触れられているだけで、その他ではほとんどございません。

しかし、昨年3月の東日本大震災から放射線や原子力発電所などについては、当然話題の一つとなっているところでございます。

そんな中で、文科省が副読本を発行いたしました。小学生用、中学生用、高校生用の3種類で、それぞれA4版で18ページから22ページで、教員向けの解説編も同時にございます。放射線の専門家や現職の教員で構成された作成委員会がまとめたものであります。昨年の10月14日から文科省がホームページでこれを公開をしているところであります。

副読本そのものは3月の20日前後に送付されてくるようで、平群町では小学校の5、6年生と中学校の1年生から3年生に配付をする予定であります。

さて、その内容でございますが、小学校児童用は「放射線について考えてみよう」、中学校生徒用は「知ることから始めよう放射線のいろいろ」という題のとおり、放射線について考えるきっかけとなる副読本だと考えています。

また、この本のはじめにという部分がございますが、このはじめにの部分の中で、原子力発電所で事故が起こり、放射線の影響を避けるため避難したり、水道水や食べ物などを飲んだり食べたりすることを一次的にとめられたことから、放射線についての疑問や不安を感じている人が多いと思ひ、放射線につい

て解説、説明した副読本を作成したという趣旨の記述がございますが、まさにそういう意図で作られたものというふうに考えています。

ただ、内容的に、この副読本1冊で十分というものではないかもしれません。これは副読本でございますので、教科書と違いまして、仕様やその方法については各学校の裁量でございます。いただいた御意見を参考にさせていただきながら、また、先に述べました課題についても、助言を加えた上で放射線に対する正しい理解のために、各学校での取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

大体そういう答弁になるだろうなというのは思っていました。本来でないということで、小学校用と中学校用、これはネットからとったやつですけれども。私、これを読んで、率直な感想、小学校用はね、理科の教科書を読んでいるような、確かに、いま課長おっしゃったように、放射線とは何なのかという、放射線について考えてみようなんですけどね。

ただね、非常に弱いというかね、これだけの災害が起こったこの日本の国内で、それも政府の文部科学省が発行する子ども向けの本、本というか、放射線について考えてみようですからね。そういう点で言えばね、要するにね、放射線なんて怖くないんだという意識を植えつける。もう怖くないという意識なんです。通り抜けるんですよと。日々当たっているんですよ。食べ物にもあるんですよ。もうこれなんか見たら、スイセンから放射線出ているんですよと、こういう記述ね。

中学生になるともうちょっと詳しく書いてあるんですが、中学生になると、今度はね、100ミリシーベルトだったら大丈夫って書いてある。これ、文科省が出しているんですよ。でも、国の基準、いま、計画的に避難区域に、特に福島県ですけれども、これは原子力災害対策本部が去年の12月に決めた現在の警戒区域、計画的避難区域、そこではね、年間積算放射線量が現時点で50ミリシーベルトを超えると帰宅困難区域、要するに帰れませんよ。人入れませんよという区域。50ミリシーベルト。でも、ここには100ミリシーベルトだったら安全。ほとんどがんにもなりませんよということが書いてある。こんなことを平気で出す。だから、ネット見てもらったらわかりますけど、批判の洪水です。これに対して。国会でも取り上げられました。でも、いまの民主党政権、開き直ってますよ。

だからね、ただね、こんなもんがね、これ、ただでしょう、多分。全部国持ちでしょう。ほんでね、ここでやっぱり推進しているのは電力会社なんですよ。原子力村と言われている大手の原子力発電所をつくるゼネコンやその他、ここ、原子力発電をつくれればもうかる大企業の関係の学者、まあまあそういう、いまよく言われるのは原子力村の御用学者と言われますけれども、そういう人たちがつくってるんですよ。

でも、それは何もない、実際に読めばいいですけど、例えばキュリー夫人も出てきます。でも、あの人が何で死んだかということは書いてない。

だから、そういうふうに一事が万事、だから、僕は一番びっくりしたのは100ミリ大丈夫、100ミリシーベルト大丈夫って、この一事をとっても問題があるんじゃないかと思うんですけども、そんなことが書いてある、この特に中学生のやつね、数字は100しか出てこないんですよ。ほんで、いま避難してるとか、そんなことは一切書いてない。

これは原子力発電ですけども、広島や長崎の原発で、被曝を受けた人だけじゃなくて、その2世までが白血病になる確率が高くなったって、そんなんもずっと、僕ら子どものときからそんなことは聞いているわけじゃないですか。そのために差別されたことだっていっぱいあるわけじゃないですか。

いまだって、福島から物入ってくるの、そういう差別、そういう間違っただけは別にしてですね、相当怖いもんだから、きのうも、おとといはちょうど1周年でしたから、もうここ3日間ほどテレビはそればかりです。震災1年。ほんで、その中で、私、すごい印象に残ったのはね、子ども、特に福島の第一原発の近くかに住んで、もうそこには戻れないという人たち、それとか、あと、首都圏の若いお母さんらがね、子どもに要するに放射線線量をいつも持っていてはかかってるちゅうわけですよ。それぐらい怖いんですよ。特に子どもは。これから大きくなっていきますから、細胞がどんどんどんどん大きく、新しいのと変わっていくのと、子どもほど被害が大きいというのはそういうことやから、その子どもに安全なんだというね。国の矛盾した安全を振りまくような、こういうものをね、私は学校の裁量、もちろんそれはそうですよ。教育委員会が何でもかんでも押しつけてやるというのは私たちも反対です。学校の校長先生を初め、教職員の皆さんが、またPTAの人たちと話し合っただけいいんですが、ただ、しかしね、そういう内容だということは教育委員会の内部でも私は話し合うべきやと思うんですが、教育長、この問題について、月1回やっておられる教育委員会で話し合いを持たれたことはありますか。

ほんで、それと同時に、教育長として、もう既に中身見ておられると思いますけれども、どういう感想をお持ちですか。その点も。そのことも含めて私は

使うべきでないというふうにはっきり、県議会でも、うちの宮本県会議員が取り上げてますけど、私はこんな、何ていうんですかね、子どもたちに放射能を甘く見るようなことを教える副読本は、もう配付も含めてやっぱりすべきでないというふうに思いますけれども、教育長、どう思われます。中身読んでの感想も含めて答えていただけますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの再質問でございますが、また教育長にもお答えをいただければいいというふうに思いますが、確かにですね、いま、るる述べていただいたとおり、とおりにと言いますか、事実関係で言えばそういうことであります。一度に100ミリシーベルト以下の放射線を人体が受けた場合、放射線だけを原因としてがんなどの病気になったという明確な証拠はないというふうな記述になっていたりということがございます。

また、確かにですね、述べられました内容の中でもございましたけれども、放射線自身が非常に身近な存在であること、あるいはいわゆる過去に原爆などやあるいは原発事故で死者が出たこと等については触れられていないということは事実でございます。

そういうことでございますから、我々といたしましても、この副読本については、相当副読本をどういう形で利用するのかということについては慎重にならざるを得ないというふうに思います。

それと、この副読本、昨年10月から文科省のホームページでアップされてるんですが、その前の年にいわゆる副読本が出されてるんですね。これはわくわくランドという、そういう副読本なんですけれども、その副読本は、今回、原発事故が起こったことによって、それを改定をすると、訂正をするということで、今回出たのが新たな副読本ということになるわけです。

そういうこともございますので、放射能とは何かということについての記述のあり方については、議員のお考えを十分お聞かせをいただきましたが、今度は逆に、現在、放射能や放射線、あるいは原子力発電について、子どもたちも含めて、いろんなそういう疑問や意見、そういうものがあります。これを、じゃあ、具体的にどう教えていくか、どういうふうに理解をさせていくかということも一方では非常に重要な課題であります。

そういうことで考えますと、やはり一定の基準を持って教えていかなければならないというふうに思うわけです。じゃあ、その一定の基準というのは、やはり、いわゆる文科省が編集をした、そういったものを一定の基準と考えない

とですね、全く違うものを副読本として利用するという点についても非常に大きな問題がある。

この点については、両方の、何と言いますかね、両端の考え方が出てまいりますので、そういう意味ではしっかり理解をさせるという、しっかりというのは、非常に、もちろん発達段階に応じてという意味ですけれども、理解をしてもらうということと同時に、議員が御指摘の点について十分留意をするという両方の側面を基本的には考えていかなければならないというふうに我々としては考えております。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

じゃあ、文科省が出したら、何でもええの。政府の中で。だって、50ミリシーベルトで生まれ育ったふるさとに戻れないという現実が一方であることを全く指摘せずですよ、100ミリシーベルトなら、安全でそんながんにもなりにくいなんて平然と書いてるようなね。子どもに要するにそういう100なら大丈夫、100なら大丈夫という、そういうのを植えつけない意識じゃないですか。

きょう、朝日新聞の世論調査がニュースが流れてました。もう原発は動かさないというのに57%が賛成で、動かしたらいいという人は12%というような、これ、朝日新聞の世論調査だったと思うんですけどね。そういうことをどんどん変えていきたいがための世論誘導というか、いまから、子どもの間から引き続き原発を続けていきたいという思いのもとに、ただ、何回も言いますがけれども、いま、世界で人類が原子力発電所、一たん事故が、メルトダウンとかが起こればですね、それを制御する方法を持ってないというのは、これまた一方で事実なんです。それは将来的にはわかりませんよ。そんな段階の中で、放射線は大丈夫、大丈夫っていうような副読本を学校で教えるということ事態が間違ってるし、いま課長おっしゃったように、一定の水準で教えなければならない。いままでだったら、教科書1ページ分か何かで教えてたんだったらそれでいいじゃないですか。普通の放射線としてはこうだということを。本当に細かく教えるんだったら、きちっと原発の怖さや水素爆弾の怖さや、また、こんな原子力発電所、チェルノブイリもありましたし、福島でも事故があったと。チェルノブイリなんて、何十年たったって、まだ人住めないじゃないですか、戻れないじゃないですか。

そんな状況にあることを全く書かずに、一方的に放射線はどこにでもあって、

この辺に全部あるんですよと、空気みたいなもんですよ教えるんですか、そんなこと。頭に残るのはそういうことですよ、これ。そういう問題だということを考えてほしいわけですよ。

一方で、福島の人口はどんどん減り、関西にも、奈良県にもいっぱい来られているわけじゃないですか。テレビでずっと見てたって、九州に住んでいる人もいりゃ四国に住んでる人もいてる。帰りたかったって帰れないんですよ。そんな事態になってる。子ども心配やからいうて放射線量をはかる器具いつも持って歩いてるお母さん。こんな状況の中で、こんなことをやれる神経がまず、まあ国のほうに、神経を疑いますけれども、金もうけなら何でもありかという話なんですよ。だから、それにね、私はくみするべきでないというふうに思うから、絶対こうあらねばならないとは言いませんが、教育委員の中で、教育委員会事務局じゃなくて教育委員会の5人のメンバーで私はとことん1回話し合ってもらいたい。公開で。それぐらいの私は大きな問題やと思うんですよ。

だから、単に来れなかったら教えられないじゃなくて、それは先生の判断というけど、君が代や日の丸だったら先生の判断認めないと言ってるようなところがいっぱい出てきてる中で、こういう問題だけは学校の自主性に任せますって言うんですか。これこそみんなで話し合う、強制はしたらだめですよ。でも、これこそ話し合わなければ、本当にこれが子どもにとっていいことなのかということをお話し合わなければならぬと私は思いますので、その点、教育長どうですか。

○議長

教育長。

○教育長

話が大変大きな大きなことですので、整理もし、過去の歴史も見、人間の知恵とは何ぞや、文化文明とは何ぞやと、そういうところを原点に考えていかねばならない大きな問題だというふうには認識をしております。

それで、議員がおっしゃっているテキスト、副読本です、テキストじゃございません、副読本を使用するに当たっての解説書というものもございまして、そして、また、教室で使う場合には、新聞報道、テレビ報道、もろもろのこともございますので、すべてのこの副読本だけで放射能のことを子どもに教えるということとはちょっと指導方法としては配慮が足りないんじゃないかなというふうには私個人的には思います。

教育というのはいろんな場でできますもので、あるいはいろんな材料でできますから、副読本の足りないところは生きた教材というんでしょうか、目の前にあるいろいろな事象を学校で、教室でお使いになって、いま起こったあの悲

惨な状況から私たちはどう歩まなきゃならないかということをお勉強してもらいたいと、こんなことを思ったりもしております。

副読本の解説書等々を見ましたら、かなり厳しいことも書いてありますもので、学校では適切な利用の仕方をしてもらえるようには、課長申しましたように、指導してまいりたいと、このように思っております。

また、機会がありましたら、教育委員とも、こういう時期が時期でございますので、スリーマイルあるいはチェルノブイリで起こったことが、それを超えるための科学、文明というのが進みまして現状になりましたですけれども、それを超える、想定しなかったことが実際に起こっておりますもので、果たしてこれからそれをさらに超えるものができるかどうかというのは科学者あるいは技術者の力にも大いによるところもございましてけれども、現実の問題を直視した場合には、やはり放射能の恐ろしさということはしっかりと認識することを避けては通れないというふうには考えております。

○議 長

山口君。

○6 番

子どもの教育に責任を持つという点で言えば、まあ素直なというか、素直に、もちろん子どもたちもこの1年間、いろんなニュース等も見て、それは恐ろしさもわかってるし、ただね、日本の教育というのは本当に巧妙に刷り込みみたいな形でやられていくことが私は多いと、この間、私もまだ50数年しか生きてませんが、思うことがあります。

今回のこの副読本は特にね、国会で、福島事故が起こって、原子力の安全性が本当に大きく問われてですね、それまでの副読本ではだめじゃないかといったのを受けてつくってきたのがこれです。これに対しても、まじめなというか、普通の人は、多くの人たちがやっぱり怒りを覚えているんですが、いま教育長おっしゃったように、各学校で、それはもちろん先生もいろいろ考えておられるわけだから、それをそのままということには私はもちろんならないとは思いますが、ただね、中身も見ずに、教育委員会は県を通じて申し込まれたわけでしょう。中身見てから、無料やからということがあるのかもわかんないですけれども、さっきも言いましたように、私は教育委員さんでじっくり、この上にまだ高校のやつもありますし、いま教育長おっしゃった教師用の解説本もありますし、それを全部見たって大した時間かかりませんから、やっぱり教育委員会の中で全部読んでいただいてね、ほんで、それだけで時間かけてでも私はじっくり話し合いをしていただいて、また、校長会などもあるわけですから、学校の職員会議の中でも、そういう、どうするかというのを率直に皆さ

んで話し合ってもらってね、いまおっしゃったように、補足なり生きた教材として使う、生きた教材もそれぞれ事実なんかも含めて使うとおっしゃってるわけけれども、その辺ね、本当にそうなるのかどうか、検証も今後必要になってきますし、また、全く使われない学校も出てくるのかもわからないですけども、ただ、これをこのまま使われたんでは、やっぱり子どもの柔らかい頭に100ミリシーベルトは安全というのが刷り込まれるというふうになりかねないというふうに思いますのでね。その辺はもうちょっと。まあ教育委員会としてはその程度の答弁しかできないと思いますが、私はやっぱりきっぱりこの副読本は使わない方がいいと思います。そのためにも、教育委員会勝手に決めるんじゃないで、教育委員さんでの話し合い、いま言いましたように、校長先生や職員の皆さん、学校の先生の皆さんでの話し合い、これだけでも私は持っていたきたいということはお願ひして、今後の推移は、今後いろいろ見させていただいて、また、何らかの機会に御質問等、また、御提言等できるようにしたいと思いますので、そういうことを申し上げて、私の一般質問はこれで終わります。

以上です。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

発言番号5番、議席番号8番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○8番

8番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告をさせていただいております3項目について質問させていただきます。

1項目めは、震災から1年、避難所となる学校施設の防災機能の強化をについて質問いたします。

3月11日、東日本大震災から1年が経過しました。1万9,000人を超える犠牲者の方々に哀悼の意を表しますとともに、いまなお34万人の方々が避難生活を余儀なくされておられますことに心よりお見舞いを申し上げます。

現在、被災地では、本格的な復旧復興が急がれる一方で、全国各地では今回の震災の教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化してきています。昨今、西日本一帯を襲う南海、東南海地震も30年以内に60%から70%の確率で発生すると言われていています。災害はいつどこで起きるかわかりません。来る災害に備え、平群町民の命を守るため、今回の震災の教訓を速やかに平群町の防災対策に生かすことが必要です。

そこで、公明党奈良県本部として、特に災害時に住民の避難先となる県内の公立学校施設の防災機能について実態調査を実施し、私も町内の五つの小中学

校の総点検をさせていただきました。御協力をいただいた学校関係者の皆様に、この場をおかりして御礼申し上げます。

今回の調査により、耐震化とあわせて学校施設の避難所として必要な防災機能の強化を進めていく必要があることが判明をいたしました。

1点目、それではまず、今回の平群町の学校施設の調査結果に基づき質問をいたします。

通信手段の確保は災害時優先電話指定は全校にありましたが、衛星電話は設置されておりませんでした。電力確保としては全くありませんでした。唯一平群中学校では太陽光パネルが設置されていますが、蓄電池がないことが大変残念でありました。自家発電設備の設置が急がれます。

また、水の確保としても、断水時においても耐震性貯水槽やプールの浄化装置等がないため、飲料水の確保ができません。備蓄倉庫や防災倉庫も全く設置されておりませんでした。防災機能を備えたトイレについては、洋式トイレは設置されているが、和式が多く、避難した高齢者の方々などはしゃがむことが困難で、利用できない実態が発生します。また、断水時には下水道に直結するマンホールトイレの設置が必要と思います。避難生活の長期化にはシャワーも必要ですが、対応するには不完全な状況でした。

このような大変厳しい実態を踏まえて、(仮称)学校施設の防災機能強化3カ年プランを策定し、3年間で集中的に学校施設の防災機能強化を図る必要があります。特に非構造部材の耐震化とともに防災機能上必要となる備蓄倉庫や通信手段の確保、避難所機能として必要な自家発電設備、太陽光発電設備、また、蓄電池を含みます。耐震性貯水槽やプールの浄化装置、洋式トイレを初め、マンホールトイレ等を計画的に進める体制をつくることが大事です。どのようにお考えでしょうか。

2点目、災害時の学校の対応マニュアルはありますが、避難所マニュアルはすべての学校で盛り込まれておりませんでした。避難所の開設と運営が円滑に行われるよう、学校と教育委員会と町の防災担当とが連携をとり、適切な避難所運営のためにマニュアルの策定が不可欠と考えます。さらに平時から連携が円滑に行えるような体制整備をする必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

3点目、昨年12月議会でも質問いたしましたが、地域防災会議に女性委員の占める割合が1割にも満たない自治体が8割近くに上ると女性の意見が防災対策に反映される仕組みになっていないことが明らかになり、国では、昨年12月末に防災基本計画に女性の視点に関する記述を行いました。

そこで、平群町も防災会議を24年度に開催されますが、12月議会では大

変更前向きな御答弁をいただきましたので、今回、何名中何名の女性委員の登用をお考えでしょうか、お尋ねいたします。

2項目めは、コミバスが利用しやすいダイヤ見直しを、について質問いたします。

急速な少子・高齢化が進み、坂道が多い我が町では高齢者の皆さんの日常生活の重要な交通手段として、昨年11月にコミバス運行ルートが拡充をし、4カ月が経過しました。12月議会でも質問したとおり、せっかく関係者の皆様の御努力で拡充しましたが、多くの利用者の方々からダイヤ編成について苦情が絶え間なく、本当に残念でなりません。4年間の実証運行ではありますが、早急に利用しやすいダイヤの見直しをすべきと考えます。

そこでお尋ねをいたします。

1点目、4カ月経過したコミバスの利用実態をどのように分析されておられますか。

2点目、アンケート調査をされた結果をお尋ねいたします。

3点目、12月議会でも何点か改善を求めましたが、現時点で改善されたことをお尋ねします。

4点目、特に南部ルートを利用していた多くの方々よりダイヤ改正により、以前より大変不便になり、乗りたくても乗れないというお声をたくさんお聞きしており、このままの状態を放置すれば、公共交通の目的を果たせません。中央循環ルートの出発停留所を北部と南部に変更してはどうでしょうか。そのことにより、1、朝の保育園やお昼からのかしのき荘での会に間に合います。2点目、椿井方面の買い物のための待ち時間もいままでよりも短くなり、利用しやすくなります。3点目、一番乗降数の多い停留所での乗り間違いも少なくなると思います。そのような観点から、早急に利用しやすいダイヤの見直しをすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3項目めは、不妊・不育症治療への公費助成をについて質問いたします。

超少子化の中、子どもを産むことを望みながら、不妊・不育症のため子どもに恵まれない方が増加傾向にあります。一般的には、結婚して1年以内に妊娠する確率が80%、2年以内では90%、残りの10%の御夫婦は不妊症の可能性があるとされており、最近では、晩婚化や婦人科疾患の増加により不妊症が増加している状況となっております。

不妊症は赤ちゃんを望んでも、2年経過しても妊娠しない場合をいい、原因についてはホルモン分泌異常などが考えられます。

また、不育症については余り知られておりませんが、妊娠はするものの2回以上の流産や死産、または生後1週間以内の早期新生児死亡などの状態をいい

ます。患者数は全国で140万人にも上ると推計しています。その原因はさまざまですが、専門医療機関において必要な検査と治療を行うことにより85%の不育症患者が出産に至るとされております。

しかしながら、不妊・不育治療については短期的に効果が得られるものではなく、長期的な治療を余儀なくされ、身体的、精神的負担が大きいことや医療保険が適用されず、高額な費用負担がかかり、経済的負担も大きく、途中で治療を断念されることも聞いております。

少子化対策として安心して産み育てる環境づくりを進めるためにお尋ねをいたします。

1点目、不妊治療については、奈良県においても、少子化対策の一環として、平成16年から特定不妊治療費助成事業が実施をされており、体外受精や顕微受精の特定治療に要する費用の一部を助成をいたしておりますが、一般不妊治療も高額であります。また、不育症の検査及び治療も高額であります。

本年1月、ヘパリンの在宅自己注射が保険適用されましたが、治療費の自己負担が10万円から15万円程度かかります。県内では、奈良市を初め、斑鳩町でも助成を実施されます。本町においても、妊娠期や出生後の子育て期における支援と同様に重要な少子化対策として不妊・不育症治療に公費助成し、負担軽減すべきと考えます。

2点目、本町における不妊・不育症の方々の実態をどのように把握されておりますか。また、その方々の精神的サポートや不育症の周知をするために、町内にも相談窓口の設置が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、端的に明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、議員御質問の1点目、学校施設の防災機能強化についてお答えさせていただきます。

まず、通信設備の話がございました。通信設備につきましては、昨年度、デジタル防災行政無線、これは移動系なんですけども、これの整備で、災害時のもとより平時からも学校や幼稚園、保育園や町施設に無線機を配備し、通信連絡体制の強化を図っているところでございます。

また、防災備蓄品につきましては、学校に分散備蓄する計画を現在教育委員会とも協議をしているところでございます。

学校施設の防災機能強化の御質問がありましたが、防災機能強化についまし

では、これも教育委員会において、現在、耐震化工事に向け計画を作成し、工事施工を順次行っておりますが、機能強化対策につきましても、施設管理者である教育委員会とも協議しながら、国や県の補助金等の活用を最大限調査研究し、少しでも町の一般財源を使わずに機能強化できる方向、方策を検討していきたいというふうに考えております。

2点目の避難所運営マニュアル策定の御質問でありました。

現在、御承知のとおり、平群町地域防災計画の見直しを進めているところであります。この地域防災計画の見直しに加えまして、避難所運営マニュアルを新たに策定しようということで、現在関係部署、機関、さらには女性の視点、また、障がい者団体等の意見等も伺いながら原案を作成中でございます。

3点目の防災会議への女性委員の登用についてでございます。

12月議会でも答弁させていただきましたように、女性委員の登用について前向きに考えていきたいというふうに思っています。具体的には平群町防災会議条例第3条第5項第4号に、町長がその部門の職員のうちから指名する者ということで委員を指名できます。また、同条第6項中で、その人数は7人というふうになっております。

少なくともその中から、現在、3名程度は女性の登用をというふうに考えております。したがって、その結果、女性の占める割合は委員の総定数が16名でございますので、占める女性の割合は最低でも19%になるというふうな見込みをしております。

以上です。

○議長

長
窪君。

○8番

ありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。

いま御答弁いただいたんですけれども、余りにも簡単な御答弁で、私の質問に対して少し、何と言うんですかね、御答弁の内容がちょっとわかりにくい部分がたくさんありましたので、再度質問をさせていただきたいと思っております。

デジタル防災ということを言われておりましたけれども、通信手段としまして、デジタル防災の部分はこの本庁舎に1台あると思うんですけれども、それはどのような形で学校と接続されるのでしょうか。学校には、ただ、NTT等に災害時の特別な登録をされているだけでありまして、町にありますその電話の子機ですね、デジタルの防災の、それをどのように接続されるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、備蓄倉庫につきましては、分散備蓄ではいつごろどのような形でされるのでしょうか。例えば防災倉庫を外に置かれるのか、それとも学校の空き教室を改装して置かれるのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それからですね、電力の確保については御答弁がなかったと思います。電力の確保、これ、先ほどの議員も質問されておりましたけれども、平群中学校にしかこの太陽光発電パネルはありません。これ、私、以前質問させていただきまして、ほとんど3,000万近いお金、国の補助金を活用して、ほとんど町の持ち出し、わずかであったと思います。これを活用していただいて、平成22年度に設置をしていただきましたけれども、その太陽光発電パネルが設置をしていることはすごく、本当にスタートで大変大事なんですけれども、蓄電池がなければ、それを防災機能として活用するには大変不備であるということなんです。そのためにも、自家発電機ですね、自家発電の装置を各学校で、いま防災機能強化するために設置をされるようになってきてるわけなんです。この点、お答えがなかったと思います。

それから、水の確保ということもお答えがなかったと思います。

水の確保、私も各学校を回らせていただきましたが、何と言うんですかね、総点検の資料は行政の皆さんにお渡しをさせていただいておりますので、それを見ていただいたらいいと思うんですが、高架水槽、受水槽から高架水槽に蓄えておられるところは西小と南小ではありました。しかし、それは受水槽から、これも電気が動かないとそれは流れないわけなんです。また、そこに蓄えられた分しか来れません。

また、あと、東小も北小もプールの水と言われておりましたけれども、プールの水も浄化装置がなければ飲料にはならないということになるんです。

そういうことから、備蓄を、分散備蓄ということは、この1年間、私も本当に東日本大震災を受けまして、本当にこの教訓を絶対無にすることのないようにすることが犠牲となられた皆さんへの追善にもなるとの思いでこの1年間、質問させていただいてまいりましたけれども、この点がなかなか進んでいないという現状であります。財政の面もありますけれどもね。

それから、もう1点申しておきます。

断水時ですね、洋式トイレは水が使用できません。しかし、防災備蓄の中でも簡易トイレを3,000個用意をしてくださっております。それは大変ありがたいことですが、いまは平群町のこの役場の下の備蓄倉庫にあります。この3,000個をどのように分けるのか。ただ、公共下水道に接続できるマンホールトイレというのがあります。昨日もネットで検索しましたら、マンホールトイレの、マンホールの上に簡易トイレを乗せてテントをかぶせるだけで約5

万円ぐらいでもこのようなマンホールトイレ設置できるわけなんです。学校施設が公共下水道に接続しているところに限りませけれどもね。

このようなことですね、今回、国が平成24年度に公立学校施設の防災機能向上に活用できる制度を創設されておられますことは担当課のほうも御存じだと思っんですけれどもね。ここで一遍に言わせてもらいますが、太陽光発電パネルの設置も2分の1の補助でいけますね。また、自家発電機も、国が防災機能を強化するという意味で大変この補助金制度、新設たくさんされておられるわけなんです。こういうのをしっかりと活用して、そして、私の一番最初の質問で、3カ年で一遍にはいかないと、すべてお金の財源が必要なことから、一遍にはいかないから3カ年で学校施設の防災機能強化の3カ年プランを策定を図ることがありますがと言われてますけど、この質問に対しての御答弁がなかったわけなんです。その点、1番目は、るる申しましたけれども、再度御答弁をしていただきたいと思っいます。

2番目ですが、避難所運営の当面のマニュアルは、本当に女性の視点、多くの皆さんの視点で、いま、策定をしていただいでることは本当に感謝申し上げたいと思っいます。この避難所マニュアルがすべて学校に、その避難所マニュアルがそのまま学校に送られるということなんでしょうか。それも再度確認をさせていただきますたいと思っいます。

それから、防災会議、何名中何名ですね、これは国のほうも本当に女性の視点が欠如してて、東日本大震災のこの教訓で、こういう女性のニーズ、子どものニーズ、高齢者の皆さんのニーズが反映されてないということで、女性の視点を国の防災計画に記述をしてくださってわけなんです。

そこでですね、16名中3名の登用で19%ということなんです、女性の職員の皆様ももう少し、前回は、東日本大震災に行かれた保健婦さんも入ってくださっておりますのでね、そういうメンバーも入れればもう少し増えるんじゃないかなと思っんです、この点、再度確認をさせていただきます、再質問させていただきますたいと思っいます。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

少しかなり広く再質問いただきましたんで、確実にお答えできるかどうかあれですけども、まず、防災無線の関係の再質問がございました。学校との接続は具体的にどうなっていくのかという御質問やったと思っんですけども、先ほども申し上げましたように、移動系ということで、通常のいわゆる専用周波数を使って無線通信をするということで、先般、デジタル無線を大きなお金を使

って構築しました。以前でしたらかなり大きな無線機やったんですけども、携帯に近いような形の大きさの無線機になってますんで、それを携帯電話と同様な形でいわゆる周波数を独占的に使えと、そういうふうな形で現地とは通信ができるというふうなものでございます。

それから、分散備蓄をいつどのようというふうな御質問でした。いま現在すぐに、いついつまでに確実にこういうような方法でということの方針は立っておりませんが、これにつきましては、分散備蓄をしていくということについては、町としても、12月議会でしたか、お答えもさせてもらってますし、そういう方向性は持っております。いつどのようという具体的な話につきましては、いま現在申し上げられるものとしましては、24年度に地域防災計画や避難所運営マニュアルの策定の話をもとめていこうというふうに思ってますんで、そんな中でも計画ぐらいの話になろうかなと思いますけども、先ほど申し上げられました3カ年計画なども含めて、そこに盛り込んでいければいいかなというふうに思ってます。

分散備蓄の方法としましては、学校施設につきましては、基本的には空き教室を利用してというふうなことになると思いますけども、場合によったらコンテナ型の備蓄というふうなことも含めて、これは教育委員会と協議しながら考えていきたいというふうに思います。

それから、電力確保で中学校には太陽光パネルはありますけども蓄電池がないというふうなことであります。それから、水の確保について、またトイレの問題ですね、それについても議員のほうから御提案をいただきました。非常に前向きな御提案で、参考にしていかなければならないというふうに思ってます。

すぐに全てをとというわけにはいかないかもわかりませんが、計画的に、3カ年計画ということではございますけども、これについても3カ年計画を目標に、そういう計画づくりについてこれから取り組んでいきたいなというふうに思います。

これについては、当然お金が伴ってきますんで、財源の確保につきましては、先ほども申し上げましたように、24年度、窪議員からもちょっと資料をいただいたりしてますけども、補助金の制度とかもありますんで、補助金の制度を活用できるだけして、やれるところから順次進めていきたいなというふうに思っております。

それから、もう1点、避難所マニュアルをそのまま学校に送られるかというような御質問やったと思うんですけども、避難所運営マニュアルにつきましては、いま現在庁内で、コンサルも含めて専門家の意見も聞きながら、運営マニュアルの原案をつくってるところです。このところで、当然、教育委員会、

避難所になる施設が学校施設が主になってきますので、教育委員会の意向もお聞きしたいなというふうに思ってますので、その中で反映して、当然でき上がったものにつきましては、教育委員会を通じて各学校のほうに回していきたいというふうに考えてます。

それから、女性職員の登用の分につきましては、先ほども防災会議の中に、町長が職員の中から選任できるというふうなところがありますので、それを活用して、女性職員を、先ほど申されましたような形で、実際に現地でボランティア活動した女性職員等いてますので、そういった職員を中心に協力を求めているなというふうに思ってます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。

まず1点目の計画ですけれども、3カ年ということを、私も本当は1年で早急にさせていただきたいところですが、すべていま申しております学校施設の防災機能には財源が大変必要となってくるので、しっかりとやはり、いま御答弁をお聞きしておりましたけれども、本当にこの1年たち、私たちは住民の命を守るための大きな使命をいただいておりますのでね、やはりもう少し財源のこともありますが、計画をしっかりと明確に立てていただきたいと思えます。

この24年度はこれをする、25年度はこれ、26年度にはこれで、防災、学校施設避難所はこのように完備しましたと、このように言っていただけのことを私は望みたいと思えます。

この防災総点検、学校を回らせていただきまして、2月の末から回らせていただきましたが、我が公明党の党員の皆さんと一緒に回らせていただきました。5校回らせていただいて、余りの悲惨さに、もう避難所は安心だという感覚がありましたが、避難所は怖いという感覚を住民の皆さんは持たれてしまっていて、もう即、点検終わられたら、防災グッズやらをすべて買いに行かれる方が多くあったんです。もうこれは余談でありますけれども、それだけ避難所に来たら安全だと皆さんは思われております。そこに来たときに、行政として本当に危機意識を持って、いま、災害が起こってないときにこの危機意識を持って取り組まないと、災害が起こったときにこれもない、あれもない。じゃあ、平群町はどうしてたんだと、このようなことを言われることのないよう、また、本当にそういうことで御苦勞をかけるこのないようには私はこの3カ年をめぐりに計画を立てていっていただきたいと、このようなことを申しております。

国のほうの本当に新しい、新設でたくさんの補助金メニューが出ております。

明確にこの避難所の防災機能の強化についての明確に計画を、また、後日出していただきたい、そのことを再度質問したいと思います。

それから、電力確保ですが、太陽光発電パネルだけを申ししておりません。ただ、太陽光発電パネルも、北小が今回の補正予算で体育館の耐震化と、またリニューアルの予算計上を補正予算でされております。これは大変国の第3次補正予算のメニューを活用して取り組んでいただいでくださることは評価をしたいと思います。この北小にもできましたら太陽光発電パネルをつけていただきたいなと思うんですね。補助メニューでも、御存じのように、2分の1の補助が国のほうから出されます、太陽光発電のパネル。このようなことも計画に入れていただきたいと思います。

それから、あとの3つの小学校ですね、これはいろんな課題がありますけれども、自家発電、太陽光発電パネルは大変、数千万かかりますが、自家発電、これも国の補助メニューで200万程度の金額ですかね、出るようにも聞いておりますのでね、このような点、るるたくさん述べておりますけれども、計画を立てていただきたい。そしてお示しを願いたい。このことを再度質問させていただきたいと思います。

それと、もう一つですけれども、そのデジタルの防災の移動のできるものって、一つあそこにあると思うんです。本庁舎にある分のことだと思うんですけれども、違いますかね。それで、学校が受信する機能があるのかどうか、再度確認したいと思います。

それから、2点目のマニュアルですけれども、しっかりとこれも避難所の、学校だけの責任にはならないように、東日本のときも、避難所で校長先生が中心に、本当に避難してこられる皆さんを迎えてやられていた姿がいまでも目に残っております。ですから、しっかりと学校、教育委員会、学校の校長も、大変、すごい責任は重いですのでね、その学校施設の避難所マニュアル、対応のマニュアルはたくさんありますけど、避難所マニュアルが、学校の危機管理のマニュアルのどこにも書いておりませんでしたので、これも早急に、いま、地域防災計画の見直しでやられてる部分をしっかりと連携をとっていただきたいと思います。

それから、毎回ですけれども、このように私も一般質問させていただく中、本当にこの防災に関しましては、総務財政課の防災担当部局だけが責任ではありませんのでね、教育委員会、いろんな課としっかりと連携をとっていただきたいと思います。ここは違う、あそこは違う。そういう問題ではありませんので、担当課の縦割り、縦割りでは平群町ではされていないと思いますけれども、しっかりと責任を持っていただきたいことはお願いしておきたいと思います。

それから、女性の登用ですが、町長の示す7人の中で3名の登用ということですが、けれどもね、前回にも申しましたけれども、人口70万人の岡山市、これには50名の委員さんがいらっしゃいます。そのうち女性は20名、4割を占められているわけなんですね。その中には、先ほどもボランティアの方等々おっしゃられてましたけれども、連合婦人会とか、また赤十字奉仕団とか、また女性のボランティア団体の代表等々、たくさんの皆さんに入っていて運営されているわけなんです。男女協働参画は3割ということが国のほうで示されておられますので、やはり3割に近い女性の登用が必要だと思いますが、再度御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

再々質問にお答えさせていただきます。

災害が起きたときに、議員もおっしゃられてましたように、悔いのないようにはやっぱり日常的に防災体制を整えておくということは、当然言うまでもなく必要というふうに思っています。そういう意味じゃ、その3カ年計画をきちっと立てていただきたいという、これに対する意気込みをというふうな御質問やったんじゃないかなと思いますけども、そういうもちろん意気込みで計画づくりをしていきたいなということで御理解願ひしたいと思います。

ただ、この計画づくりにつきましては、防災担当課だけではもちろんありませんし、先ほどもおっしゃられてましたけども、特に避難所の関係になりますと教育委員会との連携が非常に不可欠になると思います。そういう意味じゃ、教育委員会とも十分に連携して調査研究をしていきたいというふうに思っています。

また、同時に、十分に、やはり何と言ってもお金がかかわってきますんで、財源の担保もできるのかどうか、町は非常に現在財政難の状況にありますんでそんな中でもぎりぎりのところで防災については考えていきたいなというふうに思っていますんで、いま直ちに3カ年計画をすぐにいつ立てるということはちょっと御勘弁願ひたいんですけども、そういう意気込みで検討していきたいというふうに思っています。

それから、デジタル無線につきましては、先ほど説明があれやったんですけども、1基やなしに、ちょっと数は覚えてないんですけど、10何基ありまして、それをそれぞれの施設に渡して、で、防災対策本部と連携を独自の放送網というか、無線網を使ってできるというふうな性質のものでございます。

それから、避難所運営について、学校だけの責任にならないようにというふ

うな御意見やったと思うんですけども、これはもう当然そういうことであると思います。そういう趣旨に立って、いま現在、避難所運営マニュアルを作成しています。

避難所運営マニュアルについては、県下でもまだ櫃原市か、あと数か所ぐらいかなというふうに聞いているんですけども、ないというふうに聞いているんですけども、平群町のほうでは地域防災計画の見直しにあわせて独自の避難所運営マニュアルというのをマニュアル化してつくっていくという、そういう方向性を持っていま現在つくっておりますので、でき上がったら、また見ていただきたいというふうに思います。

それから、女性の登用につきましては、さっき、最低19%になるというふうに言いましたけども、これは御承知やと思いますけども、防災会議のメンバーさんというのは、町の町長が選ぶ、選任するメンバーと、それから、あと、消防署、警察署、土木事務所等々、そういった形で関係する機関、団体が入ってます。ライフプランなんかも入ってきたりします。

そこらについては、町のほうからだれだれという話はできませんので、そこらが女性の人が入ってくれば、もう少し増えるかもわからないですけども、ただ、いま現在、できるだけ3割に近いというふうな女性の参画をとということについては、まず、御意見として賜っておきたいと思います。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。

まず、デジタル防災無線、何10基もあるのであれば、早く学校の施設のほうにお渡しをしていただきたいと思います。学校の施設には一切それは置かれておりませんでしたので、施設のほうに設置をよろしく願いしておきたいと思います。

それから、計画は3カ年は立てれないかわからないけれども目標にということですが、しつこく言っておりますけれども、平群町にとって、水の確保、電力の確保、何が欠けているのかということも私も調査をしましたが、町行政としても、防災担当部局と教育委員会で真剣に調査をしていただきたいと思います。それで初めて、調査をして初めて危機意識というのがより深まる。ないと言ってはおりません。危機意識というのはより深まると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

また、女性の登用は、そういう策定の業者が入られると思いますけれども、やはり地域の、地域はそれぞれによって違いますので、地域の女性の御代表に

参画、3割を目指して取り組むことをお願いしておきたいと思います。

最後に、町長にこの学校施設の防災の強化、早急に進めていただきたいと思いますですが、御決意のほど、よろしくお述べいただきたいと思います。

○議長

町長。

○町長

いま、担当課長のほうから御答弁申し上げたところでございますが、いま現在、平群町は地域防災計画の見直しとあわせまして、先ほどから御答弁申し上げていますように、平群町地域防災対策、地震防災対策アクションプラン、あるいはまた、御指摘の避難所運営マニュアルの策定に向けまして、関係部署で協議を行っているところでございます。

当然、避難所が先般の大震災によりまして、非常に混乱した状況がテレビ報道などでも確認されております。避難所運営につきましては非常に重要なことでもありますし、先ほどから御指摘いただいております電力の確保、あるいは水の確保といった問題につきましても、今後、大きな課題であるというふうに認識しておりますので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長

窪君。

○8番

町長にリーダーシップを発揮していただいて、平群は災害が起こっても、本当に安心とは言えませんが、減災ができると、このように誇れるように取り組んでいただきたいと思いますをお願いいたします。住民の命を災害から守るために、避難所となる学校施設の防災機能の強化を推進されることを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長

2点目に移る前に、午後1時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時54分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

休憩前に引き続き、再開をします。

(ブー)

○議 長

窪君の２点目の答弁からお願いします。

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、窪議員より一般質問いただきました２項目めで、御質問のコミュニティバス運行の利用しやすいダイヤ見直しについての御答弁をさせていただきますと思います。

御質問の中にあつた、まず１点目です。

昨年１１月から２月末までの４カ月の間のバスの利用状況の分析の問題であります。１１月、新ルート走行以降、多くの方から課題等をいただいた中央循環ルートのダイヤにつきましては、旧南部ルートに比べて第一便の運行時刻が以前よりも遅くなって、利用者数が減っております。要因としましては、以前より御指摘いただいております保育園、幼稚園への通園に支障がある等だということふうに考えております。

一方、東山駅まで延伸することによりまして、東山駅での乗降客は一番多くなっており、また、西山間ルートにおきましても平群駅前へ乗り入れたことにもよりまして、乗降客数は増加しているものというふうに分析をしております。

次に、２点目のアンケート調査を実施しましたが、その調査結果についての御質問でございます。

平成２３年１２月１１日と１２月１４日に利用者へのヒアリング調査を実施いたしました。その結果ですが、中央循環ルートの右回りの路線につきましては、利用しやすくなったという意見が１５％であったのに対して、利用しにくくなったという意見が５１％ありました。これは、先にも述べましたように、保育園や幼稚園への通園利用ができなくなったというのが主要因でした。また、左回りにつきましては、利用しやすくなったという意見が５０％だったのに対して、利用しにくくなったという意見が２７％でありました。これはいまままで停留所のなかった道の駅や東山駅への利用ができるようになったことが大きい要因であるというふうに分析しています。また、新ルートに変わってから初めてコミバスを利用しましたという意見が約半数ございました。西山間ルートにつきましては、利用しやすくなったという意見が６７％、利用しにくくなったという意見が１３％でございました。また、ルートが変わってから初めてコミバスを利用しましたという意見が２７％ありました。今後もより多くの方から意見をいただきたいというふうに思っておりますので、バス車内に意見箱を設置したりというふうにしていきたいというふうに考えております。

次に、３点目、現時点での改善指摘への対応についてでございます。

12月議会で御指摘いただきましたことについての改善について、これまでも事業者と、また協議を重ねてきました。まず補助席の問題です。補助席を取り外すことにつきましては、取り外す費用が発生することと、定員数が変更になるため、陸運局に変更申請を行わなければならないということが問題となります。これだけが問題というふうに考えております。

4カ月の利用状況や今後の利用状況の推移を見極めながら、このことについては対応の検討をしてみたいというふうに思っています。

次に、料金箱の問題につきましては、12月議会の答弁と同様に、事業者としましては、ワンマン運行をしておりますので、それで運転手が対応できる場所に設置しなければならないということがありますので、変更はできないということの結論に達しております。

4点目のダイヤの問題についてでございます。議員御指摘の内容と同様のことで、そういう趣旨で事業者ともこの間協議を行っております。予算総括審議や予算審査特別委員会でも答弁させていただきましたとおり、まだ走行後4カ月しか経過していない状況の中で、大幅なダイヤ改正はかえって混乱を招くおそれがありますので、もう少し利用状況を見極める期間が必要と考えます。

しかし、現バス運行経費の範囲内ではありますけれども、明らかにニーズが高い旧南部ルートでの第一便の走行等中心に、最も効果的と考えられる必要最小限のダイヤ改正については前向きに検討し、協議していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

長
窪君。

○8番

ありがとうございます。

再質問させていただきます。

まず、コミバスの拡充から4カ月経過した利用実態ですけれども、本当に皆様が、公共交通会議の皆さん初め、職員の皆さんの御努力下、東山まで延伸して、乗降客数も増加していることは本当に、平群の北部の皆さんの、本当に交通空白地域の三里、御陵苑、そのあたりの皆さんが本当に喜ばれているということは私もよくお聞きしております。しかし、いま申されましたように、南部ルートが大変減っているということで、それは分析をされているということでもあります。

それから、現時点で改善されたことについて、補助席は陸運局等ということではありますが、これはしっかりと、すぐには行かないかわかりませんが、し

っかりと対応して、検討していただきたいと思います。いまそのような御答弁をいただいたと思いますので、陸運局に申し出ることによって、バス車内の通路が乗りやすくなりますので、ぜひこれはお願いをしておきたいと思います。

それから、4点目の、やはり最初の項目でありますダイヤの見直しですけれども、私も当初予算の資料でも資料請求させていただきまして、拡充される前の乗降客数の利用の人数と、それからこの4カ月の資料をいただきまして、私なりに考えさせていただいたことですが、まず、私の地元である春日丘において、私もこの人数を調べさせていただきましたが、春日丘の自治会には3カ所の停留所を設置していただいております。本当に地域の皆さんは大変高齢化がすごくなってまして、また、坂がきついですので、このコミバスがなくてはこの平群には住めないというぐらいの方がたくさんいらっしゃるからお聞きしております。その春日丘の3カ所の二百何世帯の自治会の中で3カ所の停留所があるにもかかわらず、今回、拡充したことによりましてね、3分の2になってるんですね、乗降客数がね。10月の拡充する前は156名乗られてたのが、この4カ月では100名を切る前後なんですね。乗車数ですね。降りる降車人数も144名ですが、100名を切ることが多いと。ですから、3分の1の皆さんが乗りたくても乗れないと。いままでの3分の2しか乗れないんだと、このような現状であります。これは大変困るという声をたくさんいただいております。この拡充によるダイヤ改正しましたことによりまして。

それから、もう一つですね、一番いままで南部で乗降客数が多かった樺井交差点南の、ちょうどコープの前のところの駐車停留所ですけれども、これも本当に半減しているわけなんですね。いま、大変厳しい、150名ぐらいの方が乗られてたのが、いまは平均しまして70前後ということで、これも担当課の皆さんは実態を把握されていると思います。このような現象というのは、要は特に高齢者で買い物難民の方々がこのバスを使って樺井の周辺のお買い物をされるように、乗っていくけれども、帰りは時間が1時間二、三十分、1時間20分ぐらいの待ち時間がありますので、乗れないと、このような方が増えてるということなんです。そして、そのようなことから、王寺まで買い物に行って、そこから王寺で買い物をしてタクシーで帰ってくるというお声をたくさん聞くわけなんですね。本当に早急にこのダイヤの見直しを、改善に努めなければならないと思いますが、いま課長のほうから、走行4カ月でいましてすぐ変えたらかえって混乱するというお言葉もありましたけれども、利用状況をもう少し把握して改善するということですが、いつごろその改善をされるのかお聞かせを願いたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

ダイヤの改正に関する再質問です。

先ほども申しあげましたように、基本的には大幅な改正をすれば、いまよりやくなれつつある利用者の方がまた混乱するということがありますので、それは避けたいというふうに思っています。

ただ、先ほども申しあげましたように、旧南部ルートの特便性を、少なくとも旧南部ルートを走ったときのその程度は何とか担保できないかということとはバス事業者とも話し合っただけで、そういう方向で何とか24年度の、また、公共交通会議にも諮らなければならないかなと思いますけども、夏ぐらいまでに何とか計画づくりをできへんかなというふうなことは、いま、事務局の中では検討しているというふうなところです。

○議長

窪君。

○8番

いま、課長のほうから24年度の8月の公共交通会議、3月の末にも公共交通会議開かれて、これを審議されると思いますけれども、必要最小限というのはどのような必要最小限なのか、ダイヤは、これ、私、4番目で提案させていただいてますのは、いま、朝、東山から右回り、左回りが時間差で両方走るわけですね。ですから、ここの真ん中、一番下の南部の樺井のところで交差するわけですね。ですから、この発着を、一つは東山から、一つはいままでどおり南部から、このことによりまして、南部からこっち側へ走る、保育園へ走るものを使ったら、それは改善されるのではないかと。住民の皆さんから、一つの方策として、そういうことを考えてほしいと、そういうことを言われているんですけども、その辺まで、この8月には改善計画をされる予定でしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

一つの方策として、いま、そういう御提案をいただきました。そのことも含めて、いま、バス事業者のほうに課題として投げかけておるのはおるところです。

もう一つは、時間をもう少し早く第一便をできないか。逆に交互にというお話でしたけども、例えば樺井からと東山と、そこからのという方法もありますし、例えば平群駅からという形もあると思いますけども、とりあえず第一便が

多かったわけですから、旧南部ルートの方で、御利用が、そこらについて何とか確保できないかというふうなことは、いま、問題として、課題として投げかけているところです。ただ、バス事業者の方からの返事としましては、基本的に、いま乗降分析をしますと、旧のルートより若干やっぱり、当然乗降数は増えてます、全体として。それはやっぱり南部が減ったけども、バイパス沿いや北部のほうの方が少しずつ増えてきてるというふうな状況があるからです。そこらについてもやっぱり見過ごすわけにはいきませんので、そこらを十分、いままでルートがなかったところについても、さらに一層利用していただくということも考えながら、旧の南部ルートの沿線の方の利便性についても考えていきたいと、総合的に考えていきたいというふうに考えてます。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。

スタートして4カ月しかたっておりませんので、改善というのは大変難しいことだと思うんですけども、やはり利用される方は、やっぱり御高齢の方とか、また保育所へ通われる、そういう方々が利用されるのでありますので、そのような視点でやはり改善を、8月に向けて、大変遅いと思いますけれども、バス事業者やいろいろな関係があると思いますので、早急に計画を立てて、相当、4,000万近い、今回、当初予算にも計上されておりますので、公共交通のそういう観点から早急に利用しやすいダイヤの改正の見直しを要望しまして、次の質問の移らせていただきます。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、大きな3点目の不妊・不育症治療への公費助成をという御質問にお答えを申し上げます。

1点目の公費助成の件でございますが、県内市町村において不妊治療の公費助成をしているのは天理市、奈良市、吉野町の3市町であります。特に奈良市、吉野町は今年度、23年度から実施をしておるという状態でございます。また、24年度から斑鳩町においても助成を実施されるという新聞報道がございました。こういった県下の市町村の状況でございます。

本町はこの議会でもいろいろとお話が出ておりますが、本町の財政状況や近隣のそれぞれの実施の状況も含め、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

次に、2点目の件でございます。

現在実施しております赤ちゃんの訪問や検診時に出会った母親より、不妊治療により子どもを授かったことを打ち明けてくれる場合もありますが、大変デリケートな内容でもありますし、当方のほうから積極的に把握するには限界があるのかなというふうに思われます。

県が実施しております特定不妊治療の当町の申請者数については、年度に2回までの助成のため、延べ人数ではありますが、年間大体16人から22人ぐらいというふうにお聞きをいたしております。助成対象にならない方もあり、正確な実数の把握はなかなか難しいかなというふうに思います。

不妊・不育の治療をされている方の精神的なつらさは大変なものであるというふうに推察をいたします。平群町のほうへ相談のあった際には、当事者の心情を受けとめて、かつ的確な助言ができるように努力をしております。

また、県の助成制度については、当町のホームページにも掲載すること、不育症についての情報提供もホームページ等により周知をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

相談窓口につきましては、対面での相談はプライバシーの問題もございますし、町内では、狭い町内と言いますか、そういった中ではなかなか難しいかなという懸念もございます。

その点、電話での相談は奈良県不妊専門相談センターにおいて助産師が対応しまして、希望に応じましてですが、医師が面接の相談も受けられるということでございます。このことはホームページにおいても既に周知をしておるところでございます。

不妊・不育の問題は少子化の中でも社会問題ととらえて、現状において可能な支援を続けてまいりたいというふうに考えておるところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。

再質問させていただきます。

不妊・不育症で悩まれている方がたくさんいらっしゃいます。平群町におきましても、本当に10年近く治療されて、やっと恵まれたという方も何人か私もお聞きをしております。超少子化の中、本当につらい話だなど、本当にその方々の、御夫婦の方々のことを思いましたら、何としてもそういう行政も対応していかなければならないのではないかという思いで質問させていただいてお

ります。

再度、これ、御質問しますけれども、平群町で公費負担をするのであれば、どのぐらいの予算が計上しなければならないのかお尋ねしたいと思います。

それから、あと、実態調査はなかなかわかりにくいということで、また相談体制ですけれども、県の相談センターで相談体制があるということでもあります。しっかりとこのような情報は、このような内容は本当にいまおっしゃりましたようにデリケートな問題ですから、どなたにでも相談できるというようなことではありませんので、しっかりと広報やらホームページ等、種々いろんな場面でそのような周知をしていただきたいことはお願いします。

再度、どのぐらいの予算が必要なのかお答え願いたいと思います。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

いま、実際に予算がどのぐらいかかるかという御質問でございました。当然でございしますが、補助制度自体をどうするかということが大きくその予算の積算にはかかってくるかなというふうに思います。既に実施をされておるところで、いろんなケースがございしますので、一概に幾らというのはなかなか積算がしにくいかなというふうに思います。そういった中でも、例えばでございしますが、ほかの例で言いますと、大体5万円程度の補助をされているところが多いかなというふうに思うんですけども、ちょっとそのあたり、当然、まだ町のほうで詳しく検討しておるといってもございませぬので、申しわけございませぬが、いますぐに、そしたら幾らであるかということの積算まではいたしておらないということで御回答をさせていただきたいと思います。

○議 長

窪君。

○8 番

すいません。一般質問させていただくに当たりまして、私たち議員もしっかりと勉強して、何とか皆さんの、町民の声をお届けしたいという思いで一般質問、真剣にさせていただいているんです。その中で、財政が厳しいからできないということも言いにくいので言われませんでしたでしょうけれども、やはり質問するに当たりましては、どんな質問が返ってきても答えて、答えにくい質問もあると思いますけれども、最初から全くやる気のないような対応では大変困ると思います。

ちなみに奈良新聞で斑鳩町のことが書かれておりました。これは年間助成は一般不妊で上限が5万円、不育症治療では自己負担額の半分で上限10万円、

助成期間は5年間とすると、また、1年以上町に居住している方と、このような内容のものが新聞報道をなされておりました。それで、斑鳩はロタウイルスワクチンの接種の助成されるのを含めまして、368万4,000円の予算計上を新年度で計上されているということもこの新聞報道でされておられますので、担当課も御存じだと思いますけれども、やはり質問するに当たりましては、今後の検討課題だとおっしゃってくださいませけれども、検討課題であるならば、どのぐらいの経費がかかるかぐらいは試算をしておくのが普通ではないかなと大変思います。

300万近いお金で多くの皆さんの、本当に精神的ダメージが大きい、でも子どもが欲しいという、そういう皆さんの思いを300万ぐらいと言ったら申しわけないですけれども、そのぐらいの経費で何とか応援できるのであれば、今後、しっかりと検討していただきたいと思うんですが、再度御答弁、最後によりしくお願いします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

この、いまおっしゃっております不妊・不育の治療ですね、これは議員さんもお述べにようにですね、県のほうで既に特定治療の分につきましては助成制度を行っておるところがございます。その人数を先ほど御報告を申し上げました。そのほかに県下の市町村に3市町、それから新たに、いまのところ1町が取り組むという報道がございました。それぞれ、いま、議員さんお述べのようになりますね、それぞれの、例えば町、市によりまして、その制度自体がかなり変わっておるところがございます。自己負担額の例えば2分の1でありますとか、上限が幾らまでですとかいうこと、それから、その実施の年度も少し違うようにも把握をいたしておるところでございます。

そういったことも含めまして、いろいろ今後検討させていただきたい、検討課題とさせていただきたいということで御答弁を申し上げます。

○議長

窪君。

○8番

今後の検討課題として、本当にそのお言葉にしっかりと責任を持っていただきまして、やはり子どもの出産後には大変国のほうも、また行政も多くのそういう福祉の体制をとっていただいておりますけれども、それまでの状況の方々にもしっかりとやはり公費助成をすべきであると私は強く思います。

超少子化の中、本当に安心して産み育てられる環境づくりを進めていただく

ことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

窪君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号6番、議席番号5番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○5番

私のほうからは2点について質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、学校図書館への司書の配置についてであります。近年、子どもたちの読書離れが聞かれる中、読解力の低迷、表現力や想像力が弱いとの声も聞かれています。そのような中、本との出会いの中で、豊かな感性を磨き、学ぶ力をつけていくことが生きる知恵と力を高めていくことにもつながると考えられます。

そんな本と子どもをつなぐガイドの役目を果たしてくれるのが学校図書館司書の役割です。司書の配置がされているかどうかで子どもの読書活動の質と量が左右されるというのが実態です。しかし、現在、選任の学校司書が配置されている小学校は全体の44.8%、中学校では45.2%、これは平成22年度の数字ですけれども、半数近くにはなっているものの、4校に1校は担当職員、あるいは司書教諭ともに不在、司書教諭がいる場合でもほとんどが学級担任兼務など、司書としての役割は十分できない状況があります。このようなことから、学校図書室は開館時間が短い、目当ての本が探し出せないなどを理由に図書室が十分利用されていない状況が生まれています。本が置いてあるだけの図書室から本を活用する学校図書館への改革が求められています。現在、平群町では、あすのす平群の職員やボランティアの方々の協力も得て、国の交付金を活用して、各学校と町立図書館を結び、蔵書の検索が双方向で行える横断検索システムが整備が行われ、学校図書室の整備も進められています。

今後、それらを活用して、子どもたちの学ぶ力をつけていくためにも、橋渡しをする専任の学校図書館司書を配置していくことができるかが大きなかぎとなります。

24年度から学校図書館担当職員の配置に要する経費に地方交付税措置が行われることとなります。これらも活用しながら、まず1校からでも専任の学校司書の配置を計画的に進めていくことが豊かな学校教育を保障していく上でも必要ではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

大きい2点目は、公共交通の整備、拡充についてであります。

先ほども質問がありましたが、昨年11月から新たなコミバスのルート、中

央循環ルートがスタートしました。西山間ルートも東山駅まで延伸をしています。この間の利用状況を見ると、南部ルートと合体した新ルートでは、1便当たりの利用者が減少している。西山間のルートはほぼ横ばいの状況となっている。この間、利用者からさまざまな声が聞かれているところでもあります。

私は一周のルートが長過ぎて、買い物などでは待ち時間が1時間半もあり、行きはいいが帰りが使えない。あるいは、ほぼ同じ時間に2台のバスが来て、間違えて乗ってしまった。ややこしくて困る。朝の時間が遅くて病院に間に合わないなどなど、さまざまな声をお聞きをしています。また、西山間ルートでは、東山に出ていき、帰るのに3時間半もかかる。櫛原の停留所が遠過ぎて使えないなどの声も聞かれています。

この間の利用者の声をもとに、ルートの見直しなどを行い、利用しやすいコミバス運行への改善が求められますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目については、公共交通総合連携計画の中で、デマンドタクシー、予約制の乗り合いタクシーの位置づけもされています。路線バスやコミバスで対応できない地域や停留所までが歩いていくことが困難な高齢者などの外出支援の方法として、早急に検討を進めていくことが求められますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、大きく2点についての明快な御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、私のほうから、1点目の学校図書館への司書配置についての御質問にお答えを申し上げます。

学校図書館の担当職員数は現在それぞれの学校に2名から3名います。その担当者のうち、司書教諭がそれぞれに1名配置されています。担当者は授業、それから学級運営の傍ら、図書委員会の指導、あるいは蔵書の管理、それから選書の発注、利用統計、年間計画の作成などなど、大量の学校図書館業務に当たっております。

朝、それから授業と授業の間、昼休み、放課後の開館業務は図書委員が基本的に行っておりまして、授業時間は学級単位で利用をしているわけでありまして。

このように専任の図書担当者がいないと、開館時間が短くて、子どもたちの読書や調べ学習の支援など、学習情報センターとしての機能が十分に果たせる状況ではありません。

また、今年度は、議員も御指摘をいただきましたように、町立図書館が児童サービスの延長線上として、住民生活に光を注ぐ交付金を活用した学校図書館

支援事業を実施いたしました。前半は図書館システムの整備として、全国共通の電算システムの導入と町立図書館と学校図書館の横断検索システムの構築、後半は使いやすく何度でも行きたくなる図書館を目指しまして、書架の整理、レイアウト、見出しサイン、家具備品の補修、新調などを行いました。

次年度からは横断検索システムの本格運用も含めて、学校と町立図書館の連絡体制を持ちながら、学校図書館の活性化にさらに努めてまいりたいというふうに考えております。

また、御指摘のとおり、平成24年度には新学習指導要領等に対応した教育環境の整備充実のための地方財政措置が検討されております。学校図書館への新聞の配備、また、学校図書館担当職員の配置もその中に含まれているところでございます。

具体的な学校司書の配置については、以上のことを踏まえまして、学校現場と十分に協議をいたしまして、財源、配置の方針など、引き続き多角的に調査研究を行い、検討を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

植田君。

○5番

担当課長のほうからは、国の財政措置もつくという状況の中で、現場の先生たちとも十分話し合いをして検討していききたいということだと思っんですね。

そういう意味では、積極的に司書の配置については、その必要性というのは認められておるのではないかなというふうに私は思っんですけれども、そういう中で、私もこの間、箕面市の中学校あるいは小学校に、学校図書館に司書を配置されておるところに見学をさせていただく機会をいただきました。

箕面市では、平成元年から検討委員会を立ち上げて、平成8年に全小学校に学校の司書配置を完了されました。そして10年には中学校にもすべて配置が完了ということで、その間の取り組み、あるいは、当初はやっぱり司書の職員をどう学校の担任の先生、それと司書教諭という先生がいらっしゃるけれども、どう活用するのかということで、いろいろ大変な面もあったようにお聞きをしました。

しかし、司書の方が、先生がどういうふうに活用していくのかということ、いろんな、何と言っんですかね、通信などを発行しながら、自分たちをこう使っってくださいと、こういう学校教育を進める上で私たちの役割を理解してもらって、こういうお手伝いができますよということ、積極的に配置された学校司書の方が、学校の先生たちとコミュニケーションをとる中で、すごくやはり、

その協力体制がしっかりとできてくれば、子どもたちへの、課長の答弁にもありましたように、調べ学習というのがすごくスムーズに進むと、子どもたちがみずから自分たちが与えられた課題、あるいは自分が疑問に思ったことを、それを解明するために、その学校司書の方の力を借りて、さまざまな資料提供のアドバイスももらいながら、とにかく自分が調べたいことがわかったときに、すごくその喜びが、また新たなものへの、いわば興味を広げていくという、そういう、まあいわば勉強というか、知ることが楽しいという、そういうことが一つは大きく学ぶ力を伸ばしていくんではないかなと。このことがすごく、やはり、今回私が箕面市へ行かせていただいたときにも感じました。

そういう部分では、もうこれはぜひ、やっぱりきちっと、せっかくそういう交付税算入を国がつけたというふうなことも言われておりますのでですね、そこは十分やっていただきたいし、これは、私は年度途中でもやはりこのことも早急にやっぱり活用して、1校からでも進めていっていただきたいというふうに思っています。

学校図書館というのは、また公共の図書館と違う部分もありますから、そういう意味では、これはもうそういう方向で進めていく中で、ぜひこのことも検討していただきたいというのが一つあるのは、やっぱり司書の免許があるというだけでは学校図書館司書というのは務まらないというふうに思います。

今回行かせてもらったところも、すごくやっぱり司書の方々が、いろんな意味で、何というんですか、子どもたちのコミュニケーション、それから先生たちのコミュニケーションを大事にされていて、月1回、学校間の図書館司書の連絡会もとりながら、それぞれの学校でいろいろ取り組んでいることを意見交換しながら、いいことはどんどん、また新たに取り入れていくというふうなことで、何と言うんですかね、子どもたちのそういう教育環境をどんどん高めていっているというふうな事例も聞かせていただきました。

そういう意味では、本当に司書を配置することで、子どもたちの学ぶ環境が大きく広がるというのがすごく感じました。そういう意味では、そういう意欲のある方をやっぱり司書教諭として迎えようと思えば、やはりできるだけ早くそういうことに取りかかっていたかかないと、多分、これ、ほかの自治体もやっぱりこの制度を利用して司書の配置をとというのも出てくると思いますので、そういう部分では、司書を置くことによって幅広い教育の可能性が広がっていくし、そのためにはそれをやる司書自身も、やはりそういう意欲を持った方をきちっと配置をするということが私は必要だと思います。

そういう意味では、そういうことも含めた、私はできるだけ早い取り組みを進めていっていただきたいと思うんですけれども、今年度の途中でもそういう

方向で司書教諭を配置していくというふうなお考えというのは持っておられないでしょうか。その点については再度お聞きをしておきます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えを申し上げます。

まず、学校司書、専任の司書の配置については、議員、いま、るるお述べをいただきましたとおりであるというふうに考えています。教育委員会としましても、いわゆる学校にあるのはいわゆる図書室ではなくて図書館であるんだと、子どもたちと本を結びつける、そういう専任の司書が配置をされているかどうかで随分その図書館の役割が変わっていくんだと、そういう認識を強く持っておりまして、私自身も昨年、大安寺西小学校でしたか、ここは県立図書の情報館がすぐ横にあるということもありまして、いろんな連携をやっています。随分学校図書館が賑わっている、そのことによって学校が目標を持って、その目標を確実にやり遂げていくという、非常に研修に行つて感動を受ける、そういう内容でありました。

そういう意味では、ぜひ平群町の小学校や中学校にもそういう専任の司書がほしいなというふうには思っていたところではあります。

ただ、そうはいつでも、先ほど議員は、全国平均が約50%というふうにおっしゃっていただきましたが、残念ながら奈良県ではまだ10%程度しか配置をされていないということもありまして、なおかつ平群町は財政的に非常に厳しいということの中で、専任の司書が配置されるということはなかなか難しいございまして、そういう中で、今回、交付税措置が算入されるということにつきましては、私たちとしても非常に喜んでるところであります。

ただ、今回の交付税措置につきましては、1人当たり105万円ということ、全体としては2校に1名程度の割合ということを知っております。そんなことも含めまして、直ちに、いま議員おっしゃいましたように、年度の途中からでも補正もというふうにおっしゃっていただきましたが、そういう気持ちは持っておりますけれども、これは全体として財政当局とも相談をしながら、一日も早くそういうものが実現できていくように努力はしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

担当課のほうとしては、その必要性、そのために努力をしていきたいということですが。

本当に箕面市のほうも、最初は1校か2校ぐらいからやったと思うんですけども、それがやっぱりそこに配置をすることで明らかに図書館司書の役割が学校の子どもたちの学力の面、あるいはそういう子どもたちの学ぶ力ということにやっぱりすごく影響を与えたということで、市全体に広がっていったということがあります。

そういう意味では、平群町もすべてにね、一度に配置ができればいいんですが、それは難しいと思います。ただやっぱり一つ配置をすることによって、その効果が出れば、やはりそれは平群の子どもたちの大きな力になりますし、そのことが今後の平群町のまちづくりをしていく上でも、そういう子どもたちを育ててるということが、また一つの大きなまちの、何と言うんですか、平群町のよさを知ってもらって来てもらえるということにもつながっていくというふうに私は思いますので、ぜひこれはきちっと検討していただいて、補正でも組んで、とにかくスタートしてほしい。そのときには、必ず、先ほど言いましたように、人材というものがすごく大事になりますから、その選定はすごく慎重にさせていただいて、いい人材を確保してもらって、そういう学校図書館というものを、本当に学校図書館としての位置づけをきちっとしてもらって、先生とその司書の方の、やはり、何と言うんですか、箕面でもそうでしたけど、職員会議に出席するとか、学年会議に出席するとか、やっぱりそういうところにも司書の方が入られて、やはり司書の方も一緒になって学校のいまの状況をきちっと知る、あるいは子どもたちの、気にかかる子どもたちを、担任の先生と連絡とりながらフォローすると、そういうことまで司書の中でやられている。だけど、教育という部分で踏み込んではいけない部分はちゃんと、何と言うんですか、あれを決めておられると。すごくそういう意味では信頼関係をお互いに持つ中で、いい応援がされているというのはすごく感じたんですね。

そういう意味では、その司書の力量というものが問われる問題が多々ありますので、ぜひそこら辺も十分配慮をされた形での、一刻も早い学校図書館への司書の配置というのをお願いをしておきたいというふうに思います。

この件については以上で結構です。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、植田議員からいただきました2項目め、公共交通の整備拡充に関する御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目のコミバス運行の改善のことですけれども、先の窪議員さんからの質問に対する答弁とも重複をいたしますがお許しください。

ダイヤの問題につきましては、先ほども申し上げましたが、まだ新ルートでの走行後、4カ月余りしか経過していない状況の中で、大幅なダイヤ改正をすることは混乱を招くというふうに思っております。基本的にはもう少し利用状況の実態を見極めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、その上でも、確実に利便性向上が担保できる必要最小限のダイヤ改正につきましては、とはいえ、予算の範囲内ということになりますけれども、バス事業者とも積極的に協議しながら、臨機応変な対応についての模索をしてみたいというふうに思っています。

また、ルートの見直しについては、現在のところは考えておりません。

見直しの必要性につきましては、平群町地域公共交通総合連携計画にもありますように、実証運行の期間内において、毎年度事業評価を実施するというふうになっておりますので、公共交通会議におきまして、適宜検討してみたいというふうに考えています。

それから、次に2点目のデマンドタクシーの御質問がありました。これにつきましては、三郷町の予約制乗り合いタクシーや三室病院発着の乗り合いタクシー、また、吉野町でのデマンドタクシー等々の事例がありますので、こういった事例の見学、視察なんかも行いながら、さまざまな状況を調査検証しているというのがいまの現状でございます。

公共交通会議におきましても、昨年度より継続審議となっておりますので、引き続き利便性やそのメリット、デメリット等についての検討を行って、対応を決めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

これについても幾つか再質問させていただきます。

まず、いま、11月からスタートしたコミバスの問題です。課長のほうから、ダイヤについては、まだ早急に変えるつもりはないと。先ほどの他の議員の質問にも、8月ごろをめどに見直せるところは見直したいというような話だったんですけどね。

これ、スタートして、やっぱりすごくそういう意味ではたくさんの声が聞かれている。その多くがやはり利用しにくいという声なわけですよ。だから、ある意味、利用しにくいものを、私はまだ4カ月ということだけなんですけれど

も、それ以上走らせてもあんまり変わらないんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味では、やっぱり柔軟に、いま、ある意味試行期間であるという部分も含めてですね、柔軟にやっぱり対応していくこと、その中で、もっともっとやっぱり利用者の声をしっかりと聞いていくことをやっぱりしていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

それと、ルートの見直しもいまのところ考えていないということなんですけども、これはちょっと、日経か何かに、日経の新聞だと思うんですけども、いま全国的にコミュニティバスというのが一時ばっと広がって、そういう中で、いま、それぞれの自治体でコミバスの運行にいろいろ問題が出てきているというふうな記事が載っていました。

そういう中で、利用者が低調なというところを見ますと、やはり1ルートが長過ぎるというんですか、必要以上のルートも含めて通しているというところもあって、そのことによって便数が減っている。そのことが利用が伸びないというふうな、そういう調査とか調査結果というのも出されているような状況があるわけですね。

ということを考えますとですね、一周80分、それと休憩時間も入れますと、まあもっとの時間だと思うんですけども、やっぱり日々利用したいと思えば、その時間というのは相当やっぱり長い時間になってくるわけですね。そういう意味では、私はやっぱり1周1時間ぐらいを限度に、やっぱりルートということも見直しを掛けるべきではないかなというふうに思っています。

これがいまの循環ルートをね、ある意味どこかで交差をして、そこで乗り継ぐというも含めてですよ、そういう何と言うんですかね、ルートの見直しということも必要だと思うんですけども、そこら辺、まあまあ、これからね、せっかく行ったコミバスですから、やはりどれだけ利用者を増やすのかという部分では柔軟な対応を求めたいと思うんですが、その点について、再度お聞きをしておきたいと思います。

それと2点目のデマンドタクシーについてであります。

いま課長のほうから、三郷町の予約乗り合いタクシーとか、三室の病院発着の乗り合いタクシー、ちょっといろいろ検証状況を、調査検証しているところだというふうにおっしゃったんですが、いま三郷町が行っているデマンドタクシーですね、これは本当にドアツードアのデマンドです。タクシー会社にタクシーを借り上げるものではありません。そういう意味では、経費的にもすごく安く済むと。いま、三郷町で3,000人を超える登録があるそうです。1日40人ぐらいの利用があるということで、そういう意味では、すごく、この三

郷ではデマンドタクシーの利用者が増えてきているというふうにお聞きをしています。

このシステム自体が、どうも東大のオンデマンド交通プロジェクトというところが開発した、そういうシステムを利用しているらしくて、ちなみに来年度で、三郷町では、そのシステムを使う委託料として480万円、そのシステムの運行委託として480万円かな、デマンドシステム使用料として220万円、運行経費として1,220万円、そして利用料として見込んでいるのが620万円ほど。だから、運行経費のうち利用料を引けば約半分に分とデマンドのシステムの使用料で800万ぐらいというのを一応試算して、予算として挙げられるというふうにお聞きをしています。これも利用しないときはその利用部分ばかりではありません。三郷町は、三郷町どこでも、自宅から三郷町内であれば1回300円で動いてくれるそうです。

王寺駅については行きだけ500円の負担をお願いして、帰りはないそうですけれども、それでその300円を個人負担をお願いして、残りを、走った距離に応じて、後でタクシー会社との間で行政が精算をするという形になっているそうです。

そういう意味では、車の借り上げというのありませんので、一定最初にこんだけというのは決まってこないわけですね。利用が少なければそれに依りて費用負担も少なく済むというふうな形で進められているということで、大変好評だというふうにもお聞きをしています。

そういう部分ではですね、平群町の場合、コミュニティバスの走っている地域、あるいは路線バスの走っている地域、それとやはりそこに届かないところ、あるいは近くにコミュニティバスや路線バスの停留所があっても、そこにさえ行きにくいような地域、行きにくい高齢者の方々をどうカバーするのかというのがこれからすごく大事になってきまして、三郷でもですね、システムを利用されている方の40%が80歳以上だということですので、そういうことも含めて、平群町も、これ、26年までやったかな、とにかく補助金がつく間に、いろんなことを検討しながら、あるいは実際的に使いながら、やっぱり何が一番平群に合うのかというのをやっぱりきちっとつくっていかないとだめだと思うんですけども、この点についてももう少し、そういう多分状況も知ってはると思うので、お答えをいただきたいなというふうに思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

コミバスのルートの見直しについて、もう少し柔軟にというか、考えてみて

はどうかというふうな御意見がありました。

過去、平成17年から走ってると思うんですけども、資料のほうにもあったかもわからないですけども、やはり定着するまで、例えば南部ルートなんかの場合でしたら、1年目、2年目は非常に低調やったけども、3年目ぐらいからぐっと乗降客が増えてというふうな、そういうことが示されてます。

そういうことも含めて、慎重に考えていきたいなど、定着状況を見ながらやっていきたいなどというふうに思っています。

先ほどおっしゃられたことと同じですけども、デメリットとしましては、当然そのルートが、いままででしたら約1時間ぐらいやったのが1時間半、30分時間が増えますんで、その分、1便当たりの運行時間の増加で、運行本数の減少とか、運行間隔の拡大を招きます。そういうデメリットが生じます。

その一方、逆に範囲が広がることによって、さまざまな場所へ移動が可能になるというふうなこともあります。

そういうことも含めて、メリット、デメリットがあるかなというふうなことで、全体的に公共交通会議、本町の議会の中でもいろいろ意見をいただいて、最終的にいまの現行ルートということに決定したということですので、もう少し様子というか状況を見極めていきたいというふうに考えております。

それから、デマンドタクシーの件につきまして、議員おっしゃられましたように、公共交通の連携計画の考え方としましては、おっしゃられたように、コミバスをカバーするというふうな視点で検討しております。

三郷町の事例も、いまおっしゃっていただきました。若干数字、我々が聞いてるのは若干違うところもあるんですけども、それぞれデマンドタクシーのメリット、それから、逆にデメリット、コミバスのメリット、デメリット、それぞれあると思いますので、そこらについても総合的に判断していきたいなどというふうに思ってます。

少なくとも、今後、三郷町の実証実験ですね、25年3月末までと聞いてますけども、その辺の状況を、それも短期的な話じゃなしに、しばらくずっと様子を見た上で、町としても三郷でよかったらやっぱり平群町にも取り入れていくというふうな柔軟な姿勢というのをやはり持って、硬直した考え方は捨てていきたいというふうに考えております。

○議長

植田君。

○5番

いま、確かにスタートしたばかりのところ、いろいろいじるというのはあるのかもしれませんが。デメリットの部分があるのかもしれませんが。ただ、やはり、

いま、現状の中で、そういう声が大きいいというのは認識をしていただきたいのと、平群の住民の方が日々の生活圏としてどこら辺までを生活圏として、地域の中でですよ、北部の地域の方か南部の地域が見てるのかということも含めて、その生活圏を超えてまで行くというのはほんまに少ないというのがあるんですね。

そういう部分では、自分たちが日々買い物や、あるいは病院として活用するのはどの範囲であるのかということもやはり見ながら、この改善には努めていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、もう1点聞いておきたいのは、デマンドタクシーの件ですけど、三郷町が25年度までの試行だということで、平群町としては、その結果を見てからしかその対応をしないと、そういうふうなお考えなのか。その点について再度お聞きしておきたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

三郷の終わるのを待つということはもちろん思ってません。当然、三郷町だけやなしにほかの市町村の中でも、そういういろんな実証実験とかをやっていますんで、そういったのも参考にしながら、あの公共交通会議の中で、23年度中に一定の方向性を出したいというふうな方向性を持ったんですけども、ちょっと最終まとまりはできませんでしたんで、24年度に引き続いて、この件については検討していくと、24年度内には一定の方向性なりを見出していきたいというふうに考えています。

○議長

植田君。

○5番

24年度には方向性を見出したいということは、実際に、まあ言うたらスタートするという、何らかの形で実証運行のスタートをするということにはならないということですか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

おそらく24年度内に実施するということにはならないというふうには思います。

○議長

植田君。

○ 5 番

やはりこれ、いまね、実際にやってるところもあって、まあまあそこを待つ、そののあれを待つことはない、そのために検討はしていくとおっしゃるんやけども、それやったらできるだけ早く、やはりそのことをきちっと、実証運行に、私は今年度からでもかかっていたきたいなというふうに思います。

この問題では、路線バスあるいはコミュニティバスが走っている団地でも、やっぱり団地の上のほうというんですか、若葉台でいえば、路線バスから外れた地域、樺台でもあの坂道の上の地域というのは本当に高齢化が平群の中でも進んでまして、とにかく足を何とか確保してほしいという声もたくさん聞かれていますので、やはりそういうところを、あるいは山間地のところをやはりこのデマンドタクシーというのは私はすごく有効ではないかなというふうに思います。

目的地までの途中に、まあ言うたら三郷がこの3月から、30分前の予約でスタートしてるということで、それまでは1時間前に予約をすれば配車がされると。で、そこに、そのルート上に同じ予約が入れば乗り合わせて行くということで、乗り合わせればそんだけコストが下がるということで、そういうふうなことも含めて、すごく、いま、注目をして私も見させてもらってますので、やはりそういうことも含めて、できるだけ早く平群町でもその実証運行をスタートしてですね、平群町としてどういうことが、どういうルートでどういう形でというのをやっぱり探していくことがすごく大事だと思うんで、その点はぜひお願いをしておきまして、私の一般質問を終わります。

○ 議 長

植田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号7番、議席番号9番、山田君の質問を許可いたします。はい、山田君。

○ 9 番

議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて、大きく2点質問をさせていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず最初に、昨年6月議会でお聞きした鳴川路線と平群西線交差点の交通安全対策についてお聞きします。

この交差点は、優先道路の明示がなく、特に夜間など、鳴川方面からの車両が一たん停止しないで直進する状況を何度となく目撃しています。6月の質問時も申しましたが、午前7時から午後7時までの12時間の交通量が約1,800台もの通過状況にあり、交通事故が発生しやすい状況にあると考えられ、危険な現状を回避するためにも、早急に優先道路明示等の安全対策が必要であ

ると質問しました。

それに対し、答弁としては、この交差点は変則であり、優先道路についてもわかりづらく、以前から危険箇所として、一たん停止や信号機の設置も要望してまいりましたが、設置には至っておりません。

当該交差点は危険箇所であることは認識しており、将来のためにも信号機の設置はしていかなければならないということで、西和警察とも協議しているところですが、なかなか進まないのが現状であります。

町としても、現状について、もう少し西和警察署と協議の上、より詳細に危険箇所であるということを訴えていきながら、何とか規制、また停止線、誘導線という方法も含めて、交通安全対策が図れるよう協議してまいりたいとのことでしたが、その後の協議状況、今後の方針について、どのようになっているのかお聞きします。

次に、2点目の質問は、小学校再編成についてお聞きします。

当初の町方針であった小学校再編成計画、アクションプラン、すなわち二つの小学校への統廃合計画を強行に進めることは事実上不可能となり、再考しなければならない現状になっていると私は思っています。

そのような状況の現在、小学校の今後についての懇談会を各小学校の校区の方々を対象に行われました。その懇談会の中、岩崎町長からの発言として、町としては現アクションプランを進めることが一番と思っているが、議会がノーと言っているので、前に進めないで、地域の意見を聞きたいとの言葉がありました。本当によりよい意見、いろいろな意見を聞きたい気持ちがあったのであれば、議会の意見としては、特に南小、西小校区の住民合意をまだ得ていない、今後のまちづくりを考える点からも逆行している、校区の再編も含めて、3校案の再考も必要等の、そのほかさまざまな意見も紹介し、議会が反対した理由も説明する必要があったと感じたのは私だけではないと思っています。

そこで岩崎町長にお聞きします。

町長は小学校の今後についての懇談会の中で、議会がノーと言っているのでとの発言がありましたが、議会が反対した理由を言わなかったのは、何か意味、意図があったのですか。地域のさまざまな意見を聞くためには、それを説明することも必要だったと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、各小学校での今後についての懇談会の状況について、どのように受けとめられているのかお聞きしたいのですが、各小学校ごとにいろいろな環境等により、それぞれの事情があり、異なった考えであると思います。西小学校の懇談会には私も参加しました。その中での意見としては、今日の集まりはアクションプランを進めるのではなく、これからの教育を考える会だと思って来た。

教育環境なのか、合理化なのか。今後の西小の状況では、集団生活の観点から心配であり、教育の充実を図るためにも、アクションプランに賛成である。南小の廃校が嫌なら、西小だけでも考えていただきたい。西小の環境を大事に。バスを使うなら上がるのも下がるのも同じ。複数学級にしても、いじめはクラスがえでごまかされるだけなど、いろいろな反対意見や賛成意見もありました。しかし、西小学校は、このままではだめという意見が多かったように感じました。

私は改めて西小学校の今後の入学生徒数に大きな不安があるのであれば、西小校区の保護者や住民との意見を十分精査し、対話を重ね、西小の不安を解消するための通学小学校区と校区の再編成も含めた検討をするべきではないのかと感じました。

町は、西小学校の保護者、住民の意見をどのように受けとめられているのかお聞きします。

また、同じように、各小学校での懇談会について、それぞれ全体的な意見として、どのような方向であって、町は各小学校ごとの保護者、住民の意見をどのように受けとめられているのかお聞きします。

最後に今後についてお聞きします。

現時点での町方針として、現アクションプランを今後も無理やり押し進めていくおつもりなのか、新たに再考も含めて考えていくおつもりなのかお聞きします。どちらにしても一定の方針を、今後どの時期に明確に打ち出されるのか。幼稚園、南保育所の建てかえ、新設を含む幼保一体化の施設開園も含めて、トータル的に住民の理解が得られる方針、方向を打ち出す必要があると思うのですが、今後のスケジュールについてお伺いします。

以上、大きく2点について明快な御答弁をお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、御質問の1点目の鳴川路線と平群西線交差点の安全対策についてお答えいたします。

昨年6月議会で御質問をいただきまして、その後の協議状況についてであります。昨年6月に西和警察署と安全対策について協議し、7月並びに12月に西和警察署と町による現場での状況調査、さらに、本年2月に対策案の現場確認を行い、方策、また方針を決定してきたところです。

具体の安全対策としましては、優先する道路を鳴川路線とし、交差点手前西線に一時停止の規制を設置することとなりました。現在は西和警察署から県の

公安委員会へ上申していただいておりますが、認可の決定にはいましばらく時間がかかるとのことです。

協議の結果、それまでの間、西線には一時停止の指導線と交差点手前車道にゼブラゾーンを設置し、また、鳴川路線には、道路の中央線並びに一時停止の指導線を設置することにより、通行車両への注意喚起など、対策を講じるよう計画しています。

なお、次年度予定の当該交差点付近の舗装工事が完了した後にこれらの安全対策を行う予定でございます。

以上です。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。

6月、7月、12月、それぞれ協議と現調、また2月にも現地調査をしていただいで、一定の方針を決定していただいた。鳴川路線優先的に中央線を引くということでしたかね、あとゼブラ線。指導線を引くという。前回の質問時は誘導線という、指導線というのは指に導く線の指導線ということですよ。違いははっきりわかりません。要は明確に優先道路をしていくということで、まあまあ大変協議いただいで、大きな前進をしたということで評価したいと思っておりますが、舗装等、確かに穴ぼこというの、ちょっと傷んでいる部分もあって、舗装した上で白線等で明示をしていくと。一たん停止の認可にはちょっと時間がかかるといって御答弁いただいと。それはそれで協議をしていただくと。めでととして、いま、当然協議をしていただいているということ、こちらのほうで日程的なことを明確に言えないと思うんですけど、めでととしていつぐらいを目標に考えていただいているのかということが1点お聞きしたい。

それと、24年度の新年度予算の道路維持管理費か何かに入っている部分での舗装を検討していただいているのかなと思うんですが、それについても、もし、いま、時期的なことがわかるようであれば、目標として、当然目標になると思うんですが、お考えいただいている部分についての舗装及び白線、指導線ですか、の書き込みというんですか、線引きというんですか、その目標時期、この2点の町としての目標時期をちょっとお答えいただけたらと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

一たん停止の件でございます。

一たん停止と申しますのは、道路交通法に基づく規制という形で、県の公安委員会が決定されるところでございます。それにつきましては少し時間がかかるということをお聞きしておりますので、町としても協議の中では、できるだけ早く決定をしていただきたいところではございますが、24年度中を一つの目標として、24年度中に決定をしていただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

工事の実施時期という再質問でございますけども、これ、まず、予算審査特別委員会の道路新設改良費の工事請負費の維持補修工事の資料提出の中で資料を提出させていただいております。次年度の舗装工事の中に予定をしておるということでございます。

事業メニューとしましては、社会資本整備総合交付金事業ということで、一定、これ、県との事前協議から始まりまして、国との協議も含めて交付決定をいただくという流れになります。したがって、当然、これ、24年度の事業ということになりますので、まあめどということでございますけども、6月ごろに県の実施協議をスタートしていきたいというふうに思っております。

となれば、国からの事前協議なり内示が、夏、7月ですね、ぐらいになるんじゃないかと。となれば、それから入札の発注準備ということになりますので、夏ということで御理解をいただけたらなというふうに思います。

それと、当然のことながら、これ、現状の舗装というのは非常に破損が激しいという状況になっています。舗装の舗装板を打ちかえですね、めくって打ちかえをするということ考えております。

あわせて、センターライン、外側線、ゼブラ、そういったものも同時施工したいということで考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。

6月議会にもお答えいただいて、危険な箇所であるということの認識いただいた上で、しっかりと安全の確保に向けていろんな各方面と協議いただいて、大きな前進をしていただいたということで感謝を申し上げまして、また、夏ご

ろには一定舗装等、その優先に関しての明確な状況になるということで、今後も引き続いて事故が起きないということになればいいなということをお祈りしてですね、感謝申し上げて、次の質問に移りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長

町長。

○町 長

2点目の小学校再編成についての最初の御質問でございます。小学校の今後のあり方についての懇談会での私の発言についてでございますが、小学校再編成アクションプランに関係する予算が昨年6月議会で否決されたことから、議会の理解が得られず、事務作業が中断している状況にあるという事実を説明させていただいたものでございまして、それ以外の意味も意図も全くございません。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

その後、御質問いただきました2点目の点でございます。

まず、昨年12月3日に行われました西小学校区の懇談会で出された意見が、この意見そのものは校区の住民の方々や保護者全体の意見を代表しているのかどうかということについては即断をするというわけにはいきませんが、いま議員も述べていただきましたように、西小学校の統合について前向きに考えてほしい旨の発言が複数ございました。このことを我々としては重く受けとめて、そして、地域住民の方々や保護者の方々と引き続き意見交換をしなければならないというふうに考えています。

そのことが地域全体の要望ということになってまいりますれば、我々といたしましては、当然、西小学校の統合ということを具体的に考えていくということも前向きに考えなければいけないというふうに思っているところでございます。

それから、次に、各学校区ごとの保護者や住民の意見をどのように受けとめられているかということでもございましたが、各学校ごとに、それぞれ今後のあり方であるとか、それから、いわゆる教育環境の整備を中心とした内容がいろいろと御意見として出していただきましたけれども、我々としては、この出させていただいた意見を真摯に受けとめていくというのは、これは当然のことであるというふうに考えています。

ただ、西小学校が35名の参加でした。南は53名でした。それから、東小

学校が22名、それから北小学校が16名という参加でございました。

特に北小学校と東小学校につきましては、若干人数も少なかったということもございますから、そういう意味も含めまして、まだまだ、いわゆる小学校の今後のあり方、あるいは教育環境の整備等々について意見を交換する場を持っていかなければいけないということを痛感をしているところであります。

最後に、今後のスケジュールということについての御質問がございました。現在、明確にお示しをできる状況ではございませんが、いわゆるアクションプランの骨格になる部分、これは何度も申し上げてきておりますが、アクションプランの骨格になる部分、つまり再編成のあり方でありますとか、それから再編成の方法、また、校舎の場所等につきましては、今後も我々としては理解を得るための努力をしてまいりたいというふうに考えています。

そういったことを続けていく中で、一定の時期に総合的な判断をいたしまして、スケジュールについても明らかにできればというふうに現在のところは思っておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長

山田君。

○9番

何点か再質問させていただきます。

まず1点目についてはね、町長、それ以外の意見としては何もないと、それはそれで私は何も、それ以外は私も言うつもりはございません。ただ、やっぱり、先ほども言いましたけども、私も聞いてて、議会がノーと言ったという答えだけでとまってしまうと、やっぱり住民の方にとっても何で議会がノーと言ったのか、中身さえわからずにおっしゃっているように私は感じた方もおられたんで、よりよい意見を求めるためにも、やっぱりもうちょっと、なぜこういう、いまはどういう話になっているのかということとは説明をいただきましたかったなというふうに思うのが私の素直な意見でございまして、町長のおっしゃっていることのほかに意見がないということで、それは何ら、私はそれ以上何ら申し上げるつもりはございません。

ただ、2点目ですね、西小学校をあえて、私もほかの3小学校と分けて聞いているというのは、特に西小学校の保護者、地区の住民の方からの、いままでアクションプランの話し合いをしてるときに、特にそういう意見っていうのが余り、代表的な、何人かはおっしゃったと思うんですけど、全体的な意見というのは、本当に私もあんまりわからなかったのが現状なんです。ところがこないだの説明会といいますか、懇談会の中ではね、いろんな意見が出てました。

そういう意味では、どう考えていくかということ、町としては方針を打ち出していかなければならないのではないかと。打ち出していくためには、先ほど課長おっしゃったように、重く受けとめて、西小の統合も考えなければならぬというふうにおっしゃったんですけど、それは課長おっしゃったように、またいろんな、もっとより深い話し合いが必要だと思うんですね。

そこでね、ちょっと聞きたいのは、西小学校の保護者の懇談会の中でも、これは課長のほうからだったんですけど、校区のことについての質問もありました。

これまでも、そのときに、課長の言葉として、これまでも検討してきたことであるが、校区をさわると前に進まなくなるっていうのが、いままで議会でも何度もおっしゃってました。西小学校をどう考えるかといったときにですね、そのとき、また校区を考えないで西小学校全体として北小学校へ行くのか、東小学校のところへ行くのか、南小学校のところへ行くのか。校区をさわらないとなってくると必然的に答えが出てしまうんですね。そのどこへ行くかにしてもね。

そういう意味でもね、今後のあり方も含めたときに、南小学校のあり方も含めたときに、それも単に校区をさわるとややこしくなるんでさわりませんという話では落ち着かないと思うんですよ。それは地域の保護者の方々の意見も聞いてですね、それによっては校区をさわらなければならないことも起きてくるかもわかりません。絶対さわられて私は言っているわけじゃないんですよ。さわることも必要になるかもわかりません。そういった意味で、以前に課長おっしゃられた校区をさわると前に進まないということについては、いまでもそのことについてそう思っておられるのか。そこは1点確認したい。

それと、3点目ですね。

ここで三つの小学校を西小学校と分けていったのは、大体東、北の、東の考え方、北の考え方、南はいままでも請願出てましたから、大体この方向性というのが想像がつきます。当然、東校区、北校区については統廃合について余り関心が少ない方だと思うんです。南小学校はそういういろんな関心になって、きたと思うんですね。

そこでですね、いま、幼保一体のこども園の中でね、土地の選定があったときにですね、樺井地区についてはね、南小学校が近くにあるというのがメリットの一つになっているんですよ。そうすると、南小学校はこれからも存続するということを決められたのかなというふうに理解するわけなんですよ。

それも含めてですね、幼保の候補地のことじゃなしに、そういう意味ではですね、南小学校の今後の位置づけということをどう考えられているのかな。こ

これは最後の質問にも関連するんですが、トータル的に物を考えなければならない。スケジュール、どのような、いまはどういうような方針というのは明確に示せなくてですね、ただ骨格を守っていきたいということのお話を答弁いただいたんですが、そういう意味で、トータル的に示して、私は順番も含めて再考していく必要があると思うんですね。

そういう意味では、いま、こども園の話も協議してる中でね、少なくとも結論、答えは別としてね、どの時期までに統廃合についても一定の方向を出すのかという、日程の検討はいまの時点で必要だと思うんです。その点について、もう一度お答えをいただきたい。

3点かな、よろしくお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えをさせていただきます。

西小学校の、何と言いますか、地域の方々、あるいは保護者の方々の意見を聞いてですね、いわゆる校区の問題ですね、このことについては、基本的にはこれまで校区については、校区の問題を前面に出してきますと、非常に、いわゆる再編成のあり方そのものが難しくなってしまうということを前提にお話を申し上げてきました。これはですね、あくまでも小学校再編成の検討委員会が検討をされていく上での一つの前提条件でありました。これは過去の経過も含めてですね、再編成の検討委員会が検討するに当たって、校区問題ということと一緒に考えるということになればですね、その再編成のあり方について、前へ進まなくなってしまうということも考えられるということの中で、検討委員会の前提として、校区問題については今回は触れないということでありました。そのことを説明してきたわけであります。

そういう意味では、いわゆるアクションプランの推進ということではなくて、西小学校区の地域の方々やあるいは保護者の方々の全体の要望としてですね、西小学校の教育環境のあり方を考えてほしいと。つまり、統合を含めて考えてほしいということが全体の意見であるとするれば、これは当然我々としては、アクションプランの推進ということではなくて、西小学校の教育環境の整備という観点から物事を考えていかなければならない、こういう立場で先ほど答弁を申し上げたものであります。

したがって、そういう点で行けば、その地域や保護者の方々が、その校区の問題も含めて、全体としてまとまった意見をお持ちであるということになればですね、これは全くそれを無視してですね、一切校区のことは考えずにやるんです

ということ、その場、そのときに言い切れるかどうか。言い切るのはいいかどうかというのは、もう少し、もう少しと言いますか、これは当然検討していかなくやならないというふうに考えています。まず、それが第1点です。

それから、いわゆる幼保一体化の土地の選定に当たって、近くに南小学校があるということはメリットの一つになってはいますが、これはずっと残すからという意味ではなくて、現状を比較、10個ぐらい評価の条件をつくりましたが、その評価の条件の一つにですね、近くにそういうものがあるので、何かイベント、運動会等々のときには駐車場等も含めて利用できるということを検討の一つの評価の材料として書かせていただいたということでもあります。

南小学校の今後の位置づけということになりますと、これも、これは笑ったらだめですけど、非常に難しい問題であります。現在はですね、先ほど町長もおっしゃいましたように、昨年6月議会の中でアクションプランに係る予算が否決をされましたことで、いわゆる事務作業は一たん停止をしますし、それ以後も、先ほどから申し上げました懇談会も持っています。

その懇談会の中で出された意見も、これは逆の意味で地域の方々や保護者の方々がすべてそのように思っておられるのかどうかというのは、これはまた別問題ですが、少なくともその中で出された意見は、ほとんどの意見は南小学校を存続してほしいという意見であったことは間違いありません。

そういう意味ではですね、骨格である部分については理解を求めながらもですね、現在、そういったいわゆる理解が十分されていないということについてはですね、何と言いますか、物事を判断する一つの認識として考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

それから、どの時期までということなんですが、これは率直に言いますと、これは大変申しわけございませんが、いまの段階でどの時期までということ、具体的には全体の意志統一として、町内部でもされていません。まだ、先ほど申し上げましたように、もっともっとたくさんの方々の意見をお聞きする中で、一定の時期に判断をしていかなければならないということですから、それをいまの段階で、ちょっと申しわけございませんが、いつごろまでに一定のめどをと、一定の結論をとというのは町内の中での意志統一になっておりませんので、この点についてはできるだけ早く、そういったことについても答えを出していかなければならないというふうに思っていますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

山田君。

○ 9 番

ありがとうございます。

西小学校については、今後どうしていくかということについてはね、最後の一定のスケジュールにも関係してくるんですけど、本当に校区を私も絶対さわるべきだという話ではなしにですね、今後どうしていくんだということはね、せっかく懇談会をやられたんですから、ほかの校区、ほかの小学校と同じようなスタンスで回数をもって懇談会をするんじゃないにね、やっぱりもっとこちらのほうから進んでいってですね、学校も協力をいただいでですね、保護者の意見というか地域の意見を吸い上げていってですね、どうするのかということをお早急に決定していかねばならない問題であるというのは認識が一緒だと思うんですが、そういうことではよろしく、別に考えてやっていただきたいなというのがお願いですね。

あと、もう一つ、南小学校が近くにあるとメリットになってるということで、残すという意味では、ずっと残すという意味ではないというふうにおっしゃいましたけど、ずっと残すという意味ではなかったら、空き地として駐車場に利用するしかないんですから、それをメリットに挙げられてるというのもちょっとおかしい話ではないかって思うんで、これは一定お話だけしておいて、答弁結構です。

最後のスケジュールですね。一定、早い時期に出していかなければならないという認識をお持ちなんですけど、これは本当に、先ほどの話、西小学校の方と、いろんな保護者の方とお話をさせていただいて、早急に、何度も何度も。それで、その上でも、早い時期に、時期をね、いまは出せなくても、一定のめどで、そのスケジュールをつくるという、いついつまでに決定するという、そのスケジュールというのは、このときにこうするんじゃないに、こういうふうな方針をいつ出すというのも含めてね、スケジュールを出していただきたいと思えます。これはまあお願いとして。

そういう意味で、最後にちょっとあれなんですけど、懇談会の中でもね、再編成自体が議会が反対しているわけではなかったということは、もう皆さん御理解されてると思うんですよ。子どもの教育環境のためには、今後いろんな方向で考えていかなければならないというのは議員すべてが一致しているところだと思うんですが、そういう意味でね、子どもの環境も含めて、まちづくりということでですね、町長、お聞きしませんけど、町長のお言葉で、家賃補助等の直接的政策ではなくっていうふうに、教育環境や子育ての支援の充実を図って、若い人たちに魅力を持ってもらいたいということでお答えになってましたけど、やっぱりいまは、他町の違いとか特徴を出して、家賃補助制度であった

り、乳幼児医療助成だったりね、やっぱりいろんな特色を持ってまちづくり、それは教育の環境づくりも含めてね、やっぱり考えていていただきたいということをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

3時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 3時09分)

再 開 (午後 3時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号8番、議席番号7番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○7番

皆さん、こんにちは。議長の御許可をいただきまして、2項目について質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いいたします。

まず、本日は、きのうでしたかおとついででしたか、3・11を考え、私自身もこの3・11について心に刻みながらこれからもやっていきたい。また、東日本大震災の復興について心からお祈りをさせていただきます。1年が過ぎました。日本はあしたへ出発いたしております。私たちもきずなを大事にして、日本復興への一歩を進んでいきたいと誓い直しております。皆さん、一緒に頑張りましょう。

さて、本日の質問は、平群町内の古文書等を町の活性化、防災に使えるように。本町は古い歴史を売り物にしているわけですから、その古さからの遺産、文化、風土は後世につなぎ残す責任があります。そのような観点から見ると、現在に至る古さがまちの原形を形成したわけです。

そこで、町の古文書等の活用の重要性を訴えます。

地域の歴史、文化、風土を理解するため、町内にある古文書や遺跡の出土品を収集し、保存する必要があると認識します。その資料はあすのす平群で管理または展示すべきです。遺跡等の資料も含めて、古民家や古社寺等の、古い神社とかお寺ですが、古社寺等の古文書を平群の活性化につなぐべきです。

一例を挙げれば、昨今注視されている地震等の自然災害の解明にもつながるのではないかと思います。

また、昨今、観光開発の大きな柱にしたいと言われる嶋左近の椿井城、松永弾正の信貴山城、あるいは長屋王と、観光に向け、いろいろと準備が始められておりますが、強く印象づけるものが見当たりません。

古文書や遺跡出土品等が大きな役割を持つのではないのでしょうか。

町の象徴として、これらの古文書や出土品から、歴史のまちとして、観光や自然災害に役立つ価値があるでしょう。大きな価値であります。このような価値材をもっと探し、研究してほしいものです。町長のお考えをお尋ねいたします。前向きでわかりやすい御答弁もお願いいたします。

2番目の質問は、先ほど来、各議員からもありましたが、コミバスの問題でございます。11月にスタートした新コミバスの利用状況、いかがでしょうか。町の新コミバスについて見直しを質問いたします。

いま、昨年11月1日から新コミバスルートが開通しました。その利用状況の資料では、開通した11月の利用客は、御祝儀というのか、乗ってみようというのか、そういうことで西山間ルートは100人増、循環ルートでは200人増でした。しかし、2カ月後は、両ルートとも1月は200人減です。特に循環ルートでは995人までの激減です。何か問題があるのでしょうか。地域公共交通会議で真剣にこの結果を協議していただきたいと考えております。

北部地域の皆さんは、この件に関してどのように見ているか。そして、また、町はどのように説明されるのか。23年度のコミバス委託料はたしか2,600万円でした。24年度では3,500万円です。まちの人口の30%の人口の皆さんに対して、この900万増をどのように説明されるのか、疑問を持つばかりであります。

私が提案している北部の現NC路線を見直す必要があります。早急に見直しを求めます。少しでも南北間の不公平感をなくす必要を訴えます。住民が納得するコミバスを全町に走らせてはと思います。

高齢者へのお金と健康の負担を考えますとコミバスがいいです。少しでも本町の南北間の不公平感をなくすことです。特に南部地域から100円で東山駅へのバス代を考えると、不公平と言わざるを得ません。前向きに古文書等をまちの活性化に、あるいは防災に使えるよう頑張っていたきたいと私は思っております。また、コミバスについても同様、町長の御見解をお尋ねいたします。

特に問題として私が考えておりますのは、このコミバスの見直しに当たり、やはり観光ルートのバスに切り換えてはいかがかなと、こんなふうに思っておりますので、前向きな御答弁をお願いをしたいと思います。よろしくお願

たします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

議員もいま御質問の中で御指摘をいただきましたとおり、町内にある古文書や遺跡の出土品を収集し、これを保存することはとても大切なことであります。あすのす平群の開館以来、幾度か町の広報誌等により、こうした地域資料の提供を求めてきております。また、実際に資料的な古書の寄贈も受けてきているところで、現在も近世資料の寄贈を受ける話を進めているところであります。

廃棄前提での提供の場合はよいのですが、社寺関係の資料を中心として、大切に保管されている資料については、調査と記録の作成にとどまることとなります。これまで昭和52年、53年度の県教委の調査で、平群町の上庄や椿井などの保有文書の調査も行われており、文書名が刊行されていますが、飢饉や干ばつに伴う給米文書などはありますが、地震に関係する資料はございません。県下全体でも、地震の記録を含むのは極めて少ないのが実情だと伺っております。資料の時期も近世以降にとどまり、椿井城や信貴山城など、戦国時代の城郭に関係するものは含まれていません。

なお、岐阜県在住の椿井氏の資料に、椿井城や平等寺館を含む絵図があり、平群史跡を守る会の機関紙「烏兔」の79号、80号や歴史街道、軍師嶋左近、これは2006年の5月号で紹介をされています。また、ボランティアガイド養成講座の資料、平成23年度の資料にも活用をいたしております。

あすのす平群は、情報発信及び図書館施設であり、古文書関係を扱える専門職員はおらず、御指摘のような調査研究を進める体制にはなっておりません。平成23年度の緊急雇用創出事業で、館蔵の地域資料のリスト化とシステムへの登録を実施しておりますけれども、資料の内容調査には至っておりません。

しかしながら、こうした地域資料について、その重要性から、提供資料の報告や、また、企画展等を実施しており、今後もしもでき得る範囲でこれらを継続するとともに、資料提供に働きかけについても進めてまいりたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長

高幣君。

○7番

御苦労さまでした。

まず、私、申し上げたいのは、古文書とか、こういう遺跡の出土品とか、い

ろんな観点で申し上げておりますが、この視点というものは二通りあると思います。いま私が申し上げているのは、観光面は当然、これは経済の活性化のためにもぜひともお願いしたいわけなんです、少し再質問をさせていただきます。

まず、観光面での質問でございますが、この中で、史跡とか、こういうものについて強化を図ること、これはうちの、人事の問題にもなるかもしれませんが、現在の担当者1名では手が回らない。これは現実そのとおりでと思います。私はそういう意味で、もし手が回らなければ何をするか。いまも既に担当者は、史跡を守る会の皆さん方をお願いというんですか、補助金を出すことによって進められていると思います。

そういう意味では、これから史跡の守る会の皆さん方のいろんな活動を期待をしていきたいと思っております。

そんなことで、具体的にちょっとお聞きいたしますけれども、いわゆる予算的にも全然ないというのが現実だと思います。

そこで、一つ具体例を挙げますけれども、時代祭りというのが、去年は震災の関係で中止になりましたけれども、今年も、24年度もまたおやりになると、予算化も400万円されております。

さて、その400万円でどんな時代祭りができるかどうかは、これは別問題といたしまして、私は、あえて申し上げましたら、まず、いまの時代まつりの中の配役というんですか、出られる人物について、2人あります。嶋左近と、それからもう一つは長屋王でございますけれども、こういう2人の方々、もちろん松永弾正とかいろいろありますけれども、もっとお金を使ってやはり研究していかないといけないじゃないかと思っております。それによって平群町の活性化につながり、これは活性化というのは経済の活性化にもつながってまいると、こんなことを考えております。

例えば嶋左近についても、ちょっと調べてみても、ホームページだけでも相当いろいろ出ております。もちろん私どもの史蹟を守る会のホームページもございます。ところが、その中に、一つ変わったページがありまして、しまさこにゃんというね、これはどこかと言いますと彦根でございますけれども、そこからも出ております。

というふうに、いろいろと嶋左近さんについては、あちらこちらに文書が残っているんじゃないかなと、そういう意味で、彦根のしまさこにゃんについても若干興味を持っております。

そういうことから、私が長屋王についても、これも調べてみたらいろいろ出てくるかもわかりません。ただ、俗に言われている長屋王さんは生駒でほり出

されたと、ほられたという話もございます。それが何かの縁があって平群へ来られて、来られてというよりもお墓ができたんだと、そんなふうに聞いております。

というふうに、私たちはまちづくりのために、この歴史の勉強、史跡の勉強、そして、また、いま、椿井城をやってみようということで、お金が出ておると思います。それから、信貴山城と、これも1回掘って見たらどうなるかということも考えていただきたい。たまたまた私が知っているところで、楠木正成さんの遺跡があるわけなんです、そこを掘ったら、いわゆる太刀が出てきたと、こういう話も聞いております。その太刀は、その側のお寺にいまも、どう言うんですか、展示はされてませんけれども、大事に内蔵されております。また、椿井と、それから信貴山城、これは山城というふうに俗に分類されているわけです。おそらく私が申し上げたいことは、町長、教育長も御存じやと思います、山城サミットというのが、これは全国にわたってあるわけなんです。その山城サミットの中の一つは九州の大分県の大野城でしたか、そこでやはりサミットが行われ、平群にも招待状というんですか、参加の希望の話がございました。

というふうに、観光というのは手を広げていかなければならないわけです。そして、手を広げることによって全国的に集客力もできてくる。こういう意味では、私は、いま平群町としてやらないといけない問題は、祭りはそれはそれでいいでしょう。現在を象徴しながら知っていただくための一つなんです、その裏づけ調査というんですか、裏づけ探索をきちっとやっていただく、そういう意味で古文書というものを大事にしたい。あるいは発掘をすることによって、嶋左近さん、あるいは信貴山城の弾正さん、皆さん方やはり活躍されたわけですから、何か残っていると私は思っておりますので、ぜひとももう一度力を入れて、教育委員会にお聞きしたいのは、具体的には村社主幹ですけれども、その強化を図ることを考えられているか、それとも難しいならば史蹟を守る会に補助金を出してでももっと調べていただく、それによって観光へつながるようなこと、これを研究していただきたいというのが最初の質問の再質問です。

それから、もう1点は、こんなこともあります。地震という問題、自然災害という問題、これもやはり掘って見たら、何かが出てくるかもしれない。また、地震のいろんな研究をされてる方は、そういうもの、昔のものをあてにしてやっておられるわけです。

ちょっと話横へ行きますが、こんな話ございます。私はある、地名は申し上げますませんが、平群町の70代ぐらいの奥様でしたか、からお話を聞いたんですが、何かうちのおじいちゃん、70歳代の方のおじいちゃんですね、が

安政の地震を知っていると。安政の地震というのは何かというと、ちょっと調べてみますと、安政の南海地震というのがふられておりまして、1854年に発生している地震でございます。これを調べていくと、近場では奈良で震度5だったと、郡山で震度5、ところが生駒を離れた東大阪の布施では震度6と、こんなふうに記録が残っているということで、やはりこの安政の地震、南海地震というのは平群町にも大きな影響があったのではないかなど。何か平群町にそういうものが残っているんじゃないかなど、そんなことを前から思っております。

それから、もう1点は、やはり平群の古い方からお聞きしたんですけれども、椿井方面、いわゆるあそこから平等寺の方面、あの辺の神社とかお寺は上のほうにあると。いわゆる下側よりも上、そしてまた、村よりも上、何か事情があるんでないだろうかなど、こんなふうに言われております。

そういうふうにもろんなことを、まずは住民の皆さんからお聞きして、古老の皆さんからお聞きして、そして、次へステップアップしていったら、何かやはりいろんなことがわかってくると思います。そして、また、古文書というのはどちらかという社寺仏閣に残っているのが多いわけですから、それも御協力をいただいて調べてみたら、新しい目が開くんじゃないかと、こんなふうに思っておりますので、いま何点か申し上げましたけれども、もう一度関係者のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問でございますけれども、確かにいろいろ、いま、るる述べていただきましたが、平群町の歴史からしまして、いろんな形でいろんなところに、もっともっと深く追究、調べていかなければならないものというのはたくさんあると思います。

そういう意味では、いわゆる古書の調査、研究、解明というのを今後も引き続いてやっていかなければならないということについては、当然、我々もそういう認識ではあるわけですが、なかなか実際にはいろいろ問題、問題といたしますか、難しい部分というものはあるわけですが、先ほど申し上げましたような形での収集であったり、あるいは県教委の調査での内容の刊行であったりというような形については現在までされているということでもあります。

議員御指摘をいただきました、例えば嶋左近であったり、長屋王であったりということについても、それなりの研究はずっとされているわけですが、もっともっと違う角度からも調べていけばどうかという御指摘がございました。

ので、その点については、また相談もさせていただきたいというふうに考えています。

あと、地震のお話もいただきましたけれども、先ほど申し上げましたけれども、基本的には地震に関係する資料というのは、いまのところ見当たらないというふうに聞いております。県下全体、奈良県下全体においても地震に対する記録を含むものというのは基本的にはないと、あっても極めて少ないというふうに聞いております。

回答になっているのかどうかがよくわかりませんが、いずれにしても、もっともっといろんな幅広く呼びかけもしながら、先ほど言いましたように、現在もいわゆる古書的なものを寄贈いただくという話を現在も、いま、進めている部分もございますので、そういったことを通じて、調査研究を進めていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長

高幣君。

○7番

これから研究の段階だという話はね十分よくわかりますが、まず大事なことは、人に聞くということだと思えます。古老の方に聞くとよく言われますけど、やはり人に聞いてみたら、何かが出てくると思えます。先ほども2点ほど私申しましたが、やはりそういう話、安政の南海地震の話をお存じの方がいらっしゃったと、あるいは平群町の寺社仏閣は上のほうにあると、旧集落よりも上にあると、この辺も何らかのつながりがあるんじゃないかと、こんなふうに思っております。

さらに、前に私が申し上げた平群断層の問題、これについても一言だけちょっと申し上げますが、やはり気になるのは、今回、幼保一体型の中でも、椿井という名前がどんと出ております。椿井というのは、この平群断層の終焉地であることはあえて申し上げますが、わかっているわけですね。そうすると、今回、基本的設計とかいろんな形でこれから工程表を組まれてやるわけで、その中に地質調査の話がありました。だから、こういうところででも、こういう観点で調べてもらいたいということ、これをお願いをしたいと思います。

まして、いま、国の補助を受けて、防災関連のいろんな資料をつくってこういう状態ですから、そういう観点、いわゆる歴史的背景等も含めてコンサル等に調べてもらう、これが大事なことはないかと思いますが、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

地震の断層の話も出ましたけれども、もちろん幼保一体化施設の中の調査の中に地質調査というのもあるので、その辺も含めてというお話でございましたけれども、もちろん、我々としては場所そのものが現在の地図に落とされているその断層の場所ではないと、ないというか、直接かかっていないということについては確認をしておりますが、この辺はもう少し専門的な知識も必要になってくると思いますので、その距離の問題でありますとか、そういったことも含めて、一定の調査の中で説明をしていきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議 長

高幣君。

○7 番

一定の調査っていうわけですけども、例えば地質調査をする業者に対してこんな話があるんですがというふうにかねなければならぬと思うんですね。それが大事だと思います。いま、椿井の土地、正確に私も見ておりませんが、前の話では、南小学校のグラウンドのところが平群断層の終焉地であるというふうに、これは地図に書かれていることなんですよね。やはりそういう地図を見せて、これについても調べてほしいというふうに言うべきではないでしょうか。どうでしょうか。もう一度。

○議 長

高幣君、いまの古文書からの活性化、防災ということで、質問通告を受けておりますので、議員、その断層の件については答弁はできませんので。

はい、高幣君。

○7 番

断層の件は、これは余分だというふうに御指摘のようですけれども、古文書を見ることによってそういうものが結果的に見えてくると、こういう意味ですから、全く関係はないとは私は思えません。ただ、そういうふうに関係ないじゃないかとおっしゃるんなら、それはそれで結構です。

じゃあ、2番目。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

御質問の2項目め、コミバス運行に関する御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目で、新コミバスルートの昨年11月の利用状況と2カ月後の利用

状況の比較についてのことでございますが、コミバス新ルートの運行から2カ月後の利用者数につきましては、両ルートとも約200人の減少となっております。このことにつきましては、過去のコミバスの月別の利用者数なども確認したところ、毎年、傾向としまして、1月は900人前後の利用者数で推移をしていると、そういう実態がございます。このことから、コミバスの新ルートにつきましても同じような傾向が見られたのではないかなというふうに考えています。ただ、今後も毎月の利用者数については注目して注視してまいりたいというふうに考えております。

次に、コミバスの委託料のことの御質問がございました。

新ルートの委託料につきましては、議員御指摘のとおり、平成23年度と24年度と比較しまして、約900万円の差額が生じます。これは御承知のとおり、ルートを拡充したこと、それから土日、祝日の運行を開始したこと、これに伴う増加分でございます。この増加分を少しでも縮小するためにも、平群町地域公共交通総合連携計画にもありますよう、公共交通、とりわけコミバスに乗っていただいて、利用していただくという取り組みを今後継続的に実施してまいりたいと考えております。

次に、町の北部地域におきますNCバス路線の見直し等を含めた御提案についてでございますが、これにつきましては、昨年12月議会でも答弁させていただいたかと思いますが、現営業路線を昼間はコミバスにというミックスプランにつきましては、陸運局への申請や許可内容が異なることや、車両の問題、運転手の確保の問題等々が必要になるため、現状の中で非常に困難であるというふうに考えています。

それから、次に、御提案をいただきました町内や町外から観光客を想定したコミバス観光ルートの整備についての話であります。現在、町においては観光基本計画の策定中でありまして、今後、この計画に連動したルートについても、いまは試行走行してますんで、こういった計画に連動したルートの検討についてもやってみる必要があるものというふうに考えてます。

ただ、しかし、新ルートを拡充して、まだ数カ月しか経過していない現状から、今後十分に乗降分析も積み重ねながら、毎年事業点検を実施した上で、公共交通会議で事業評価もしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

高幣君。

○7番

新しいコミバス、できたんですけれども、先ほども申しましたように、また各議員からも質問がありましたように、非常に乗降客が減ってきていると、こういうふうなことで、これが日常的な、いわゆる土日以外については、私は各議員さんの御意見、そのとおりだと思いますが、土日の利用方法もお聞きしたいと、そういう意味で申し上げてるわけです。今後検討いただけるかもしれませんが、やはり土日をうまく使う、これが大事だと思うんです。それによって、先ほど申しました観光という面にも利用していただく。例えば東山駅は、観光としてこのバスがありますよと、どんどんとPRすることによって平群が伸びるわけです。また、観光ルートに使うということは何かと言いますと、当然、自然増に入るんかもしれません。でも、観光ルートにはいろんなところがあります。例えばこんなこともあります。これは御存じだと思うんですが、平群の花街道という名前があって、福貴畑ですね、福貴畑の桃源郷というのがあるんです。この桃源郷、桃の源の郷と書くんです。桃源郷。これ、毎年和歌山から観光バス2台ですわ、使ってお越しになるんです。偶然なんですけれども、私の家のそばに観光バス2台とまって、2時間から3時間、カメラを持ってずっと上へ上がっていかれると。こういうふうなことが、ことしはまだ見られませんけれども、毎年お越しになります。聞いてみると和歌山から来てるんだと。

勝手な邪推ですけれども、和歌山は桃の里というところもあるわけなんです。だから、うちの桃源郷、桃の源とこうあるということから、和歌山からお越しになられて、大型の観光バスですから、四、五十人は一つに乗っておられます。ただ、お越しになられたら、やはりお越しになられた方のためには、自然的な問題ですが、トイレの問題とか、あるいは水の補給とか、いろんなことがあると思うんですが、そういうことも考えてあげなければならないと思うんです。

そういう意味で、このコミバスというものを私は土日だけでも何とか観光利用に持っていけるように、公共交通会議でも諮っていただきたい。これは大事なことやと思います。900万円増やしたわけですから、お金を。取り戻すことも考えんといきません。そういう意味では、外からのお客様をお呼びするという意味ですから、ぜひとも観光ルートの的な使い方をしてほしいと思います。

再度この観光について御質問を申し上げます。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

いまいただきました意見につきましては、貴重な御意見として賜っておきたいと思います。

なお、着眼点を観光ルートにも置いてということにつきましては、そもそも公共交通連携計画の中にも、観光の振興ということも着眼点の一つというふうに置いてますんで、いまお述べいただいた御意見なんか、土日、祝日の利用方法のアレンジなんかも一つのことですし、今後のルートの、場合によったら見直しが必要になってくる場合についても、観光の着眼点というのもしっかり持って、計画づくりにしていきたいというふうに思います。

○議長

高幣君。

○7番

観光についてのコースは、これはまた新しい、私どものまちの住民の皆様にも使ってもらえるんだということも言えると思うんです。住民の皆さんの観光にも使える。それから、その地域の方々へのコミバスサービスにも使えるわけですから、ひとつぜひとも観光ルートの設定については、早急に公共交通会議の中の土俵に乗せていただくこと、これをお願いをして、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

高幣君の一般質問はこれで終わります。

ここで時間延長いたします。午後6時まで延長します。

発言番号9番、議席番号1番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○1番

では、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして3項目質問させていただきます。

一つ目ですが、長期的に見た英語教育の基礎づくりについて。

英語教育の必要性、重要性については既に御承知のとおりだと思います。現在でも急速なグローバル化により、既に大手企業は外国人やもしくは帰国子女を多く採用しています。もうこれから10から20年後先にはさらにこのような状況が進んでいると想像できます。

そこで、幼稚園、保育園、小学校、学童保育での英語のヒアリングを毎日行うことが必要でないかと考えます。理由としては多くありますが、そのうちの三つ挙げるとすれば、日本語になく英語の発音にしかない周波数帯域の音を聞いておくことで、これにより日本語での会話などで使わない部分の脳が活性化するとともに、英語にしかない音域の音が聞き取りやすくなる。二つ目として、小学校高学年から中学生になったときや英語を本格的に学ぶとき、大学や高校でもそうですけれども、ヒアリング力のアップ率が大きくなる。三つ目として、英語に対する潜在的な拒否感、苦手意識を軽減する。このようなものが考えら

れます。

導入する際には、予算にも現場の仕事量的にもほとんど負担がないと思います。ぜひとも幼稚園、保育園、小学校、学童保育に毎日ヒアリングの導入を提案しますが、どうお考えでしょうか。

2項目めでございます。

平群町駅前開発について。平群駅前開発については、ずっと完成を待ち、期待をしていた町民の方々からさまざまな苦情が出ています。そこで、なぜ駅の改札出口の前に民家がそびえ立っているのか、駅への送迎車の待機場所をきちんと確保できるのかなどがあります。また、そもそも開発の目的は何か、そして達成できるのか。数十億の税金を投じているのですから、町民の方々が納得できるように説明していただきたい。

三つ目でございます。

容積率の緩和について。

12月議会においても私は発言させていただきましたが、新興住宅地において、実際に地域からの要望がかなり強くない限りは、建ぺい率や容積率を変更ができない、難しいのはわかりました。それであるならば、容積率のみを変更がまだ現実的ではないかと考えます。

いまの時代、真四角の洋風の家にもニーズがあると思われれます。平群に移住を考えて、新たに家を建てる際に、家の選択肢の幅を増やせるように、建ぺい率を据え置き、せめて容積率、建ぺい率の倍、ですから建ぺい率が40%であれば容積率を80%にする必要があると考えます。実現するのは確かに難しいのですが、まちづくり、人口増加の観点、外から平群町に転入される方の利便性を高めるという意味では、行政としてはどのようにお考えでしょうか。

以上、三つでございます。ぜひとも明確な答弁のほう、よろしく願います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

まず、平群町では、平成21年度から小学校の外国語活動について本格的に取り組み、平成22年度からALTを2人配置をいたしました。また、今年度から幼稚園や保育園の先生方にも参加をしてもらい、互いに授業を見せ合い、それぞれの授業後に指導の工夫改善について協議をするという方法で、計7回の部会を持ちました。

まだまだ研究としては始まったばかりですが、保幼小中の系統立てた取り組

みを確立していきたいという意見が多く聞かれました。24年度も継続してこれを取り組み、深めていきたいと考えているところであります。

さて、議員の幼稚園、保育園、小学校、学童保育で英語のヒアリングを毎日行うことが必要ではという御質問でございますけれども、現時点では今後の取り組みの参考にさせていただきたいというふうにお答えを申し上げておきます。ただ、学童保育につきましては、その目的として、放課後家に帰っても児童を保護するものがない児童に対し、安全な遊び場を与え、よい生活習慣を養うため一定時間保育するとあります。内容として、生活指導や自由学習となっていますので、英語のヒアリングをするのは少し難しいかと考えます。

また、幼稚園や保育園、小学校におきましても、ヒアリングを行う方法や時間などの工夫が必要かと思えます。現在も英語の歌でゲームを楽しんだり、外国語の授業中には、できるだけALTの声かけを聞くよう心がけたりしているところであります。

今後とも、管理職の先生方や保幼小中の外国語担当部会の先生方ともよく相談をし、議員御提案をいただいたことも含めまして、より効果的な方法の創造に向けて取り組んでまいりたいというふうに思いますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長

井戸君。

○1番

前向きな答弁、ありがとうございます。

小学校でも時間数がぎりぎりなので、確かに金銭的な面、予算面や仕事量は、CDを流すだけでも違いますので、まあ言えば100円でも、CDプレーヤーやそういう音楽プレーヤーがあれば、スピーカーですね、流すことができます。時間という意味では、確かにちょっと難しいところもありますけれども、工夫次第では、例えば給食の時間に普通の音楽を5曲流すうちの一、二曲を例えば英語のやさしい明るい音楽を流してみたりだとか、そういうことをすれば、時間数的にもちょっとましではないかと思えます。ぜひともその辺は工夫次第でありますので、将来の子どもらのためにも、1日2分でも3分でも結構ですので、お願いします。

学童に関して、学童保育ですけれども、逆に私としては学童保育のほうがやさしいのではないかと、導入しやすいのではないかとはい思います。実際二、三分、ないし5分でも明るい音楽を聞く。おやつの時間に再生さえすればいいわけですから、学童保育の方にも迷惑はかからないとは思っていますので、その辺もちょっと前向きに考えていただければありがたいと思います。

もう答弁のほうは結構です。

○議 長

次、2点目ですか。経済建設課参事。

○経済建設課参事

すいません。それでは駅前に対する住民の苦情ということで3点いただきます。質問にお答えをさせていただきます。

まず、駅前の現状ですけれども、駅前広場の造成が行われてませんので、非常に違和感を感じるという御意見、私たちも十分聞き及んでいるところでございます。駅前広場の位置と申しますのは、現在建築されている家屋より北側に3,400平米で設置をされてまいります。改札を出ました道路は、安全に歩行者を広場に導くため、幅員9メートルの歩道となり、広場が完成し、供用開始がされますと、車は通行できなくなってしまう。

平成24年度、駅前広場の造成工事に着手されますので、駅前広場の全体像が見えてまいります。その間、どうか御理解を賜りますようお願いいたします。

二つ目の駅への送迎車の待機場所確保の問題でございます。

先ほど言いましたように24年度に駅前広場の造成に着手をしましてまいります。その間、完成までの間につきましては、駅への送迎、あるいはアクセス、待機場所の確保も含めまして、その安全対策には十分注意を払うよう、事業者であります組合にも指示をしましてまいります。

3点目の開発の目的ということでございます。

区画整理事業ですので、区画整理法に基づきまして、公共施設の整備改善を通して土地の価値を高め、利用増進を図ると定義をされてまいります。そして、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することとその目的が定められています。

同時に土地再生事業ということでございます。中心市街地の活性化及びまちづくり、平群駅がでございます。平群の顔づくりということが事業の目的となっております。

最後に、達成できるのかという御質問でございますが、達成すると申しますよりも、やはり10年20年後の平群町のまちづくりに欠かすことのできない事業として、どうしても達成しなければならない事業として鋭意努力をしておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議 長

井戸君。

○1 番

ちょっと答弁に関してですけれども、なぜ駅前の仮設出口前に民家がそびえ立っているのか、これは本当に住民の方々が本当によく声にする言葉ですし、すごく違和感があるのは事実です。いまおっしゃられたように、まだ計画の段階で、途中なのでそういうこともあるのかなという気はします。しかしながら、ちょっと問題があるのかなという気もします。この件については、もう委員会が30日かに開かれるということが決められているというか想定されますので、これ以上は委員会のほうで話したいと思います。

2番目の駅への送迎車の待機場所、きちんと確保できるのかという、これもあるんですけど、すごい心配なのが、例えば最近ありました王寺駅なんかですと、すごく北側が発展し、きれいにはできましたが、事実上、ロータリーなんかで言いますと、ほとんどがタクシーとバスの状況の置き場所になってまして、一般車は、混んでるときですと、もう何台かしか入れず、前の道路ですね、そこに結局路上で停車を、ずらっと並ぶというちょっと危ない状況になっていますので、平群の駅前にしても、どこにちょっとこの場合車を置くのかなと、平群の場合は駅に車で送り迎えの人が多いので、混雑したときにどこに置くのかなというのが少しちょっとわからなかったのであえて質問させていただきました。この件については、また委員会ということで詳しく聞きたいと思います。

開発の目的等は、またそれも委員会のほうが、質問の後に委員会をしていただけるということなので、またその件についても、また詳しくそのときにお話ししていきたいと思っております。この件については以上で結構でございます。

次をお願いします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、3点目の容積率の緩和についてお答えをいたします。

建ぺい率、容積率の規制緩和につきましては、議員の12月議会の一般質問におきまして、町としての考え方につきましては一定お答えをしております。まず、用途地域や建ぺい率、容積率の指定の決定権者は奈良県であるということをお知らせいたします。

今回の御提案は、建ぺい率は据え置いて容積率を建ぺい率の倍にするということですが、奈良県の決定基準としましては、建ぺい率は30%から60%、容積率につきましては50%から100%の間で指定をするということになっております。県内の事例としましては、特別の理由のある市町村を除きましては、標準的なメニューとしては建ぺいが40、容積が60、もしくは建ぺい50の容積80という数字を採用されております。平群町におきましても、この

40の60、または50の80というこの二つのメニューを適用しておるとい
うのが状況でございます。

議員御提案をいただいております容積率のみを建ぺい率の倍にして緩和する
ということにつきましては、調べましたら、法的には不可能ではございません。
具体的に40の80や50の100といった指定は県内ではなされていないと
いうのは実態であります。したがって、理由づけも含めまして、これは相
当ハードルが高いというふうに考えております。

ただ、標準的なメニューであります40の60を50の80に規制緩和する
ということにつきましては、ある一定の要件を踏まえて、県との協議が整えば
可能となるということでございます。

ただ、規制緩和につきましては、前回12月にもお答えをしておりますが、
地域の実情も踏まえる中で、自治会また地域住民の方々から規制緩和のニーズ
が高まった時点でメリット、デメリットを含めて、十分な周知、または理解を
していただくことを踏まえまして、慎重に行うべきであると考えておりますの
で、よろしく願いをしておきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

井戸君。

○1 番

すいません、再質問をさせていただきます。

確かに実現するのは難しいというのはあると思うんです。地域の方々の9割
近くの同意が要ると。個人の資産ですので、なかなかそこは入りにくいところ
なんですけども、平群町に転入される方はそこに入らない、9割に入ってこな
いというところがございますので、行政として、まちづくりの観点からして、
まあまあ課長の考えとしてはどうなのでしょう。もし住民の合意とかなしに、
一般的に考えた場合はどうでしょうか。ちょっとお聞かせください。お願いし
ます。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは再質問にお答えをさせていただきます。

議員の一般質問につきましては、特に子育て世代の定住化促進という、そう
いった観点から御質問いただいているものというふうに認識をしております。
本当に貴重な提案であるというふうな、そういうふうな思っております。
ただ、答弁でも申し上げておりますけども、これ、土地利用についての規制緩

和ということですので、当然のことながら、議員も述べていただきましたように、個人の資産にかかわるものであるということ、直接的に利害関係が左右されると。そんなところですので、要するにその建ぺい容積、または議員御提案の容積率のみの緩和、これはどちらにおきましても、ただいま申し上げたとおりでございます、各地域から機運が高まった段階で、とりわけその地域地域の住民の皆さんの主導でまちづくり、またはルールを定めていくと、こういった形でよりその地域への愛着、または定住促進につながるものであるんじゃないのかなというふうに考えているところでございます。

人口問題につきましては、喫緊の課題であるという認識はしております。これにつきましてはですね、さまざまな政策、施策を通じまして、人口問題に取り組んでまいり。現在もそういう形でいろんな地域活性化方策というので取り組んでおりますけれども、そんなことも含めて取り組んでまいりたいというふうに考えておまして、今後も、また、議員の貴重な御提案をいただけたらありがたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長

井戸君。

○1番

いろいろ前向きな答弁ありがとうございます。私も今後もまちづくり増加の観点からもいろいろ提案していきたいと思っております。これからもよろしく願います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長

井戸君の一般質問をこれで終わります。

発言番号10番、議席番号11番、繁田君の質問を許可いたします。繁田君。

○11番

それでは、最後になりましたけれども、私の一般質問を始めさせていただきますと思っております。

本日は大きな項目3点について通告をさせていただいております。

まず1点目、幼保一体化についてから質問をさせていただきます。

去る2月17日に全員協議会が開催をされまして、幼保一体化について町側のお考えを示していただきました。そもそも親の就労の有無によって子どもを幼保に分けるのではなく、就労状況等に変更があっても、園を変わることなく、同じ教育、同じ育ちを保障し、就学前の子どもに対する保育、教育、保護者に対する子育て支援の充実を図ることが必要であるという大きな目的のもと、第1回目、平成23年9月5日に第1回目のプロジェクトチームの会議が開催を

されまして、以降、本年1月25日まで9回にわたって御協議をいただいております。この間の皆様方の御努力には敬意を表したいと思います。

ただ、過般の全員協議会で示されました案には、幾つか問題点があるようにも見受けいたしました。特に建設位置についてであります。先週8日の総務建設委員会では、一般会計補正予算を審議する中で議論がされまして、現在示している案にこだわることなく、再度候補地については改めて議会にお示しをいただけるということでございましたので、通告に建設位置についての質問を入れておりましたが、次の機会に待ちたいと思います。

ただ、1点だけ要望というか、御意見を申し上げておきたいのですが、あくまでも建設位置については、利用される保護者の立場や通園する子どもたちの利便性を最優先していただきたいと思います。

特に交通手段の問題につきましては、利用される方々が不便な思いをされないような、そういう位置を想定をしていただきたい。また、同時に厳しい町財政の事情をかんがみ、多大な費用を投入するようなことがないよう留意した上で、再度検討をお願いしておきたいと思います。

この点については答弁は求めません。

次に、本町における少子・高齢化は近隣町よりも早く進んでいるとよく言われております。その対策が焦眉の課題となっております。新たに保育施設を建設するに当たっては、保育施設と言いましたが、新しいこども園になれば、保育だけではありませんので、少し言葉が変わるかもわかりませんが。新しい施設を建設するに当たっては、だれでもが子どもを預けたいと思うような独自性を持たせなければならないと考えます。近隣も含めて、奈良県下では、まだまだ病児保育や病後児保育に取り組んでいるところは極めて少ない状態です。

新設の施設でありますので、保護者のことも考え、あるいはまた、子どもの健全育成のことも考えて、これらの設置を考えていくことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、敷地の広さについてお尋ねをいたします。

過般の全員協議会での御説明の中に、敷地面積は6,000平米を想定しているという御説明があったと思いますが、6,000平米の敷地ということになりますと、当然園舎にとられる面積が制限をされますので、平屋ではなくて2階建てを想定しておられるのではないかと考えられます。

はなさと保育園の建設時にも問題になりましたが、園舎は平屋のほうが見守りしやすいし、安全性も高いのです。こういった大事なことをなぜ議会ときちんと議論をして決めていただけないのでしょうか。専門の先生方や職員さんの御努力はわかりますが、短期間に財政的にも最小限の負担で事業を行うために

は、行政と議会が双方で知恵を出し合うことが大切です。この点については町長の御見解を伺いたいと思います。

次に、通告の２点目、役場庁舎の改善についてお尋ねをしております。

役場庁舎には、町内外から多くの方々が来訪をされます。庁舎は取りもなおさず町の顔であり、来訪者にはよい印象を持っていただきたいものであります。

その意味で、最近、視覚障がい者に対する音声ガイダンスを設置していただいたことは評価をしております。しかし、まだまだ改善の余地があると思われまますので、本日は次の３点についてお尋ねをいたします。

１点目、庁舎北側の駐車場は、整備されたときの不備からか、雨が降るとそこに水たまりができます。高齢の方にとっては非常に歩きにくく、転倒の危険もあります。また、夜は暗くて足元が見えず、水たまりに足をとられるといったトラブルも聞かれます。改善策をぜひお願いいたします。

２点目、同じく駐車場内には視覚障がい者用の点字プレートが付設されています。駐車場が狭隘ということにも一因しているかと思いますが、駐車場に車があふれて、点字プレート上にも駐車するドライバーがおられます。これでは視覚障がい者は歩行ができません。再三見受けられるこの現状を何とか解消していただきたいと思います。

本来でしたら、庁舎内に放送設備を整え、館内放送などで当該車に警告を発生し、移動を命ずるという方策がとられればよいのですが、いまはその放送設備がありません。有効な対策をぜひとも講じて、示していただきたいと思います。

３点目、庁舎内には障がい者用のトイレが設置されています。現在は障がい者に限らず、だれでもお使いいただきたい、お使いくださいというふうになっていますが、基本的には車いすの方対応のトイレであります。１階に３カ所、２階に１カ所ありますが、いつでもだれでも使用できる状態になっているのでしょうか。他の市庁舎の事例であります。いわゆる物置状態になっていて、障がい者団体から改善を申し入れされている事例も聞いております。本町ではそのようなことがないと思いますが、改めて点検をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大きな３点目、西山間のまちづくりについてお尋ねをいたします。

１点目は、平城遷都１３００年祭をきっかけに設置をされました信貴山iセンターは、平群町の観光拠点として、イベント終了後もiセンター、ファーマーズマーケットを結び、西山間観光ルートを模索していくという考え方が示されておりました。

観光開発については、ことし調査費用等も予算措置をされ、鋭意取り組んでおられているところですが、当該地域についてはどのような方向づけをされて

いるのでしょうか。

2点目、現在、広域農道を走っておりますと、櫛原地区の西側にかなり大がかりに土取りをした跡が見受けられます。午前中にも他の議員から質問がありましたが、もともと農地造成をするということで申請があった場所でありませう。また、過去には、ほんの一時期、何かを栽培されていたような記憶がありますが、現時点ではさくを設けて出入り禁止になっております。造成作業もとまったままで、山肌がむき出し状態です。これでは所期の目的が単に土取りであったのかと思われ、平群町の景観を台無しにされたとのじくじたる思いがいたします。

町として、企業者にどのような指導をしておられたのでしょうか。また、今後どのように指導していかれるおつもりなののでしょうか、御答弁お願いいたします。

最後にもう1点お尋ねをいたします。

そもそも櫛原の当該地区あたりから西側は、レクリエーションゾーンという位置づけがされており、開発をするにしろ、造成をするにしろ、この利用目的に適っていなければなりません。今後どのような利用を考えておられるのでしょうか、御答弁いただきたいと思ひます。

以上、大きく3点に分けて質問をさせていただきました。

町当局の簡潔明瞭なる御答弁をお願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

幼保一元化にかかわって、二つに分けて質問をいただきました。

まず一つ目、新園に独自性を持たせる一つの考えとして、病児・病後児保育についての御提案をいただいたものと思っております。

県下では、病児保育施設は櫛原市に1施設、医療機関の中にキッズケアルームとして設けられ、櫛原市が医療機関と委託契約をしております。病後児保育施設は5施設ございます。民間の保育園内に他の保育室とは別に保育室を設け、保育士と看護師が配置され、医療機関が隣接し、連携する形で運営されております。この場合も、当該の市町村と委託契約が締結をされています。

平群町の場合、現状では連携医療機関の設定や医療機関に隣接する形で新施設用地を確保することも困難と考えられますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、2点目の質問でございますが、2階建て施設として決定をしてわけではありませう。財政的なことを考えますと、2階建てが望ましいと考えており

新しい施設を建設するわけですから、そういう対応もやっぱりやっていかなければいけないのではないかと思います。

ですから、プロジェクトチーム、まだまだ、今後、具体的な案の策定に向けて一層協議をしていかれると思うんですが、いろんな事例を調査研究した上で、平群町でどう取り組んでいけるかというところもやはりしっかりと検討していただきたいと思いますので、これについては再度の御答弁をお願いしたいと思います。

それから、園舎の配置とか、それから建屋については、まだはっきり決まっていないうことだったんですけれども、6,000平米という敷地にこだわって言いますと、平屋を建てて、なおかつ3歳児までと3歳児以上を、何と云うのかな、危険を伴わないように分けた形で園庭を使うというふうな構想を持っておられるんですかね。

そうすると、やっぱりもう少し広い土地を手当てしなければいけないと思うんです。いまの町のほうから示されている予定地では、若干面積的に不足するのではないかと思います。この点についてもですね、その3歳児以上と3歳児未満を分けた形で園庭の形を考えているということについてはもう一つよくわからないので、その点についてちょっと説明をしていただきたいと思いません。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

二つのことについて再質問いただきました。

子育て支援という考え方で、その病児、病後児保育ということについては、現状でも、正式な形では病後児保育という形ではやっておりませんが、それに近い対応をしているというふうに判断しております。これは議員も御存じやと思うんですが、現状では保健室を設けておりますし、また、両園ともはなさと、南保育園とも保健師もしくは看護師が配置をされております。37度5分までを保育の目安として、高熱が出ている場合等も含めて、一定程度、病後児の対応も含めて、できるだけ保護者が働ける環境を確保するということの努力も含めてやらせていただいているところでございます。

それ以外にも、体の調子がよくなりましても、引き続き薬を持ってきて飲まざるを得ないということも含めてございますので、そういう保護者からの要望も含めて、基本的に対応できるようにということで現状でもやらせていただいているところです。

しかし、議員御指摘の病児・病後児保育ということにつきましては、議員も

おっしゃるとおり、非常に医療機関との連携というものが重要になってまいります。そうなりますと、いま現状でも、地域の医療機関、あるいは町の医師会との連携を図っていくことについてはなかなか困難性も含めてございます。そのことについては、そういう環境、状況が改善されていき、より速やかにそういう連携がとれていく状況が生まれてくれば、こちらも努力させていただきましても、もう一歩進めるということについても検討させていただきたいというふうに思います。

それと、子育て支援の対応ということでいいますと、新園の問題も含めてございます。新園、それ自身をつくること自身が子育て支援だというふうに基本的には考えております。それはいままでのように保護者が働いている、働いていないということの違いをもって預けることができない、長時間の対応も含めて、なかなかやっぱりできない部分も含めてございました。それをもう一度見直していくという意味では、新施設をつくっていく中で考えていくことだというふうに思っております。

根本的に言いますと、もっと突っ込んで話をしますと、いままでの幼稚園、保育園という既成概念をやっぱりいかに取り払って、いままで抱えていた問題点を統一していくのかということになっていくと思いますが、現状、法律自身がなかなかそこまで踏み込んでおりませんので、そのことも一定現場では視野に入れながら、子育て支援というのを見定めていきたいというふうに思っております。

それと、子育て支援センターを含めてございますので、子育て中の保護者の皆さんの相談等も含めて、より積極的に対応してまいりたいというふうに思っております。

それと、面積が現状の6,000平米では不足するのではないか。これは、当初、最低限の面積としては6,000平米というのを設定をさせていただきました。いろいろ、今議会でもそうですし、先の全員協議会でもそうですが、いろんな意見もちょうだいをしております。現実に保護者の皆さんからの意見も含めてございますし、安全性もろもろやっぱり確保していくためには、当然6,000平米を超える用地が必要となってくることも含めて考えられますので、そのことも含めて、一定配慮しながら、これからも検討を進めてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議 長

繁田君。

○11番

詳しい答弁をしていただいております。

一番何が大事かというたら、やはりそこに通われる子どもさんですね。乳幼児の方をいかに安全にそこで過ごしていただくかということでありまして、利用される保護者の方々がいかに、交通の便も含めて、通わせやすいところに立地をするかということも大事になってくると思います。

やっぱりこういった施設というのは一たん建ててしまうと、これあかんかったら、じゃあ、また、次どこかに建て直ししようかということとはできないんでね。だから、しかも幼保一体化というのは平群町では初めての取り組みになりますので、ですから、そのあたりは、平成27年4月の開園を目指すという、ゴールが決まってる中で対応していかなければならないという、ある意味非常に厳しい条件の中ではあるんですけども、しっかりとその点は内部で協議をしていただくと同時に、利用される町民の方々の御意見も聞きながら、あるいはまた、随時議会のほうにいろいろ案を御提示いただきながら、両輪となって進めていけるように配慮をしていただきたいということをお願いをしておきます。

1点目については以上で結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ちょっと質問があった中で、一つ飛ばしました。

小さい子どもたちと大きい子どもたちの園庭をどうして分けるのかということをおっしゃっていました。これは現状のはなさと保育園が2階建てで、その中で、これも小さい子どもたちを2階にあえて設定をしております。この場合は傾斜があるということもございましたので、今回考えておる平地とは若干違いがございますが、当然子どもたちの運動量が違ってまいります。やっぱり4歳、5歳、年齢とともに運動量が活発になってまいりますので、その子どもたちと、ゼロ歳は無理ですけども、1歳の子ども、2歳の子どもたちと一緒にしますと、当然、ぶつかり合ったりしてけがをすることも含めてございますので、その辺のところは一定区別をする。その中で、同じ同年代の子どもたちが一生懸命汗を流しながら活動できるという状況を確保するということを考えておりますので、そういう形で分けるという判断をしております。

ともに一緒にいろんなことをするということはございますけども、自由に遊ぶということについては、そういうふうに判断をしておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長

繁田君。

○ 1 1 番

質問した方が、自分の質問の答弁 1 点抜けてるの忘れてました。すいません。

御趣旨はよくわかります。やはり運動量が違いますので、その危険性を回避するためという意図はよくわかります。ただ、既に幼保一体化されている、認定こども園の運営をされているところに行ってお話を伺うと、園庭での運動というのは別にして、やはり異年齢での交流というのかな、そういうのはかなり積極的にされていますし、どうしても、いま、兄弟のいないお子たちが多いので、年長さんの人やったら、お兄さん、お姉さんらしく幼児に接したりというふうなこともあって、非常にいい傾向が見られているということですのでね、ぜひそういうことも考えながら取り入れながらやっていただきたいと思います。

1 点目については以上で結構です。

○ 議 長

総務財政課長。

○ 総務財政課長

御質問、2 項目めの役場庁舎の管理についての御質問です。

まず、1 点目の御質問についてですが、役場前駐車場につきましては、御指摘にありますように、排水が悪く、水のたまる場所や舗装の破損箇所が確かにございます。排水等の改善には、全面舗装の張りかえが基本的には根本的対策として必要ではありますが、財政の現状を考えますと、非常に困難な状況であります。

したがって、住民の皆様には危険のないようにと、日常の庁舎管理の中で、職員の手で応急的に簡易舗装材を利用した修繕等を行っております。同時に、今後の排水路の状況確認等につきましても、職員の手で日常的に行っています。当面はこれらのことを小まめに行うことにより、庁舎の安全管理に努めてまいりたいというふうに考えてます。

次に、2 点目で御質問のことですけれども、確かによく点字プレートの上や消防車庫前のゼブラゾーンがありますが、そういったところに時折駐車している車両を見受けます。その都度職員による注意喚起等にも努めているところあります。こうした迷惑駐車につきましては、ドライバーのモラルに起因することがそれは大きいように思うんですけれども、御指摘いただきましたようなことも含めて、例えば防災行政無線を使った館内放送等についても、その方策として取り入れながら、注意喚起に努めてまいりたいというふうに考えます。

次に、3 点目の身障者用のトイレのことです。

身障者の方が安心して使用していただける状態に当然保っておかなければな

らないところでありますけども、一部のトイレでは物置化しているところもございましたので、先般、再点検し、改善をしたところがございます。今後におきましても気をつけて管理してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

長
繁田君。

○11番

まず1点目の役場の駐車場の排水が悪くて、舗装も一定ではないために、非常に通行しにくいということなんですね。予算の面もあるのではという御説明だったんですが、これは、例えば水たまりを避けようとして高齢の方がこけたりということになった場合は、これはやっぱり庁舎管理の上で役場の責任なってくると思うんですね。本人の不注意だけでは済まない問題になってくると思うんです。

あそこの駐車場を舗装し直すとしたら、じゃあ、予算的にどれぐらいかかるかというのは試算をされているのでしょうか。それは絶対に予算化できないぐらいの金額になるのでしょうか。一度に全部できなれば、例えば半分ずつするというふうな方法もあるわけですから、とりあえずいまの状態というのは放置できないと思うので、その点についてはどのようなお考えを持っておられるのか聞かせていただきたいと思います。

それから、ゼブラゾーン、点字プレート上の駐車なんですけれども、これも余り頻繁にあるのでですね、1回注意したことあるんですよ。そしたら、ドライバーの方、やっぱり気がつかれなかったんですね。ここは点字プレート上だから速やかに移動してくださいと言ったら、すいませんと言うてのけてくれはったんですけれども、やっぱりそういう注意喚起しないと、多分よそでもその人は同じことをしてると思うんですよ。すると思うんですよ。それはやっぱり視覚障がいの方にとっては歩く指標を奪われるわけですから、そこでぼんと車にぶつかってしまったら、そこから先は歩けないんですよ。けがのもとにもなりますし、これ、ぜひ思い切った注意の喚起の仕方をしていただきたいんですよけれども、これは防災行政無線を使って館内放送ができるんですか。それはできるんですかね。ちょっとその辺、私知らなかったんですが。それやったら、やっぱりきょうはちょっと、上から見てたら、駐車場を車が多いそうやなというのはわかりますから、見てたらやっぱりナンバーを控えて、それは速やかに移動するように注意を喚起していただきたい。

それから、これは確認をしたわけではありませんから、一概には言えませんが、庁舎内に用事があるて来られている方以外の方がとめておられる例もある

と思うんですよ。そういう場合は、やはりここは役場庁舎に来られる方の、来庁者の駐車場であるということを知らせていただいて、できればそこへの駐車を避けていただくという方法もやっぱりとっていかないと、ただでさえ狭隘な駐車場がますます駐車できないという状態になってしまいますので、その点についてはどうでしょうか。

それから、身障者用の車いすマークのついたトイレの件なんですが、これについては使える状態にさせていただいたということですがけれども、どうしても平群町の人口からいうと、そんなに車いすで来庁される方というのはいらっしゃらないと思うんです。人数的に言うとね。ですから、ついついそれが物置になってしまうというちょっと残念なことになるんですけれども、どなたでもお使いになれますということでちょっとプレートでも張っていただいて、必ずそれは使える状態で保っていただきたいというふうに思います。

これは、また、何度か点検させていただきますので、よろしく願いいたします。

3点目については再答弁は結構ですが、1、2点目については答弁をお願いいたします。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

1点目の全面舗装した場合の予算、どの程度かということでの御質問やっただと思います。

正直言って、申しわけありませんけれども、かなり広いですので、単価で言うたらすぐに出るかなというふうには思うんですけれども、いまちょっと幾らという予算額というのは持っておりません。かなり面積がありますので相当程度必要というふうに考えてましたんで、職員の手で何とかやれるところはやっはいこうというスタンスでおりました。

ただ、そういうふうに結論づけるんやなしに、いま議員もおっしゃられましたように、予算額をまず弾き出して、全面的に無理なら部分的にもやっっていくというふうなことについては、今後改めて検討してみたいというふうに思います。

それから、庁舎利用外の、目的外の駐車の部分については、一定の看板等もあると思うんですけれども、もう少し周知がきちっと行き届くような形で考えてみたいというふうに思います。

○議 長

繁田君。

○ 1 1 番

駐車場の舗装の問題については、ぜひ検討していただいて、一遍に全部が無理であれば、できる範囲でやっていただくと、順次やっていただくということで、ぜひともこれは前向きに検討していただきたいと思います。

あと、その点字プレート上の駐車等々なんですが、これは以前に他の議員の方から役場の駐車場を広げる方策はないのかというふうな質問もあったと思うんですね。以前に。ただ、そのときも検討しますと言われて以降、全然改善されてないんですけれども。拡幅が無理であれば、もういたし方ないので、とりあえずその目的外駐車と思われる部分については速やかに注意を喚起して移動していただくということで、これは今後もきちっと取り組んでいただきたいということでお願いをしておきたいと思います。

2点目については以上で結構です。

○ 議 長

経済建設課長。

○ 経済建設課長

それでは、大きい3点目の西山間のまちづくりについてお答えをいたします。

まず1点目、西部地域の観光振興の位置づけについてお答えをいたします。

議員御指摘いただいておりますとおり、今年度におきまして観光基本計画を初めとし、椿井城、信貴山城整備構想などの観光振興を目的とする業務発注を行い、現在策定中であります。今年度におきまして信貴山の検証も行っており、iセンターの経営分析や信貴山城の整備構想、さらには信貴山のエリア全体のネットワークの考え方についても検討を加えて、次の展開につなげていきたいと考えておるところです。

鳴川につきましても、観光基本計画の中で一定の検証を行っているところです。西部地域につきましても、この二つの大きな拠点を西山麓線においてネットワークされ、沿道につきましても、フラワーロードの名称にふさわしい桜並木等の植樹を行うことで景観形成を行っていききたいと考えております。

都市マスの検証や現状の分析も踏まえまして、観光基本計画、さらには現在策定中であります5次総合計画にも反映をしていきたいと考えておるところでございます。

2点目でございます。

広域農道沿いで、櫛原地区内での土砂採取、搬入行為につきましても、土砂条例の許認可取得事業を含め3件あると把握をしております。これは件数で言いますと3件、事業主で言いますと4名ということになっております。

1件の許可取得事業につきましても、計画道路以上の土砂の搬入が見受けられ

ましたので、現在是正指導を行っているところです。その他2件の許可を得ずに実施をされた事業につきましては、停止命令を発令をし、工事を停止をさせて上で、今後の対応について指導しているところであります。

いずれの事業につきましても、多少時間が必要になると考えておりますが、行為者におきまして是正を行い、あわせて行為を完結をさせていただきたいと考えているところです。

今後につきましても、引き続きまして、法に基づく行政指導は行っていきたいと考えているところでございます。

3点目、土地利用の考え方の御質問にお答えをいたします。

市街化調整区域内で開発行為を実施する場合につきましては、都市計画法以外にもさまざまな関係法令の規制があり、土地利用についても厳しい制約があります。櫛原の周辺地区につきましては、都市計画マスタープランにおきまして自然環境ゾーン及び観光交流ゾーンとしまして、自然環境の保全を図るとともに、観光、レクリエーションや観光教育の場などとして活用を図ることを目指し、その必要性を掲げております。

ただ、先ほども申し上げておりますが、一方で土地利用計画に合致しない土地利用が行われているというのも事実であります。西山麓線の周辺地区につきましては市街化調整区域であります。さらに西側地区につきましては、自然公園法による金剛生駒国定公園にも指定をされております。このようなことで、当該区域につきましては、上位法の趣旨を守りつつ、豊かな自然環境の保全や景観形成を重視をする中で、土地利用のあり方を検討をしていく必要があると考えております。このことにつきましても、第5次総合計画の中で、土地利用の中で十二分に検討を加えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

繁田君。

○11番

フラワーロードについての観光利用に御答弁あったんですけれども、これは結局その観光基本計画というのをいま策定中なんで、まだはっきりはしないということだと思っんですが、ファーマーズマーケットについては、実際、あれはいまどういうふうな活用をされているんでしょうかね。

結構、フラワーロードについては、マウンテンバイクっていうんですかね、そういった方たちの集団が南のほうからずっと走ってこられたりとか、使われているのをよく見かけるんですけれども、そういう方たちの一定の休憩所というか、憩いの場みたいなのところも今後設置していかなければいけないんじゃないかな

いかなと思うんですけれども、観光開発という意味においてもですね。そのあたり、もうちょっと具体的にどういうふうにやっていこうというふうに考えておられるのかというのがイメージがわからないんですけれども、第4次総合計画の中でも、一定基本方針としてですね、金剛生駒国定公園を初めとする自然環境保全、景観保全、防災等、多様な機能を有する生駒山地及び矢田丘陵の緑地保全を図るということで、里山の保全と活用策を模索するというふうに書かれています。それと同時に、そのあたりの観光開発ということについても、いま答弁の中にもあったかと思うんですけれども、鳴川信貴山地区における特色ある景観整備や名物名所づくり等による拠点性の向上ということがうたわれています。

あるいはまた、西部地域における地域の基幹産業である農業振興に直結するファーマーズマーケット等の観光拠点の形成、豊かな里山の自然環境を活用した体験学習型の観光レクリエーション拠点の形成というところが、これは第4次総合計画の中で書かれているわけなんですけれども、検証中ということなんです。このあたりについてはどのように検証されて、次につなげていこうというふうに考えておられるのでしょうか。

観光基本計画の完成を待ってということであればそれでも結構なんです。いま現在検証されていることがあればお示しをいただきたいと思います。

それから、それと連動するんですけれども、櫛原地区の西側ですね。観光交流ゾーンになっていると、自然環境保全で環境交流ゾーンという位置づけをされていて、その活用を図ることとなっているんですけれども、2点目にお尋ねをいたしました造成工事というのか、土砂条例に基づいて許可をされた工事現場が3件あるということです。

1件目については、その計画以上の搬入があったので、是正を命令しているということで、これは平群町の土砂条例の第16条に基づく改善勧告なのか、第17条に基づく改善命令なのか、いまどういう状態にあるのかというのをもう少し詳しくお聞きしたいんです。

それと、2件については停止命令が出たということで、これは第18条に基づく当該工事施工の停止を命ずることができるということに基づいてされていると思うんですが、今後については、起業者との話し合いの中で、原状回復ということも出てくると思うんですけれども、その点についてはどういう協議がなされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目に、ファーマーズマーケットの御質問がありました。ファーマーズマーケットにつきましては、平成17年の10月に開設をされております。それで、平成21年6月の28日をもって一たん休止をするということで、これにつきましては21年の6月議会でも報告をさせていただいたところでございます。

調査研究、または検討機関を設けて新たな方向性を検討すると、こういうふうなことで説明させていただいたんですけども、ファーマーズマーケットにつきましては、4次総計、または都市計画マスタープランにも明確に土地利用ということで位置づけをされております。これにつきましては、一定整理をする時期に来ておるということで考えておるところでございます。

議員、3点目の土地利用の考え方ということで、最初にお答えをさせていただいておりますけども、この土地利用の考え方の中で、もう少しそのファーマーズマーケットの久安寺エリア、またはその櫛原地区のエリア、これにつきましては現在の土地利用のあり方の検証も含めて整理をするという、そういった時期に来ておるといふふうに考えておりますので、ちょっと今後、現在5次総合計画も策定中でございますので、そういったことも含めて検討させていただきたいということでもよろしく願いをしておきたいと思っております。

2点目の観光の考え方ということで、もう少し具体的にということでございます。

現在ですね、観光基本計画ということで策定中であります。その中で、一定ですね、そういったこと、西部地域につきましても、当然のことながら、報告書の中で記述をしていきたいというふうに考えております。現在まだ策定中なので、考え方ということなんですけども、その拠点とエリアということになりますと、その西部地域の拠点、まず一つは信貴山ですね、これは大きな拠点になります。その信貴山につきましては、大きなエリアを形成しております、お寺、また門前で、現在その整備構想を策定しております信貴山城、この信貴山城につきましては、椿井城とセットということ考えていったらいいということで、当然、その歴史上の人物も含めてストーリー性を持たすということ、それと、あと、県のほうでいま現在進めていただいております大門ダム、大門ダムも一つの観光の拠点にするということで、平群町、三郷町の中でそういったことで進めておるということでございまして、そんなことをネットワークする。この中心がiセンターであるということで展開をしてまいりたいというふうに考えております。

ただですね、この信貴山につきましては、拠点と言いますが、鉄道駅に

つきましては、残念ながら信貴山下、または王寺ということになっております。もう一つが鳴川千光寺、鳴川千光寺につきましては、信貴山とはやはり一線を画した、ああいった集落の中のお寺でございますので、のどかな棚田の風景であるとかですね、そうした山寺の修験道の行場があります。景観形成も非常に見事な景観形成でありまして、その地位を向上さすというような、そういったことも含めて、現在、観光計画の中ではどのような位置づけにしていくか、当然のことながら、大きな拠点なんですけども、それはいま現在検証しておるということでございます。

この千光寺につきましては、これは鉄道駅は元山上口駅であるということになっております。このことを言いますと、信貴山と千光寺につきましては、拠点とエリアという面では全く別のものであると、意図的にそのネットワークをすするというのは無理があるという、そんなことがあります。観光計画の中では基本的には個別発信をしていったらどうかという、そんな考え方であります。

ただ、この二つの拠点をアクセスするフラワーロードという、そういった道路があるわけです。この沿道につきましては、平群の日本一の小菊の大産地がある。または、先ほども高幣議員のほうからありましたけども、中間点には桃源郷ということで花の名所ということでも非常に人気が高い。そんなところもありますので、できるだけそういうネットワーク、拠点と面、またネットワーク、そんなことも含めて、一定考え方というのは整理をしていきたいということと考えております。

あとですね、先ほども高幣議員のほうからありましたけども、コミバスの観光ルート、これにつきましても、西山麓線については視野に入れて考えていくべきであるというふうにも考えております。

そんなことも含めまして、観光基本計画ということで、これ、西部地域だけじゃなしに、当然その椿井城であり、道の駅であり、いろんな観光スポットがありますので、そんなこともすべて包含した中で一つの計画としてお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

観光計画を初めとしまして、地域活性化方策につきましては、昨年全員協議会のほうで一定の報告、中間報告をさせていただいております。また、これにつきましては、改めて報告をする時間をとっていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議 長

繁田君。

○11番

すいません。もう1点答弁お願ひします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

許可を受けて、現在休止されているという行為につきましては、土砂条例の16条の勧告ということでございます。停止命令の停止につきましては18条ということです。

その土砂条例の16条ですね、16条のその現場につきましては、現在ですね、原状復旧ということも視野に入れますけども、そういったものも含めて、土地の所有者と現在接触をしておるというのが状況であります。

○議長

繁田君。

○11番

あのフラワーロードで結んでいく、南の信貴山と、それから北に位置する千光寺なんですけれども、そこをずっと走ってるフラワーロードを生かしながら観光開発をしていきたいということで、ぜひこれは、第4次総合計画の検証を踏まえた上で、第5次総合計画に反映させていただきたいと思っておりますし、やはり西山間のあの自然は非常に大きな平群町民全体の財産であるとともに観光資源としても非常に大きなものですので、ぜひともこれは鋭意取り組んでいただいて、平群町に人を呼び込んでいただけるような形に持って行ってほしいと思います。

コミバスも観光ルートとしても視野に入れながらという御答弁だったんですけれども、どうしてもやっぱりフラワーロードを走っていくと、櫛原地区の、いま、さくがされている山肌がむき出しになった地域というのが目立って仕方がないんですよね。なぜあんなことになったのかということをやはり検証していかなければいけないと思うんです。もちろん起業者というか、相手のあることなんですけれども、もともとは何か農園をするというふうな、そこで農業をしたいというふうなことから平群町のほうに許可を求めてこられたというふうな1件は聞いてるんですね。それやったら、まあまあいいことだろうと、あそこの自然環境とマッチする形やし、鳴川あたりやったらシイタケの栽培なんか結構行われていましたから、それと一体的に農地として、農業をするという目的で開発していただけるのであればいいことではないかというふうに思ってたんですけれども、実際はなかなかそういうふうになっていないという現状です。

土砂条例はやはり生活環境の保全、災害の防止、住民の健康で安全かつ快適な生活を確保するというを目的として平群町が独自に制定した条例ですの

で、この運用については、やはりかなり厳しい目を持ってやっていただきたいと思うんです。当然上位法がありますから、法律をクリアしてたらできるというもんですけれどもね、条例第3条の第1項については、その除外される法律ということが上げられていますから、それに合致していればいいというものの、やはり平群町のまちづくりの基本計画である総合計画にそぐわないような申請あるいは造成計画については、やはり厳しい態度をとっていただきたいと思いますし、いま現在そういう形で指導していただいているということについては評価をしたいと思います。

午前中の町長の答弁であったと思いますけれども、土砂条例については現在見直しをかけておられるということで、検察庁云々というお話がありましたが、それはおそらく罰則についてですね、これは料料がどのあたりが適切かという部分についてはなかなか難しい問題があるので、おそらくその点は検察のほうとの御協議をされていることと思いますが、やはり平群町の自然を守るんだと、ああいう形で破壊されることがないように、もし万一そういうことが起きた場合にでも、毅然とした態度でやっぱり原状復帰を求めていくという姿勢を貫いていただきたいと思います。

このことを申し上げて、一般質問を終わります。

以上です。

○議長

繁田君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 5時15分)